

長崎県地域防災計画

資 料 編

平成24年6月修正

長崎県防災会議

目 次

1	防災組織	1
ア	防災会議（県危機管理課）	1
（1）	長崎県防災会議条例	1
（2）	長崎県防災会議運営要綱	2
（3）	長崎県防災会議委員名簿	4
イ	災害対策本部（県危機管理課）	5
（1）	長崎県災害対策本部条例	5
（2）	長崎県災害対策本部規程	6
（3）	長崎県災害対策本部事務処理要領	8
（4）	長崎県災害対策本部組織図	13
（5）	災害対策本部組織及び事務分掌	14
（6）	地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所	18
ウ	災害警戒本部（県危機管理課）	19
（1）	長崎県災害警戒本部設置要領	19
エ	その他	22
（1）	特殊重大災害発生時における初動体制要領（県危機管理課）	22
（2）	雲仙岳防災連絡会議要綱（県危機管理課）	30
（3）	農林部災害対策本部設置要領（県農政課）	32
（4）	農林部災害対策執務要領（県農政課）	36
2	防災機関の緊急連絡先一覧表（県危機管理課）	39
3	各種協定等	40
ア	災害時における放送要請	40
（1）	災害に関する対策のための放送要請に関する協定 （県危機管理課、NHK長崎）	40
（2）	緊急警報放送に関する確認事項（県危機管理課、NHK長崎）	41
（3）	災害時における放送要請に関する協定 （県危機管理課、NBC、KTN、エフエム長崎、NCC、NIB）	42
イ	災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書 （県福祉保健課、日本赤十字社長崎県支部）	49
ウ	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 （県福祉保健課、長崎県生活協同組合連合会）	51
エ	災害時における物資の供給に関する協定書 （県福祉保健課、マックスバリュ九州(株)、イオン九州(株)、(株)イズミ、(株)セブン・イレ ブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、NPO法人コメリ災害対策セ ンター、サントリーフーズ(株)	56
オ	災害時における物資の保管等に関する協定書 （県福祉保健課、長崎県倉庫協会、長崎県冷蔵倉庫協会）	72
カ	災害時における仮設トイレの供給に関する協定書 （県福祉保健課、(株)レンタルのニッケン長崎営業所）	80
キ	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 （県廃棄物対策課、(社)長崎県産業廃棄物協会、長崎県環境整備事業協同組合、 長崎県環境保全協会）	82
ク	災害時におけるLPガス供給に関する協定 （県消防保安室、(社)長崎県LPガス協会）	88
ケ	大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書 （県地方機関、(社)長崎県建設業協会各支部、(社)長崎県港湾漁港建設業協会）	91

コ	災害時の医療救護に関する協定（県医療政策課、(社)長崎県医師会）	95
サ	災害時における医薬品の供給に関する協定 （県薬務行政室、長崎県医薬品卸業組合）	98
シ	災害時における医療材料等の供給に関する協定 （県薬務行政室、長崎県医科器械協会（現：長崎県医療機器協会））	99
ス	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 （県住宅課、(社)プレハブ建築協会）	100
セ	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 （県住宅課、(社)長崎県宅地建築物取引業協会、(社)全日本不動産協会長崎県本部）	102
ソ	災害時における支援に関する協定書 （県危機管理課、長崎県石油商業組合）	106
タ	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書 （県危機管理課、(株)ココストア、(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、(株)壺番屋、(株)モスフードサービス、(株)吉野家）	110
チ	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書 （県危機管理課、西日本高速道路(株)九州支社）	126
ツ	災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定書 （県新幹線・総合交通対策課、(社)長崎県トラック協会）	128
テ	九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書 （県建設企画課、九州地方整備局）	134
ト	九州・山口9県災害時応援協定 （県人事課、危機管理課、新幹線・総合交通対策課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、漁港漁場課、農産加工・流通室、住宅課、道路維持課、港湾課、九州・山口9県）	140
ナ	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互支援に関する協定書	170
4	防災ヘリコプター（県危機管理課）	173
ア	長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱	173
イ	長崎県防災ヘリコプター運航管理業務実施細則	180
ウ	長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	187
5	ヘリコプター離着陸場等（県危機管理課）	194
ア	離着陸場一覧表	194
イ	離着陸適地一覧表	195
ウ	地上と航空機との交信方法	201
6	自主防災組織（県危機管理課）	202
	長崎県内の自主防災組織の状況	202
7	総合防災訓練（県危機管理課）	203
	長崎県総合防災訓練実施要綱	203
8	道路災害予防計画（県道路維持課）	207
ア	異常気象時における道路通行規制要領	207
イ	道路監視員による道路パトロール実施要領	208
9	自衛隊派遣要請計画（自衛隊）	210
ア	県内自衛隊の配置及び管轄区域	210
イ	派遣要請の系統	211

ウ	市町村側において準備すべき資材及び器材等について	212
エ	災害派遣対象器材	213
10	救急医療体制（県医療政策課）	216
ア	長崎県の救急医療体制	216
イ	救急告示医療機関一覧表	217
ウ	防疫用薬剤等調達先調	221
11	緊急輸送道路ネットワーク計画（県道路建設課、道路維持課）	223
	緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表	223
	緊急輸送道路ネットワーク計画図	228

1 防災組織

ア 防災会議

(県危機管理課)

(1) 長崎県防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 1 日)
(長崎県条例第 47 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 15 条第 8 項の規定に基づき、長崎県防災会議(以下「防災会議」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の総数は、47 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 3 条 防災会議に、幹事 50 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 54 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年条例第 3 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 長崎県防災会議運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、長崎県防災会議条例（昭和37年長崎県条例第47号）第5条の規定に基づき、長崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。

5 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者にその権限を委任することができる。

6 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹 事 会)

第3条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、危機管理課長の職にある幹事がこれに当たる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

5 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事長が必要を認める範囲の幹事について招集することができる。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置について、知事に意見を述べること

(2) 長崎県地域防災計画の要旨を公表すること

(3) 村地域防災計画及び指定地域市町村防災計画の作成又は修正について知事に意見を述べること

(4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(記 録)

第5条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 防災会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 会議の経過

(5) その他参考事項

(補 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和38年3月28日から施行する。

附 則

この要領(改正)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 長崎県防災会議委員名簿

長崎県防災会議委員名簿(66名) (平成24年6月4日現在)

機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
会 長(災害対策基本法第15条等2項)			
長 崎 県	知 事		
指定地方行政機関(災害対策基本法第15条第5項1号委員) 15名			
九州管区警察局	局 長	九州総合通信局	無 線 通 信 部 長
九州厚生局	局 長	九州森林管理局	局 長
九州農政局	局 長	長崎海上保安部	部 長
九州防衛局	局 長	大阪航空局長崎空港事務所	所 長
九州地方整備局	局 長	九州運輸局長崎運輸支局	支 局 長
九州経済産業局	総 務 企 画 部 長	長崎海洋気象台	台 長
九州産業保安監督部	部 長	長崎労働局	局 長
福岡財務支局長崎財務事務所	所 長		
陸上自衛隊(災害対策基本法第15条第5項2号委員) 1名			
陸上自衛隊第16普通科連隊	連 隊 長		
教育委員会(災害対策基本法第15条第5項3号委員) 1名			
長崎県教育委員会	教 育 長		
警察本部(災害対策基本法第15条第5項4号委員) 1名			
長崎県警察本部	本 部 長		
県 機 関(災害対策基本法第15条第5項5号委員) 17名			
長 崎 県	副 知 事	長 崎 県	水 産 部 長
"	危 機 管 理 監	"	農 林 部 長
"	総 務 部 長	"	土 木 部 長
"	企 画 振 興 部 長	"	出 納 局 長
"	国体・障害者スポーツ大会部長	"	交 通 局 長
"	県 民 生 活 部 長	"	県南・対馬保健所長
"	環 境 部 長	"	こども政策局長
"	福 祉 保 健 部 長	長崎県病院企業団	企 業 長
"	産 業 労 働 部 長		
市町及び消防(災害対策基本法第15条第5項6号委員) 5名			
長崎県市長会	会 長	佐世保市消防局	局 長
長崎県町村会	会 長	(財)長崎県消防協会	会 長
長崎市消防局	局 長		
指定公共機関又は指定地方公共機関(災害対策基本法第15条第5項7号委員) 25名			
日本銀行長崎支店	支 店 長	(社)長崎県LPガス協会	会 長
日本赤十字社長崎県支部	事 務 局 長	(社)長崎県バス協会	会 長
日本放送協会長崎放送局	局 長	(社)長崎県トラック協会	会 長
西日本高速道路(株)九州支社	支 社 長	島原鉄道(株)	代 表 取 締 役 社 長
九州旅客鉄道(株)長崎支社	支 社 長	松浦鉄道(株)	代 表 取 締 役
西日本電信電話(株)長崎支店	支 店 長	九州商船(株)	代 表 取 締 役 社 長
郵便事業(株)長崎支店	支 店 長	長崎放送(株)	報 道 局 長
日本通運(株)長崎支店	支 店 長	(株)テレビ長崎	報 道 局 長
九州電力(株)長崎支社	支 社 長	長崎文化放送(株)	報 道 制 作 局 長
(社)長崎県医師会	会 長	(株)長崎国際テレビ	報 道 局 長
(社)長崎県歯科医師会	常 務 理 事	(株)エフエム長崎	放 送 部 長
(社)長崎県看護協会	会 長	(株)長崎新聞社	編 集 局 長
西部ガス(株)長崎支社	支 社 長		

イ 災害対策本部

(県危機管理課)

(1) 長崎県災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 1 日)
(長崎県条例第 48 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、長崎県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 長崎県災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は長崎県災害対策本部条例(昭和37年長崎県条例第48号)第3条及び第4条の規定に基づき、長崎県災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副知事をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員(以下「本部員」という。)がその職務を代理する。

(災害対策本部員及び職員)

第4条 本部員は次の職員をもって充てる。

(1) 危機管理監

(2) 総務部、企画振興部、国体・障害者スポーツ大会部、県民生活部、環境部、福祉保健部、産業労働部、水産部、農林部、土木部の部長

(3) 出納局、交通局の局長

(4) 教育長

(5) 警察本部長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、次の職員をもって充てる。

(1) 長崎県職員定数条例(昭和24年長崎県条例第43号)に定める職員

(2) 警察職員の定数に関する条例(昭和29年長崎県条例第22号)に定める職員

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)附則第8条に規定する職員

(部及び班)

第5条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長、副部長及び班長)

第6条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。

2 部長、副部長及び班長は、別表第1のそれぞれの担当職欄に掲げる職にある本部員及び本部職員をもって充てる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その事務を代理する。

4 班長は、当該班の所掌事務について、部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。

(情報員及び連絡員)

第7条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから情報員及び連絡員を指名して常駐させるものとする。

2 情報員は、気象及び災害情報の接受、収集及び整理にあたる。

3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策そ

他の防災に関する重要な事項について協議する。

本部会議は、必要のつど、本部長が招集する。

(地方本部)

第9条 地方における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、対策本部に地方本部を置く。

2 地方本部の名称及び所管区域並びに設置場所は、別表第2のとおりとする。

3 地方本部は、その所管区域内のある県の出先機関をもって組織する。

4 地方本部に地方本部長を置く。

5 地方本部長は、振興局長の職にある本部職員をもって充てる。

(地方本部長の職務)

第10条 地方本部長は、本部長の命を受け、地方本部の所管区域内における防災に関する事務を処理する。

2 地方本部長に事故があるときは、地方本部長があらかじめ指名した地方本部の本部職員がその職務を行う。

(地方本部の組織)

第11条 地方本部の組織等に関し必要な事項は、対策本部の組織等に準じ本部長に協議のうえ、地方本部長が定める。

(現地本部)

第12条 本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、長崎県現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設けるものとする。

2 現地本部の組織その他必要な事項については、そのつど、本部長が定める。

(他の法令との関係)

第13条 対策本部における事務は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和34年法律第193号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによる。

2 前項の場合においては、本部長は当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らねばならない。

(補 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

改正	昭和47年5月1日	改正	平成13年4月1日
改正	昭和50年4月1日	改正	昭和18年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	平成20年4月1日
改正	平成8年4月1日	改正	平成21年4月1日
改正	平成11年4月1日	改正	平成23年4月1日

(3) 長崎県災害対策本部事務処理要領

1 目的

この要領は、長崎県災害対策本部条例（昭和 37 年長崎県条例第 48 号）及び長崎県災害対策本部規程に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎海洋気象台からの気象情報及び警報等（以下「気象情報等」という。）の連絡は、危機管理課防災室へ通報されるが、これを危機管理課防災班参事、危機管理課長、秘書課長、危機管理監に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

(1) 危機管理監（総務対策部長）は、気象情報等によって、災害が発生し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、知事（本部長）及び各部長に対し、状況を報告又は通報する。

知事（本部長）は、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは長崎県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、県内に震度 5 弱以上の地震が発生あるいは長崎県内に津波警報（津波・大津波）が発表された場合は自動的に災害対策本部が設置される。

(2) 本部が設置されたときは、原則として本部室を新別館 3 階災害対策本部室に置く。ただし、災害の程度によっては本部室を危機管理課に置くことができる。

(3) 本部室及び県庁正面玄関には「長崎県災害対策本部」の表示を行うものとする。

(4) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

(5) 本部室の装備

本部室には次の装備を架設する。

災害用電話（含行政無線専用電話）	12 基
海洋気象台専用電話	1 基
警察専用電話	1 基
消防防災無線電話	1 基
レーダー雨量計表示装置	1 基
気象情報収集システム表示装置	1 式
電話ファックス指令装置	1 式
災害用管内大地図	1 基
台風進路掲示板	1 基
その他所要の装備	若干

4 災害対策本部設置の広報及び伝達

本部を設置したときは、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎のテレビ又はラジオを通じて広く県民に周知するとともに、勤務時間中においては庁内放送をもって庁内職員に対して周知するものとする。

5 災害対策本部室の勤務体制と班の組織

(1) 本部室には、総務対策班のほか他の本部等から派遣された連絡員及び情報員を常駐させる。

また、長崎県災害対策本部規程第 8 条に基づき本部会議が招集されたときは、本部室に、本部会議室を設置する。

(2) 関係機関との連絡、災害情報の収集等の確な措置をとるため、総務対策班に次の 5 係を置く。

- ア 総務連絡係
 - 本部運営の総合調整
 - 部外諸機関との連絡
 - 本省及び東京事務所への報告・連絡
 - 自衛隊の出動要請
 - 自衛隊との相互調整
 - 警察本部からの災害情報の収集と調整
 - 主要被災地からの民生安定対策に必要な情報の収集と連絡
 - その他班長の命令・伝達
- イ 地方本部係
 - 災害対策地方本部及び市町からの災害情報の収集
 - 被害報告の受理
 - 災害対策地方本部及び市町への連絡
- ウ 気象台、海上保安部係
 - 海洋気象台からの気象情報の収集
 - 雨量レーダー情報等の収集
 - 海上保安部からの災害情報の収集と調整
- エ 生活情報係
 - 電気、ガス、水道等生活関連情報の収集
- オ 集計記録係
 - 災害報告書の集計と記録

(3) 各部の連絡員は原則として各部の主管課総括課長補佐をもって充て、次に掲げる事項について各部各班との連絡に当たるものとする。

- ア 本部長命令、指示、伝達
- イ 気象情報等の伝達
- ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達
- エ 部内の災害対策についての連絡調整

(4) 各部の情報員は、各所管部に係る災害情報、被害状況等の把握及びその対応（処理）等にあたるものとする。

6 配備要員の招集

(1) 県本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担任意務を定め、所属職員に周知徹底し、知事（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

災害対策本部、災害警戒本部体制

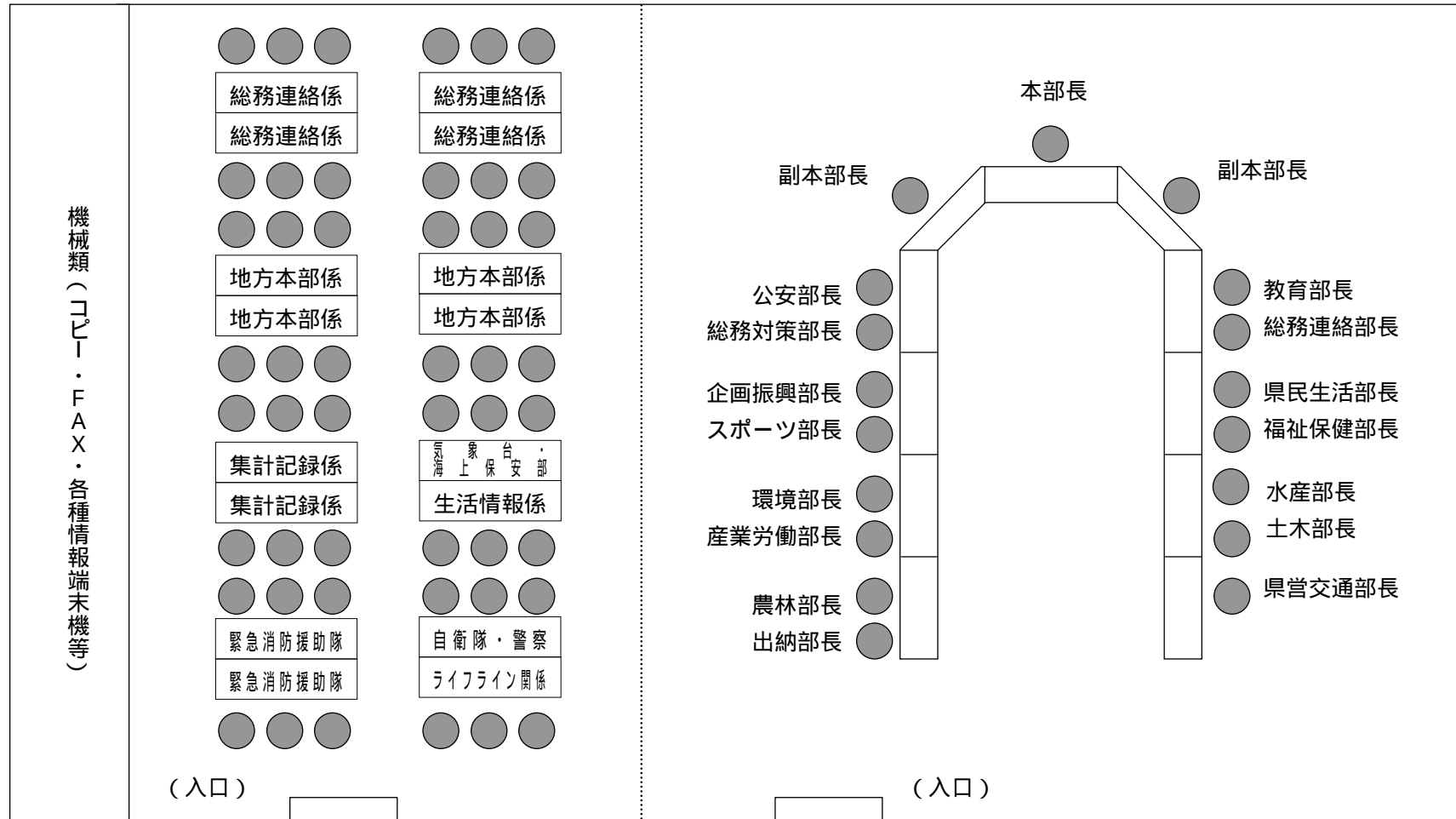
配備区分	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県 災害警戒本部	警戒配備	・災害発生のおそれのある各種気象情報の発表時	・震度4発生 ・津波注意報発表	・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する警戒態勢	・危機管理課・消防保安室の指定された職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
	第1配備	・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報（津波）発表	・噴火警報（居住地域）レベル4（避難準備）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・危機管理課・消防保安室の指定された職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・津波警報（大津波）発表	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表 ・噴火警報（居住地域）レベル4（避難準備）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	・危機管理課・消防保安室の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき	県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員
	特別配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	-	-	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員

(2) 配備要員の招集については、庁内放送及び電話連絡等最もすみやかにできる方法による。

7 警戒体制

- (1) 本部設置前において警戒体制がとられたときは、本部要員は自宅、その他の場所で所在連絡方法を明らかにして待機する。
- (2) 各部・各班は、常日頃から気象情報に注意し、情報の推移によっては、各班の配備要員の再確認と不在中の要員については代替要員の指定を行い、本部設置に伴う配備要員の招集に応ずる体制を確立する。
- (3) 招集を受けた配備要員は、昼夜の別なく、又交通機関の有無にかかわらず最も短時間に定められた場所に到着するよう努めなければならない。

災害対策本部配置図（県庁新別館3階）



8 各部相互間及び防災関係機関の応援動員

(1) 動員要請

県本部の各対策部長は、他の対策部の職員の応援をうけようとするときは、次の事項を示して動員班（人事課）に要請する。

- ア 応援を要する期間
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 応援を要する職種等
- オ 集合日時、場所、携行品
- カ その他必要事項

(2) 動員の措置

ア 動員班（人事課）は、応援要請内容により、余裕のある他の対策部から動員の措置を講ずるものとする。

イ 応援のため動員指示を受けた対策部は、対策部内の実情に応じて他の対策部の応援を行う。

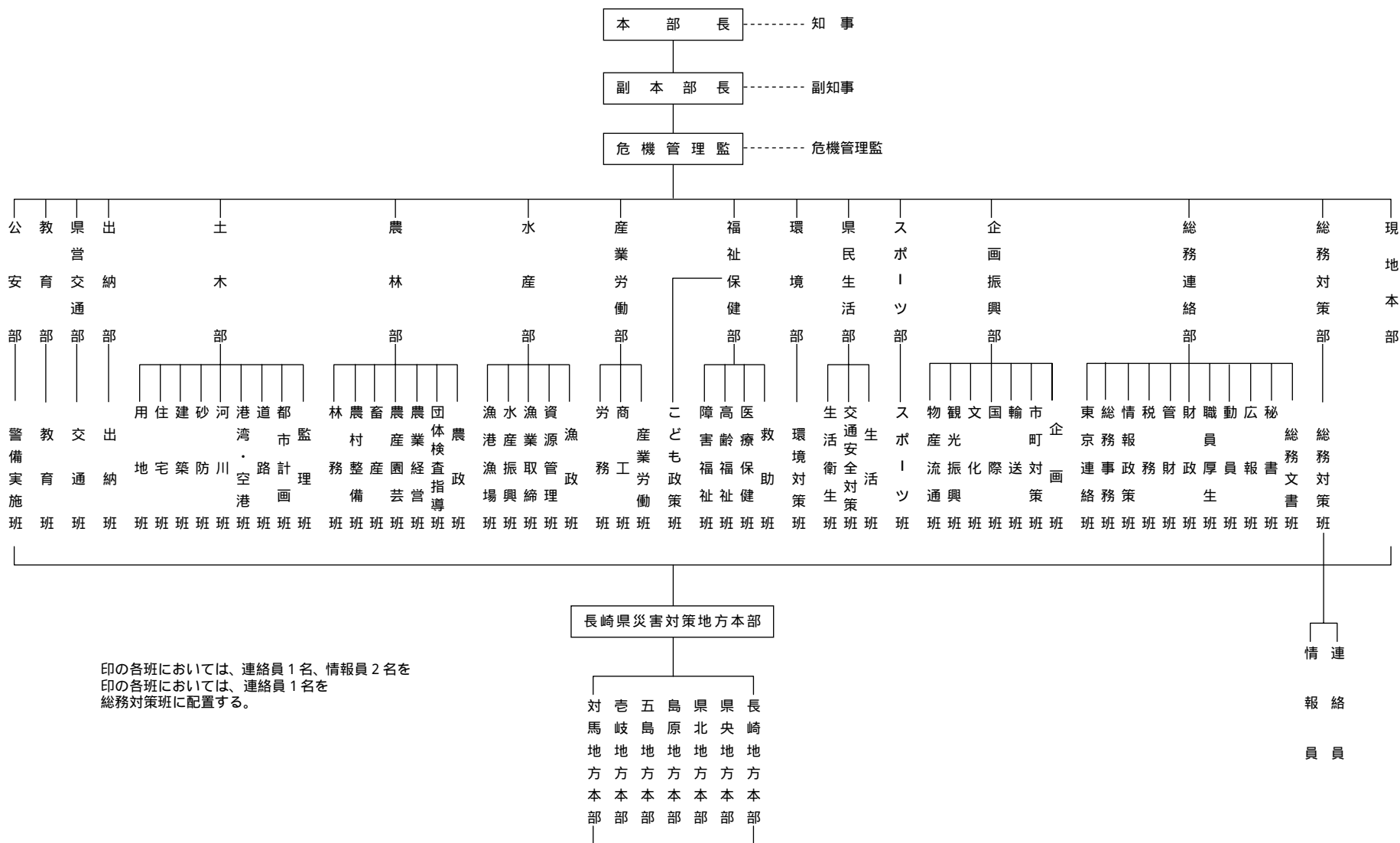
(3) 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第 29 条によって他の機関から応援を求める。

(4) 地方本部において応援を必要とするときは、(1) の県本部に準じて応援を求める。

地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方本部	対馬市	対馬振興局

(4) 長崎県災害対策本部組織図



印の各班においては、連絡員1名、情報員2名を
 印の各班においては、連絡員1名を
 総務対策班に配置する。

(5) 災害対策本部組織及び事務分掌

(長崎県災害対策本部規程 別表第1)

部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
総務対策部	(部長) 危機管理監 (副部長) 危機管理課長	総務対策班	危機管理課長 消防保安室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関すること 2 本部会議に関すること 3 総合的災害対策の樹立及び各部関係機関との連絡調整に関する こと。 4 本部職員の非常招集に関すること。 5 自衛隊の出動要請に関すること。 6 国会、中央官庁等に関する要望書の作成に関すること。 7 災害情報の収集並びに記録に関すること。 8 気象情報の接受及び通報に関すること。 9 消防署、消防団その他消防指導に関すること。 10 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。 11 災害対策本部の通信施設に関すること。
総務連絡部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務文書課長	総務文書班	総務文書課長 県民センター長 学事振興室長 県庁舎建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部総務連絡部の運営に関すること。 2 本部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 3 総務部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 4 災害対策本部、他部との連絡調整に関すること。(他班の所管に 属するものを除く) 5 部内関係の被害状況の収集及び本部への報告に関すること。(他 班の所管に属するものを除く) 6 部内関係の被害に対する対策に関すること。 7 部内各班の活動の総合調整に関すること。 8 県民からの問い合わせ、意見に関すること。 9 長崎県公立大学法人、私立学校の被害状況の収集及びその対策 に関すること。
		秘書班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の災害視察に関すること。 2 災害見舞及び視察者の応対に関すること。
		広報班	広報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の広報に関すること。 2 災害写真の撮影及び収集に関すること。 3 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
		動員班	人事課長 新行政推進室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員の配置及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。
		職員厚生班	職員厚生課長	職員の罹災状況調査及び見舞金等の給付と貸付に関すること。
		財政班	財政課長	災害対策にかかる予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有財産の被害状況の収集及びその対策に関すること。 2 被災地視察用自動車の配車に関すること。 3 災害対策本部の通信施設に関すること。
		税務班	税務課長	県税の減免等に関すること。
		情報政策班	情報政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁LAN等ネットワークの運用確保に関すること。 2 P C等情報機器の調達に関すること。
		総務事務班	総務事務センター長	災害対策に係る物品の調達に関すること。
東京連絡班	東京事務所長	国会、中央官庁等との連絡調整、広報及び資料配布に関すること。		
企画振興部	(部長) 企画振興部長 (副部長) 政策企画課長	企画班	政策企画課長 土地対策室長 まちづくり推進室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害調査団等に関すること。 2 災害復旧と県勢振興計画の調整に関すること。 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。
		市町対策班	地域振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の緊急資金のあっせんに関すること。 2 市町村税の-減免等の情報提供-助言に関すること。
		輸送班	新幹線・総合交通 対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 運輸施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。 2 輸送計画全般に関すること。 3 応急救助物資の陸上輸送に関すること。
		国際班	国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。

部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
企画振興部	(部長) 企画振興部長 (副部長) 文化観光物産局 長	文化班	文化振興課長 世界遺産登録推進室長 アジア・国際戦略課長	1 局内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。 2 所管施設・設備の安全性の確保 3 県が主催する文化芸術事業（イベント等）の実施についての検 討、連絡調整
		観光振興班	観光振興課長	1 所管団体及び施設の被災状況の把握 2 県が主催する物産関係事業の実施についての検討・連絡調整
		販売戦略班	販売戦略課長	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関する こと及び所管施設の被災状況把握、その対策に関する こと 2 県内観光施設の被災状況についての情報収集および 応急対策に関すること
スポーツ部	(部長) 国体・障害者ス ポーツ大会部長 (副部長) 県民スポーツ課 長	スポーツ班	県民スポーツ課長 大会総務課長 競技式典課長 施設調整課長 障害者スポーツ大会 課長	1 部内及び競技施設等の被害状況の収集及びその対策並びに連絡 調整に関する こと。
県民生活部	(部長) 県民生活部長 (副部長) 県民安全課長	生活班	県民安全課長 男女参画・県民協 働課長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生 活課長	1 災害時における消費者物価に関する こと。 2 災害ボランティア救援本部及び災害ボランティア関係課との連 絡調整に関する こと。 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。
		交通安全対策班	交通安全対策課長	災害時における交通安全対策に関する こと。
		生活衛生班	生活衛生課長	1 食品衛生関係営業等に係る被害状況収集及び食品衛生対策に 関する こと。 2 生活衛生関係営業等に係る施設の被害状況収集及びその対策 に関する こと。
環境部	(部長) 環境部長 (副部長) 環境政策課長	環境対策班	環境政策課長 未来環境推進課長 水環境対策課長 廃棄物対策課長 自然環境課長	1 水道施設の被害状況収集及び復旧対策に関する こと。 2 下水道、農業集落排水、浄化槽の被害状況収集及び復旧対策に 関する こと。 3 応急給水に係る連絡調整及び対策に関する こと。 4 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄物処理施設等に関する こと。 5 国、他都道府県、県内市町及び廃棄物関係業界への支援要請及 び連絡調整を行い、災害廃棄物及びし尿の処理に関する広域的 な支援体制の確保に関する こと。 6 自然公園施設の災害対策に関する こと。 7 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健部 次長	救助班	福祉保健課長 監査指導課長 国保・健康増進課長 原爆被爆者援護課長	1 災害救助法に基づく諸対策に関する こと。 2 人的及び家屋の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。 3 災害弔慰金、災害援護資金に関する こと。 4 義援金品等の受付、配分及び輸送に関する こと。 5 日本赤十字社長崎県支部との連絡に関する こと。 6 社会福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対 策に関する こと。（他班の所管に属するものを除く） 7 保護施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。 8 生活福祉資金に関する こと。 9 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。
		医療保健班	医療政策課長 医療人材対策室長 薬務行政室長	1 災害時の医療救護に係る医療班の編成及び派遣指導に関する こと。 2 医療機関の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。 3 医薬品等の調達及び配分、輸送等及び毒物劇物による保健衛生 上の危害防止に関する こと。 4 看護師等養成施設の被害状況の情報収集及び対策に関する こと。 5 防疫に関する こと。 6 避難住民の健康対策に係る こと。
		高齢福祉班	長寿社会課長	1 老人福祉施設、老人保健施設の被害状況の情報収集及びその対 策に関する こと。 2 在宅要援護高齢者の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。

部名	部長・副部長 担当職	班名	班長担当職	事務分掌
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健部 次長	障害福祉班	障害福祉課長	1 障害者福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。 2 障害者福祉施設の仮入所調整等に関する こと。 3 在宅要援護障害者の被害状況の情報収集及びその対策に関する こと。 4 避難先等への職員の応援等に関する こと
		入所被爆者 援護班	原爆被爆者援護課長	1 原爆被爆者保健福祉施設の被害状況の情報集及びその対策
	(副部長) 子ども政策局長	子ども政策 班	子ども未来課長 子ども家庭課長	1 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関する こと。 2 児童福祉施設及び私立幼稚園の被害状況の収集及びその対策に 関すること。 3 母子及び寡婦福祉資金の貸付に関する こと。
産業労働部	(部長) 産業労働部長 (副部長) 産業政策課長	産業労働班	産業政策課長 産業振興課長 EVプロジェクト 推進室長 産業技術課長 企業立地課長 産業人材課長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。
		商工班	商工金融課長	商工鉱業者の災害金融に関する こと。
		労務班	雇用労政課長 緊急雇用対策室長	災害復旧に携わる現場作業員の確保に関する こと。
水産部	(部長) 水産部長 (副部長) 水産部政策監	漁政班	漁政課長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと 2 漁業者等に対する災害金融及び漁業共済に関する こと。
		資源管理班	資源管理課長	1 災害対策用漁船及び遊漁船登録船の情報提供に関する こと。 2 漁船の災害に関する こと。 3 県栽培漁業センターの災害対策に関する こと。 4 漂流油等による漁場環境汚染の情報収集に関する こと。
		漁業取締班	漁業取締室長	漁業取締船の出動に関する こと。
		水産振興班	水産振興課長 水産加工・流通室長	1 水産業共同利用施設の災害対策に関する こと。 2 長崎県地方卸売市場長崎魚市場に関する こと。
		漁港漁場班	漁港漁場課長	1 漁港、海岸施設の災害対策に関する こと。 2 沿岸漁場整備開発施設の災害対策に関する こと。
農林部	(部長) 農林部長 (副部長) 農林部政策監 農林部次長	農政班	農政課長 諫早湾干拓課長	1 農林部全般の災害関係における活動の総合調整に関する こと 2 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと 3 農畜産物の被害状況の収集及びその連絡調整に関する こと 4 農林部全般の災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に 関すること
		団体検査 指導班	団体検査指導室長	農協共同利用施設等の災害対策に関する こと。
		農業経営班	農業経営課長 農地利活用推進室長	農林災害金融に関する こと
		農産園芸班	農産園芸課長 農産加工・流通室長	1 農作物の災害対策に関する こと。 2 救援(米穀)に関する こと。 3 農作物の種苗の確保に関する こと。 4 農業災害補償(農業共済)に関する こと。
		畜産班	畜産課長 全国和牛能力共進会 推進室長	1 畜産、家きんの災害対策に関する こと。 2 家畜飼料の補給に関する こと。 3 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関する こと。
		農村整備班	農村整備課長	農地及び農業用施設の災害対策に関する こと。
		林務班	林政課長 森林整備室長	森林、山地、林道、林業用施設の災害対策に関する こと。

部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
土木部	(部長) 土木部長 (副部長) 土木部次長	監理班	監理課長 建設企画課長 新幹線事業対策室長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	都市計画施設の災害対策に関すること。
		道路班	道路建設課長 道路維持課長	災害時における道路及び橋梁の使用及び災害対策に関すること。
		港湾・ 空港班	港湾課長	1 港湾の災害対策に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 空港の災害対策に関すること。
		河川班	河川課長	1 水防本部に関すること。 2 河川、海岸堤防、溝きよ、水路及び樋管の災害対策に関すること。
		砂防班	砂防課長	1 土石流対策に関すること。 2 地すべり対策に関すること。 3 急傾斜地対策に関すること。 4 土砂災害防止法に関すること。
		建築班	建築課長	建築物の災害防止に関すること。
		住宅班	住宅課長	1 県営住宅の災害対策に関すること。 2 災害住宅の建築に関すること。 3 住宅金融に関すること。
		用地班	用地課長	土木部所管にかかる公有財産の災害対策に関すること。
出納部	(部長) 出納局長 (副部長) 会計課長	出納班	会計課長 出納室長	義援金の保管に関すること。
県営交通部	(部長) 交通局長 (副部長) 交通局管理部長	交通班	交通局管理部長	1 県営バスの被害状況の収集及びその対策に関すること。 2 県営バスによる避難住民・旅客等の運送の確保に関すること。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	総務課長 教育環境整備課長 教職員課長 福利厚生室長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育室長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長 競技力向上対策課長	1 学童及び授業の措置に関すること。 2 学校用教科書のあっせん調達に関すること。 3 教職員の罹災状況調査並びに見舞金等の給付及び貸付けに関すること。 4 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
公安部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長	警備実施班	警備課長	県警察災害警備本部との連絡に関すること。

(6) 地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

(長崎県災害対策本部規程 別表第2)

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方本部	対馬市	対馬振興局

ウ 災害警戒本部

(県危機管理課)

(1) 長崎県災害警戒本部設置要領

1 目 的

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき及び震度 4 の地震が発生または津波注意報が発表されたときは、「長崎県災害警戒本部」(以下、「災害警戒本部」という。) を設置し、関係機関及び民間の協力を得て、災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成

(1) 災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	危機管理監
副本部長	危機管理課長、河川課長
本部員	危機管理課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課 道絡維持課の各課員

(2) 振興局で構成する「災害警戒地方本部」においては、管内地域が対象となる場合には本庁の「災害警戒本部」と同時または気象警報等の発表と同時に「災害警戒地方本部」を設置するものとする。

3 災害警戒本部での警戒体制

(1) 原則として、本部員は各課 2 名以上とし常時当該課において警戒任務にあたるものとする。ただし、管財課員にあっては、状況により電気及び有線電話要員を配置するものとする。

(2) 本部員は、あらかじめ各課長が勤務要員を定めておくものとする。

(3) 本部長は、勤務時間中に気象警報の発表等、災害の発生が予見される場合には、その都度、庁内放送により、災害対策の速やかな初動体制の立ち上げに寄与するために職員に情報を提供するものとする。

(4) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、勤務時間中にある場合は庁内放送をもって連絡し、勤務時間外にある場合は、本部員である課長に連絡するとともに課長の指示によりあらかじめ指名された本部員は速やかに本部勤務に服するものとする。

(5) 本部長は災害警戒本部を設置したときは、ただちに警察本部、自衛隊長崎地方協力本部、陸上自衛隊第 16 普通科連隊、海上自衛隊佐世保地方総監部、長崎海上保安部、日本赤十字社長崎県支部及び長崎海洋気象台に連絡し、協力体制を確立するものとする。

(6) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代行する。

(7) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理課において行うものとする。

各本部員の所属課並びにその他の各部課で災害対策本部の「被害報告処理系統図」に準じて収集、把握した災害に関する情報は、各部課の所定の様式等により、速やかに危機管理課に報告するものとする。

また、災害警戒本部解散後、被害の状況、被害の種別、被害額等が判明または変動した場合には危機管理課へ報告を行うものとする。

なお、被害を被った県民の民生の安定のため、各部課で実施しようとする各種の対策については、その内容を危機管理課に報告するとともに、必要に応じ、その施策の内容を秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

(8) 本部長は、気象警報発表中、及び解除後においても被害情報等を取りまとめた場合は、臨時報を随時作成し、庁内各部主管課（出納局・教育庁を含む）、各災害警戒地方本部並びに各報道機関に提供するとともに、必要に応じ、秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

4 広報及び情報の収集、伝達

災害警戒本部は、一般県民及び県が委嘱をしている各種のモニターなどから災害情報（危険箇所等）の通報について協力するよう呼びかけるため、新聞、ラジオ、テレビを通じて連絡に必要な事項を広報するものとする。

5 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替の時期

(1) 災害警戒対策本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認められたとき、本部長が解散する。

(2) 災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策本部を総括的かつ統一的に処理する必要があると認められたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

長崎県災害警戒本部設置時における情報伝達方法

情報の種類	情報連絡先	各市町 消防本部 地方本部	普通科 陸自第16 連隊
大雨・低気圧・大雪に関する情報			
警報・注意報の発令、解除			
台風情報			
震度情報（県内震度4以上）			
津波警報・注意報			

： F A X 送信

附則

平成 11 年 9 月 17 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 12 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 13 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

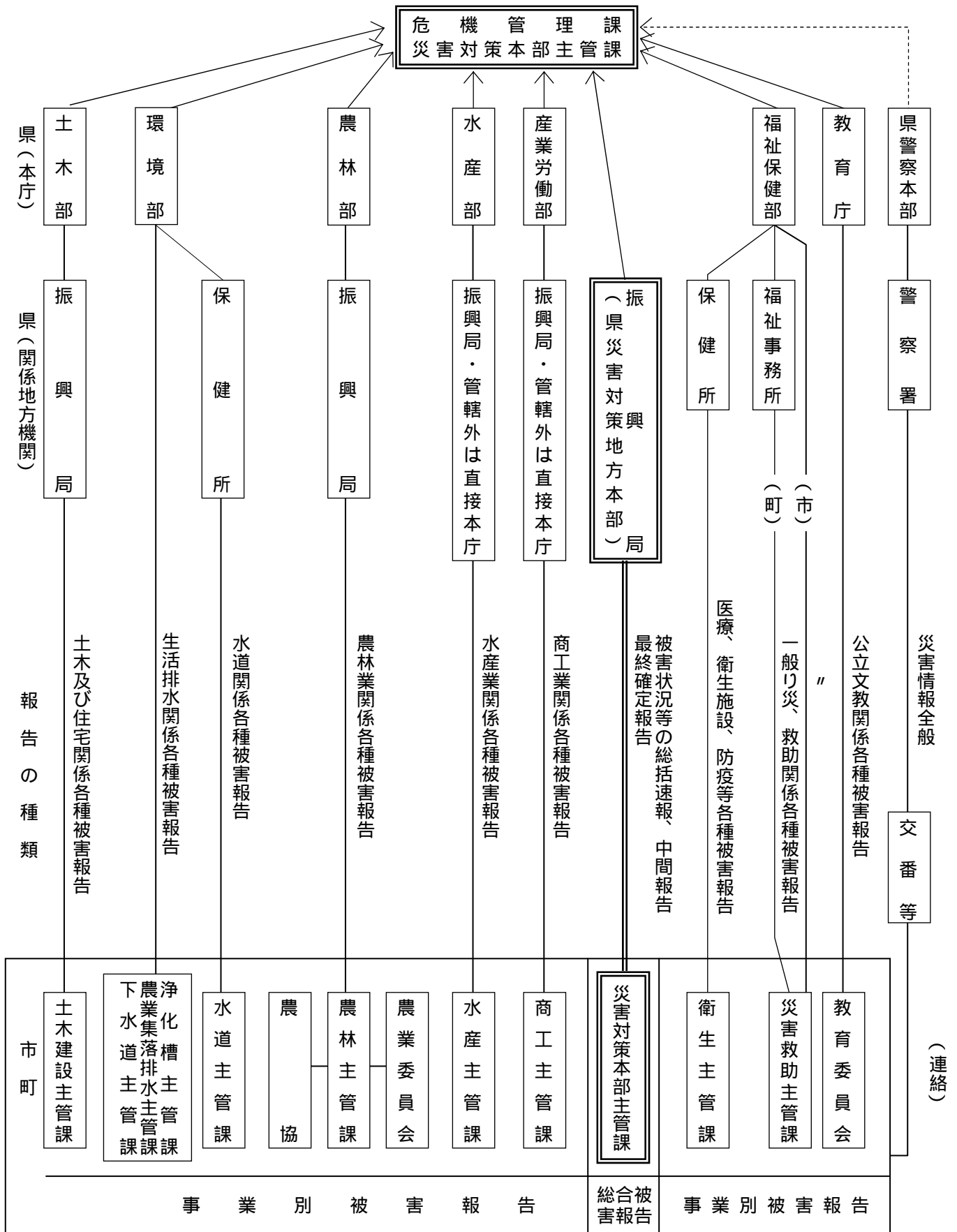
平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

被害報告処理系統図(市町 県)



エ その他

(県危機管理課)

(1) 特殊重大災害発生時における初動体制要領

- 1 長崎県は、特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、ただちに危機管理監を本部長とする対策本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。
前項の特殊重大災害の認定基準および初動措置の主管所属は、別表1のとおりとする。
本部の設置場所は、原則として新別館3階災害対策本部室に置く。ただし支障ある場合は危機管理課に置くことができる。
- 2 本部の編成およびその任務は別表2のとおりとする。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代行する。
- 4 危機管理課長は、特殊重大災害を覚知したときは、危機管理監の命をうけて、本部の設置を発令し、初動措置にあたるものとする。
- 5 関係所属長は、上記の編成に基づき本部要員としてあらかじめ所属職員のなかから「正」「副」を指定しておくものとする。
- 6 特殊重大災害の発生を覚知した本部要員は、速やかに本部に参集してあらかじめ定められた任務にあたるものとする。
本部要員を招集するときは、主管所属が行うものとする。
- 7 本部内における要員の配置は、おおむね別表3のとおりとする。
 - (1) 特殊重大災害発生時の連絡系統は別表4のとおりとする。
 - (2) 危機管理課長は、発生した災害の性格、規模、推移により本部員を適宜増減することができるものとする。
 - (3) 本部を設置した場合は、国及び関係機関ならびに市町との間の連絡は一切本部において行うものとする。
 - (4) 市町が行う県に対する即報様式は別表5のとおりとする。
 - (5) 市町が行う自衛隊、医療関係系応援、派遣要請の様式は別表6～7のとおりとする。
 - (6) 災害即報および派遣要請要領は、執務時間中にあつてはFAX、夜間、休日にあつては電話によるものとする。

別表 1

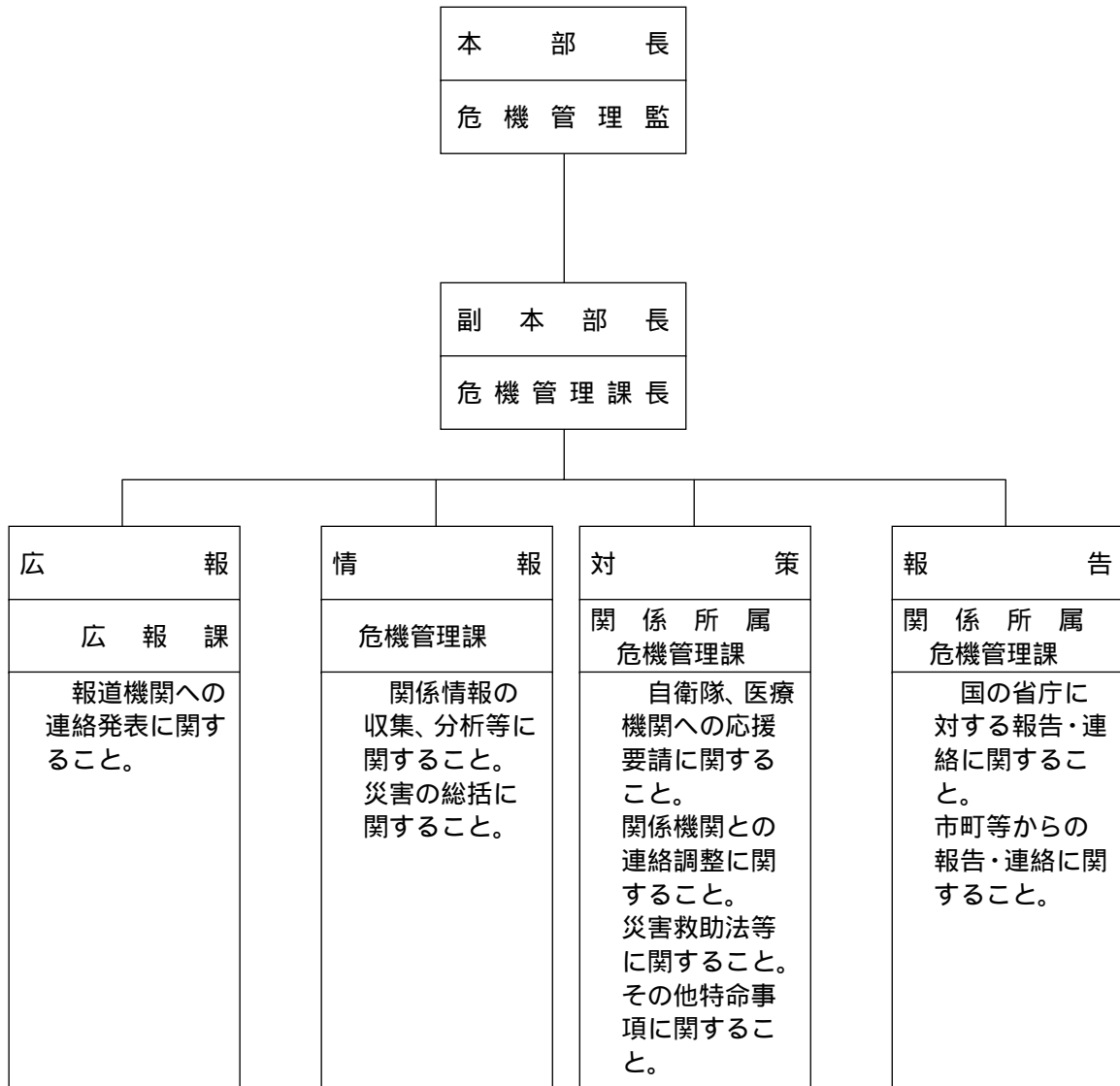
特殊重大災害認定基準及び主管所属

災害種別	災 害 の 態 様	主 管 所 属
航 空 機 災 害	旅客機墜落事故 人家密集地域への航空機墜落事故	危機管理課 ○福祉保健課 港 湾 課
船 舶 災 害	旅客船の衝突、沈没による死傷者多数の事故 漁船の転覆等による死傷者多数の事故	危機管理課 新幹線・総合交通対 策課 福祉保健課 漁 政 課
列 車 ・ 自 動 車 災 害	交通事故による死傷者多数の事故 列車衝突、転覆による死傷者多数の事故	危機管理課 新幹線・総合交通 対策課 福祉保健課 交通安全対策課
火 災 災 害	人家密集地域または旅館、劇場、デパート、学校 等多数人の往来する建物における火災で死傷者 が多数の事故 トンネル、炭坑等における火災で死傷者多数の事 故	危機管理課 福祉保健課 商工金融課 企業立地課 道路維持課 教育委員会総務課
爆 発 災 害	ガス、火薬類の爆発による死傷者多数の事故 トンネル、炭坑における爆発で死傷者多数の事故	危機管理課 福祉保健課 企業立地課 道路維持課
雑 踏 災 害	雑踏による死傷者多数の事故 公営競技での紛争等に伴う死傷者多数の事故	危機管理課 福祉保健課
そ の 他	社会的に反響が大きい事故	危機管理課 ○関係所属
死 傷 者 多 数 の 事 故 と は	死者がおおむね 10 人以上の場合（含行方不明） 死傷者がおおむね 30 人以上の場合 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 負傷者がおおむね 70 人以上の場合	

凡例 印は窓口所属を示す。

別表2

本 部 の 編 成 及 び 任 務



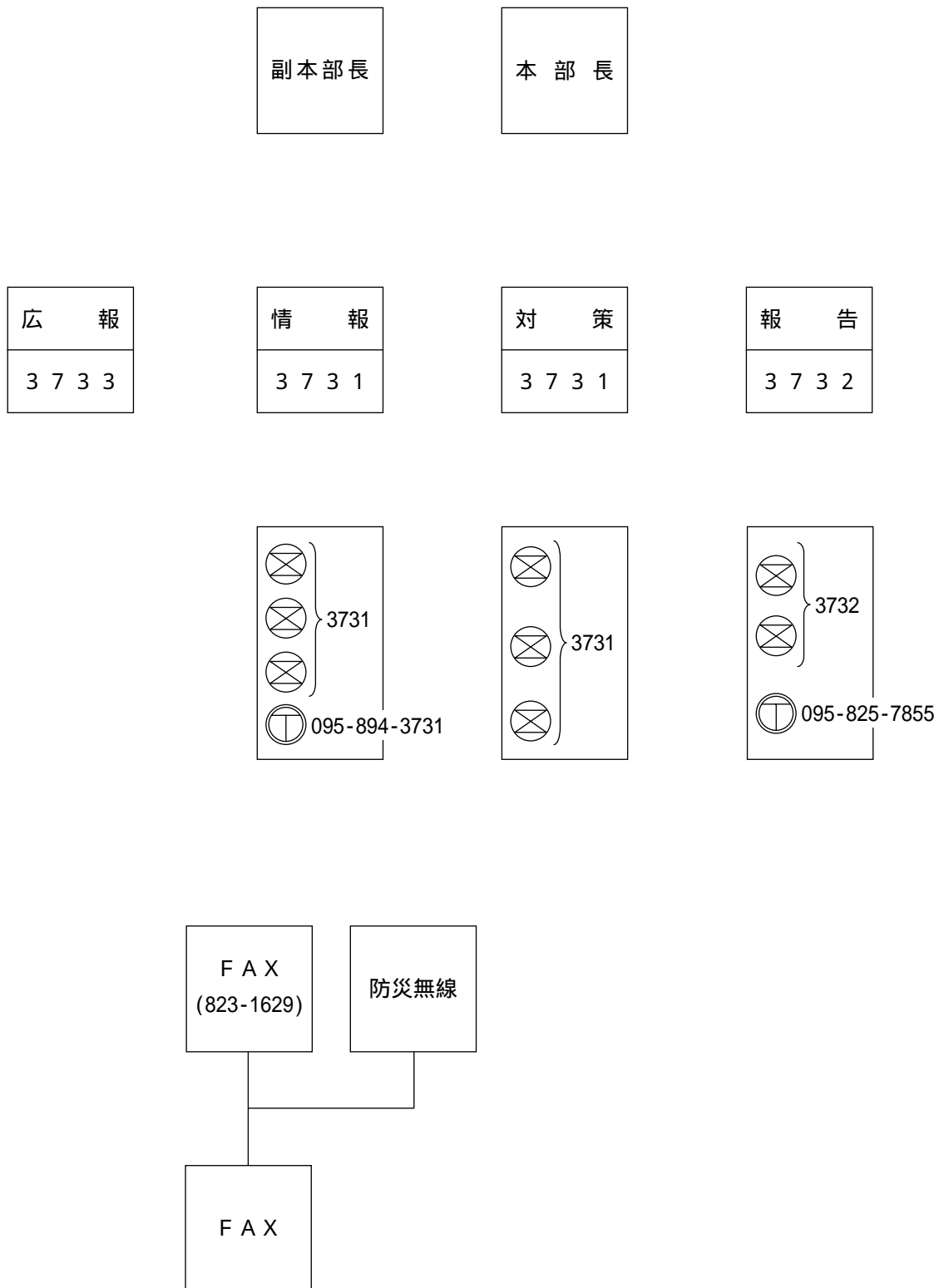
凡例 印は窓口所属を示す。

所 属 別 差 出 区 分

所 属 別	広 報	危 機 管 理	管 財	福 祉 保 健	交 通 安 全 对 策	産 業 振 興	漁 政	道 路 維 持	港 湾	教 委 総 務
人 員	1	7	1	3	1	1	1	2	1	1
合 計	19									

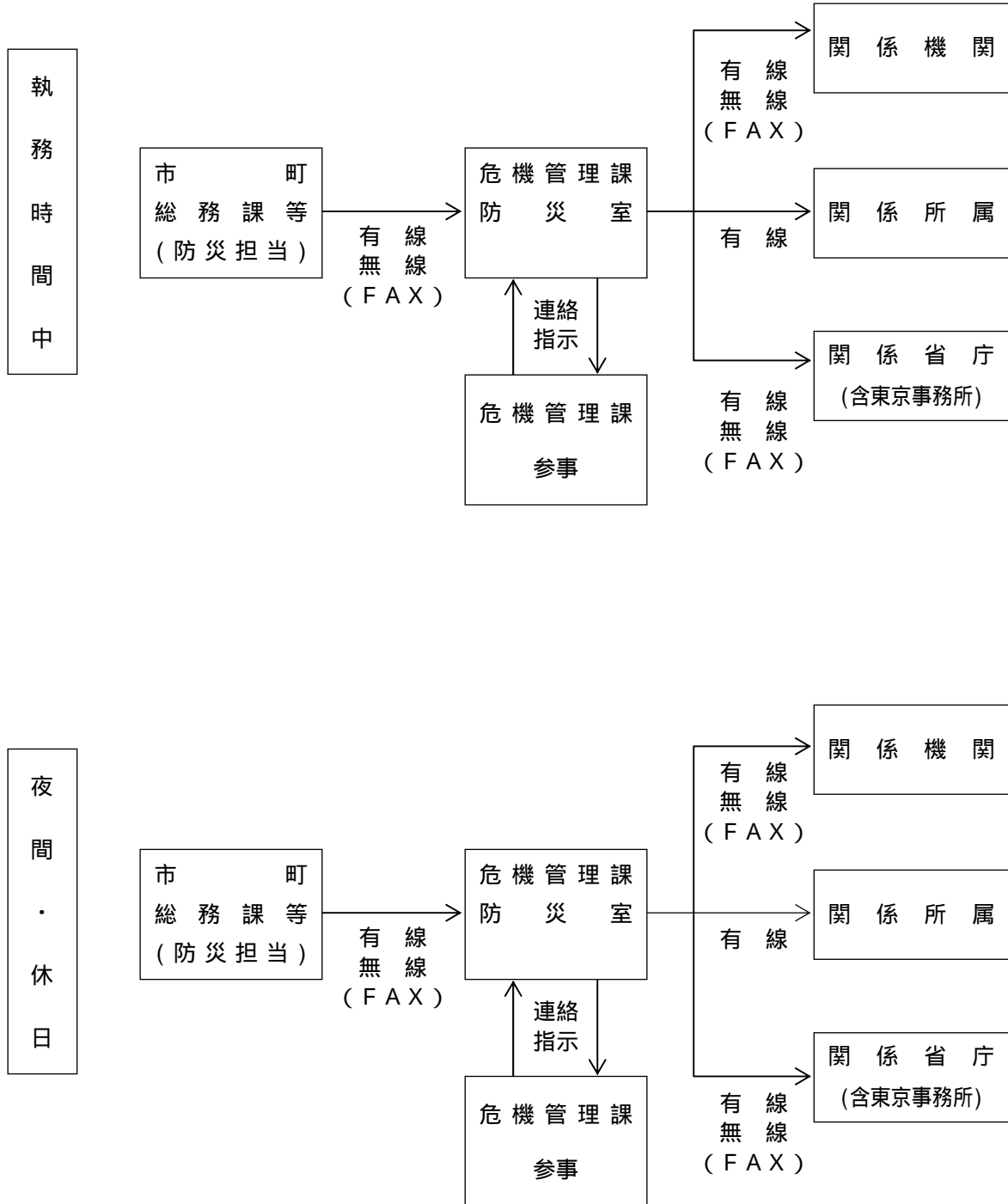
別表3

本部内要員配置表



別表4

災害発生時の連絡系統表



別表 5

特 殊 重 大 災 害 速 報				
1	報 告 日 時	年 月 日 時 分		
2	報 告 市 町 村	市 町 番 地	TEL	() -
			担当	送 受
3	発 生 日 時			
4	発 生 場 所			
5	災 害 種 別			
6	概 況			
7	被 害 状 況	死 亡		物 的 損 害
		行方不明		
		重 傷		
		軽 傷		
		合 計		
8	応 急 措 置	これまでにとった措置		
		今後の見とおし		
		応援の必要性について		

別表 7

大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 名		担 当 者 名	T E L F A X
災 害 事 故 の 状 況	災 害 (事 故) 発 生 日 時	平成 年 月 日			
	災 害 (事 故) 発 生 場 所				
	災 害 (事 故) 名				
	派 遣 を 要 請 す る 事 由				
派 遣 を 希 望 す る 期 間	平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで () 日 間				
派 遣 を 要 請 す る 場 所					

(2) 雲仙岳防災連絡会議要綱

(県危機管理課)

(目 的)

第1条 雲仙岳防災連絡会議(以下「連絡会議」という)は、雲仙市小浜町雲仙岳の火山現象及び火山対策並びに眉山山体の動向についての研究、情報交換等を行い、火山活動による被害を最小限におさえ、住民の安全を確保することを目的とする。

(会議の名称)

第2条 連絡会議の名称は雲仙岳防災連絡会議という。

(連絡会議の業務)

第3条 連絡会議は、次の業務を行う。

- (1) 火山活動に係る情報の収集
- (2) 眉山山体の動向
- (3) 警戒、避難等の対策
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他必要な事項

(組 織)

第4条 連絡会議の会長は長崎県知事とする。

2 連絡会議の構成は、別表1に掲げる防災関係機関とする。

3 連絡会議は必要に応じて専門部会を設けることができる。

- (1) 専門部会の構成は会長が指名する。

(会 議)

第5条 会長は、必要に応じて連絡会議及び専門部会を開催する。

2 会長は、必要に応じて学識経験者等の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事 務 局)

第6条 連絡会議の事務局を長崎県危機管理課に置く。

(そ の 他)

第7条 この要領に定めるほか必要な事項については、その都度会長が定める。

付 則 この要領は、昭和54年2月1日から施行する。

別表 1

	防 災 機 関 名
1	陸上自衛隊第 16 普通科連隊
2	長崎海上保安部
3	三池海上保安部
4	長崎森林管理署
5	長崎県警察本部
6	島原警察署
7	雲仙警察署
8	南島原警察署
9	日本赤十字社長崎県支部
10	西日本電信電話(株)長崎支店
11	九州電力(株)長崎支社
12	西部ガス(株)長崎支社
13	国土交通省長崎河川国道事務所
14	国土交通省雲仙復興事務所
15	長崎海洋気象台
16	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
17	県央地域広域市町村圏組合消防本部(小浜消防署)
18	島原地域広域市町村圏組合消防本部
19	島原市
20	雲仙市
21	南島原市
22	長崎県島原振興局
23	長崎県(土木部砂防課、農林部林務課、危機管理監危機管理課)

(3) 農林部災害対策本部設置要領

(県農政課)

昭和 52 年 2 月改定
昭和 58 年 3 月改定
平成 5 年 4 月改定
平成 15 年 4 月改定
平成 21 年 4 月改定
平成 22 年 6 月改定
平成 23 年 5 月改定
平成 24 年 5 月改定

第 1 条 方 針

- 1 農林部災害対策本部（以下「農林災対本部」という。）は、農林業に関して甚大な被害の発生が予想される場合及び甚大な被害が発生した場合に設置する。
- 2 農林災対本部は、長崎県対策本部が設置された場合は、長崎県災害対策本部農林部に移行する。

第 2 条 設 置

- 1 農林災対本部の設置時期は、農林部長が決定し、設置場所は、農政課とする。
- 2 農林災対本部には、災害の種類により、水害、風害、雪害、干害、噴火等の名称をつける。
- 3 農林災害対策本部を設置した場合は、概ね次の機関に連絡する。

ア 県各部

危機管理監（危機管理課）
議会事務局

イ 県地方機関

振興局（農林部関係各課、総務課）
農林技術開発センター
病虫害防除所
長崎県東京事務所

ウ 農林水産省

九州農政局（企画調整室）
九州農政局長崎地域センター
林野庁
九州森林管理局

エ 農林業団体

農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会長崎県本部
農業共済組合連合会
農業会議
土地改良事業団体連合会
森林組合連合会
全国農業協同組合連合会長崎県本部
長崎花き園芸連合会
酪農業協同組合連合会
西九州たばこ耕作組合

オ その他

報道関係一県政記者室
財務省長崎財務事務所
県市長会
日本政策金融公庫長崎支店農林水産事業

第3条 解 散

- 1 農林災对本部の解散時期は、原則として災害に関する諸般の対策が関係課のみで措置できる見通しとなったときとし、農林部長が決定する。
- 2 農林災对本部を解散した場合は、第2条の3に掲げる機関に關係各班から通知する。

第4条 組織及び構成

- 1 本部長は、農林部長、副本部長は農林部次長とする。
- 2 本部員は農林部及び各課（室）の職員をもって充てる。
- 3 農林災对本部は、別紙1の所掌事務を処理するため、次に掲げる班をおき、各課長が班長となる。
農政班、団体検査指導班、農業経営班、農産園芸班、畜産班、農村整備班、林務班
- 4 災害の状況により、地方本部を設置する必要がある場合は、別途、本部長から文書通知をするものとする。

第5条 担当事務

- 1 本部長は、本部事務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、本部長の事務を代行する。
- 3 本部会議は、本部長、副本部長、参事監、各課（室）長をもって構成し、災害予防、災害対策、その他災害に関する重要な事項について協議する。
- 4 各班の所掌事項は別紙1に掲げる事務とする。

第6条 人員配備

- 1 農林災对本部が設置されたとき（又は県災害対策本部農林部に移行したとき）は、災害の状況によって次の配備により各班の職員配置を行うものとするこの場合の配備分担はあらかじめ、各班において配置しておくものとする。
- 2 第1配備
災害発生のおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合。
- 3 第2配備
局地的な被害又は相当な被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
- 4 第3配備
全地域にわたって甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合。
- 5 残留要員
上記配備要因以外の職員は残留要員とし、各班長の指示を受けるものとする。

第7条 体 制

- 1 班員の連絡方法は、あらかじめ各班長が掌握しておくものとする。
- 2 班員は、通信報道関係その他の情報によって被害の発生を知り、農林災害対策本部が設置された場合又は設置が推察される場合は、直ちに班長の指示を受けるものとする。
- 3 各班は、非常災害に対して、あらかじめ、トランジスターラジオ、懐中電灯、ロウソク等の非常用品並びに現場向き服装の準備等しておくものとする。
- 4 この要領に定めない事項については、農林部災害対策執務要領によるものとする。

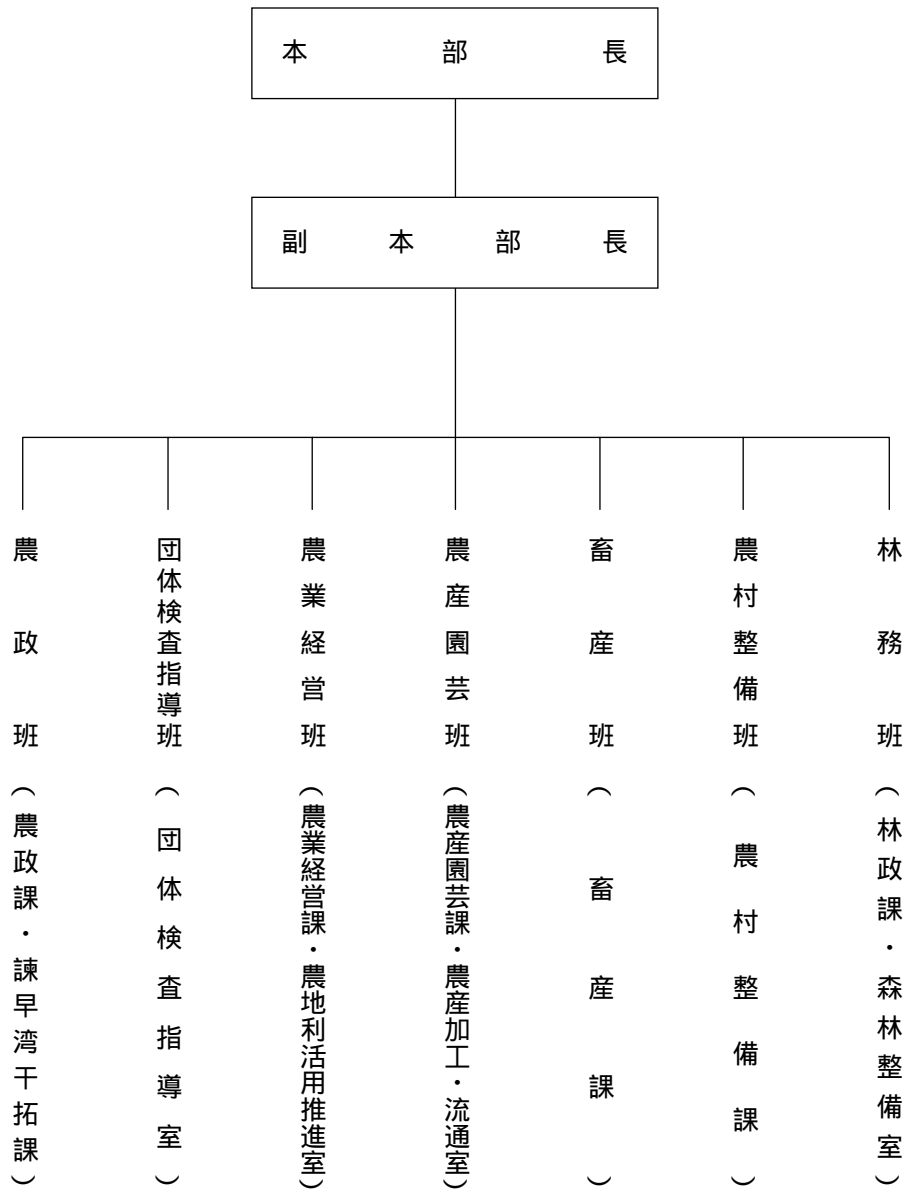
第8条 災害警戒体制

- 1 次の警報が発せられる等重大な災害の発生が予測されるときに災害警戒体制を敷き、常時農政課において農政班が警戒任務にあたり、農林災对本部の設置等に備えるものとする。
大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報、津波注意報（気象庁本庁）
- 2 上記の警報が解除される等、重大な災害発生の恐れがなくなったときは、災害警戒体制を解くものとする。

別紙 1

農林災害対策本部各班の所掌事務

班 名	所 掌 事 務
農 政 班	1. 農林災对本部に関する事。 2. 本部会議に関する事。 3. 被害状況の収集・集計及び災害対策の企画に関する事。 4. 災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に関する事。 5. 農林部全般の災害関係庶務事務の連絡及び調整に関する事。
団 体 検 査 指 導 班	1. 農業団体及び農協共同利用施設の被害調査及び対策に関する事。
農 業 経 営 班	1. 農林災害金融に関する事。
農 産 園 芸 班	1. 農作物の災害対策に関する事。 2. 救援（米穀）に関する事。 3. 農作物の種苗の確保に関する事。 4. 農業災害補償（農業共済）に関する事。 5. 災害に伴う農畜産物等の技術対策の策定に関する事。
畜 産 班	1. 家畜及び家きんの災害対策に関する事。 2. 家畜飼料の補給に関する事。 3. 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関する事。
農 村 整 備 班	1. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関する事。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに災害復旧に関する事。
林 務 班	1. 森林、山地、林道及び林業用施設の被害調査並びに災害対策に関する事。 2. 山地、林道及び林業用施設災害の応急対策並びに災害復旧に関する事。 3. 森林国営保険に関する事。



(4) 農林部災害対策執務要領

(県農政課)

昭和 41 年 4 月 22 日 決定
昭和 43 年 6 月 10 日 改定
昭和 44 年 4 月 12 日 改定
昭和 46 年 6 月 4 日 改定
昭和 52 年 2 月 7 日 改定
昭和 53 年 5 月 16 日 改定
昭和 58 年 3 月 - 日 改定
平成 6 年 3 月 22 日 改定
平成 15 年 4 月 1 日 改定
平成 17 年 5 月 16 日 改定
平成 21 年 5 月 25 日 改定
平成 22 年 6 月 30 日 改定
平成 23 年 5 月 16 日 改定
平成 24 年 5 月 29 日 改定

第 1 条 方 針

- 1 台風、豪雨、豪雪、低温、干ばつ等により発生した農林関係の被害状況を的確に把握し、事後指導及び金融措置等の早期対策を講ずるため、この要領を定める。
- 2 災害対策事務は、被害を受けた地域が局地的又は被害状況が軽微で、一般事務として対策を講ずる場合と、被害を受けた地域が広くて又は被害の状況が甚大で、農林部として災害対策本部の措置が必要な場合に分ける。
- 3 農林部災害対策本部設置要領は別に定める。

第 2 条 組 織

災害の状況及び被害等のとりまとめは、農林部災害対策本部設置要領に定める部内各課分掌事務に基づき分担し、農政課が総括する。

第 3 条 被害報告

- 1 災害発生に際しては、農畜産物及び、関係施設は振興局の農業関係課、農地及び農業用施設については振興局の農村整備関係課、並びに林地、林道、林業関係については振興局の林務関係課が速やかに市町からの報告を受け、市町、農協、統計・情報事務所出張所等と協議確認のうえ管内市町分をとりまとめ別記 1 により所管課に報告する。
農協等共同利用施設については団体検査指導室が速やかに農業協同組合から別記 1 より報告を受けるものとする。
- 2 被害報告を受けた各課は、所掌事項についてとりまとめ農政課に報告するとともに、関係省庁に報告する。
- 3 農政課は、農林被害全体についてとりまとめ、関係機関に報告する。
- 4 農林被害の伝達経路は、別記 2 のとおりとする。
- 5 第 3 条の 1 の各振興局は、管内市町からの報告がない場合においても、災害発生の事実が認められる場合は、関係市町に確認して、前記の報告を行うものとする。なお、被害の状況について、管内市町別に整理し保管しておくものとする。
- 6 災害時の気象情報の収集は、各被害の担当課で行ない、関係省庁への報告をするとともに、農政課に報告する。
- 7 農林被害全体の被害報告は、別紙 1 のとおりとする。

- 8 農業関係の被害報告は、別紙 2 のとおりとする。
- 9 農村整備関係の被害報告は、別紙 3 のとおりとする。
- 10 林務関係の被害報告は、別紙 4 のとおりとする。

第 4 条 災害対策

- 1 技術指導対策は、関係各課が所管に応じて行ない内容を農政課へ連絡する。
- 2 農林産物の災害技術対策は、農産園芸課、森林整備室を中心に別紙 6 を基本として行なうものとする。

第 5 条 被害の公表

- 1 被害状況の公表は、本部長（農林部長）が行なうものとする。
- 2 公表資料は、関係各課で準備し、農政課へ連絡するものとする。

第 6 条 定 義

- 1 「被害」とは、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、低温、干ばつ、降霜、降ひょうその他の異常な天然現象もしくは大規模な火事その他の大規模な事故等により生じた災害又は当該被害が主因となって発生もしくは著しく増加した病虫害等によって農林業が受けた被害をいう。
- 2 「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価格又は復旧額、生産物被害については農林部で作成した農産物価格又は公定価格のあるものは当該公定価格に被害数量を乗じて得た額をいう。

第 7 条 その他

- 1 災害関係の事務処理については緊急の場合に対処できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。
- 2 災害の調査及び対策指導に当たっては、県地域防災計画及び市町防災計画と十分な整合性をとり実施するものとする。
- 3 この要領に定めない事項については、必要に応じて農林部長が別に定めるものとする。

別記 1

農林業関係被害報告

1 報告の種類

1) 発生報告

被害発生当日～翌日の正午までに、概ね次の事項について電話等により報告する。

- ア 災害の種類
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 被害に対してとった措置
- カ 雨量（日雨量・最大時間雨量）
- キ その他必要な事項

2) 速報……被害発生後、翌日までに報告し、2～3日ごとに、第3報まで被害報告の該当事項について電話等により報告する。

3) 概況報告……被害発生後10日以内に、被害報告様式の該当事項について文章により報告する。ただし、農業関係被害については、5日以内に、または冷害、干害等長期にわたる被害の場合にあっては、被害が終息するまで7日毎に報告する。

4) 確定報告……被害発生後 20 日以内に、被害報告様式の該当事項について文書により報告する。

ただし、その内容が前項の被害概況報告と同一の場合は、同報告をもって、これに代えることができるものとする。

2 報告書作成上の注意事項

1) 参考資料の提出

被害状況をより明らかにするため、参考資料として気象概況、被害状況写真、一般被害状況（例えば河川の増水及び氾濫状況、人家及び土木建造物の被害状況等）を被害報告に添付して提出するものとする。

2) 2 以上の災害が併発又は重複して発生した場合には、できるだけ分離して被害を把握するものとし、分離が不可能な場合には、主たる災害の名称を記入し、備考として他の災害が発生している旨を記入するものとする。

長期被害が発生した場合は、総被害額に重複が生じないよう特に留意する。

3) 農作物の総栽培面積については、九州農政局統計部及び同統計・長崎地域センターが公表している作物はその面積を、公表前のもので変動の少ない場合は前年の面積を、変動が大きい場合には推定値を、その他の農作物については各機関で調査した面積を用いることとする。

4) 農作物の 10 アール当り平年収量については、統計部及び同統計・情報センターで作成している作物は、その作成した数値を利用し、地域別の収量差の大きい作物及びその他については、前 5 か年のうち、最高、最低値を徐く 3 か年平均値を採用すること。

5) 農産物の被害額算定に使用する単価及び果樹の被害評価基準に使用する育成値については、前年度 2 月末日までに、関係課により決定する。

耕地被害、林務被害については、各所管で決定した単価を使用する。

6) その他農林業被害報告について問題を生じた場合は、農政課と十分協議してその取扱いを適正にする。

3 報告部数

1) 文章で報告する場合の提出部数は、1 部とする。

2 防災機関の緊急連絡先一覧表

(県危機管理課)

関 名	通 常 時 電 話 番 号		休 日 ・ 夜 間 電 話 番 号	
国				
内閣府	代表	03-5253-2111	代表	03-5253-2111
消防庁	代表	03-5253-5111	宿直室	03-5253-7777
九州管区警察局	代表	092-622-5000	代表	092-622-5000
九州厚生局	代表	092-472-2361	代表	092-472-2361
九州農政局	代表	096-211-9111	代表	096-211-9111
長崎地域センター	農政推進グループ	095-845-7123	農政推進グループ	095-845-7123
九州防衛局	企画部地方調整課地方協力確保室	092-483-8816	当直室	092-483-8832
九州地方整備局	企画部防災課	092-476-3544	代表	092-471-6331
長崎河川国道事務所	調査第一課	092-839-9859	代表	095-839-9211
雲仙復興事務所	調査・品質確保課	0957-64-4171	調査・品質確保課	0957-64-4171
長崎港湾・空港整備事務所	保全課	095-878-5203	副所長	090-5486-4126
九州経済産業局	企画部総務課	092-482-5405	企画部総務課	090-7396-9444
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5927		
福岡財務支局長崎財務事務所	総務課	095-843-4311		
九州総合通信局	無線通信部陸上課	096-326-7857		
九州森林管理局	企画調整室	096-328-3511		
長崎森林管理署	総務課	0957-41-6911		
長崎海上保安部	警備救難課	095-827-5134	警備救難課	095-827-5134
佐世保海上保安部	警備救難課	0956-31-6003	警備救難課	0956-31-6003
対馬海上保安部	警備救難課	0920-52-0118	警備救難課	0920-52-0118
大阪航空局長崎空港事務所	総務課	0957-53-6151		
九州運輸局長崎運輸支局	総務企画担当	095-822-0010		
長崎海洋気象台	業務課	095-811-4862	観測予報課	095-811-4861
長崎労働局	総務課	095-846-6343		
自衛隊				
陸上自衛隊第16普通科連隊	代表	0957-52-2131	代表	0957-52-2131
〃 対馬警備隊	代表	09205-2-0791	代表	09205-2-0791
海上自衛隊佐世保地方総監部	代表	0956-23-7111	代表	0956-23-7111
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	代表	092-581-4031	代表	092-581-4031
県				
災害対策本部	危機管理課	095-824-3597	防災室	095-825-7855
長崎県警察本部	代表	095-820-0110	代表	095-820-0110
長崎振興局	代表	095-844-2181	代表	095-844-2181
県央振興局	代表	0957-22-0010	代表	0957-22-0010
島原振興局	総務課	0957-63-5036	代表	0957-63-0111
県北振興局	総務企画課	0956-22-0374	代表	0956-23-4211
五島振興局	総務課	0959-72-4852	代表	0959-72-2121
壱岐振興局	総務課	0920-47-4396	代表	0920-47-1111
対馬振興局総	務課	0920-52-1206	代表	0920-52-1311
消防局(本部)				
長崎市消防局	代表	095-822-0119	代表	095-822-0119
佐世保市消防局	代表	0956-23-5121	代表	0956-23-5121
平戸市消防本部	代表	0950-22-3167	代表	0950-22-3167
松浦市消防本部	代表	0956-72-1211	代表	0956-72-1211
対馬市消防本部	代表	0920-52-2691	代表	0920-52-2691
壱岐市消防本部	代表	09204-5-3037	代表	09204-5-3037
五島市消防本部	代表	0959-72-3131	代表	0959-72-3131
新上五島町消防本部	代表	0959-42-0119	代表	0959-42-0119
県央地域広域市町村圏組合消防本部	代表	0957-23-0119	代表	0957-23-0119
島原地域広域市町村圏組合消防本部	代表	0957-62-7711	代表	0957-62-7711
公共機関				
日本銀行長崎支店総務課	総務課	095-820-6110		
日本赤十字社長崎県支部	事業推進課	095-821-0680		
日本放送協会長崎放送局	企画総務	095-821-1115	放送部	095-821-3121
西日本高速道路(株)九州支社	保安サービス課	092-717-1730	保安サービス課	092-717-1730
九州旅客鉄道(株)長崎支社	総務企画課	095-827-4050	長崎駅	095-822-0063
西日本電信電話(株)長崎支店	災害対策室	095-816-3010	災害対策室	095-816-3010
郵便事業(株)大村支店	代表	0957-52-2006	代表	0957-52-2006
日本通運(株)長崎支店	総務課	095-826-1181		
九州電力(株)長崎支店	送変電統括部電力グループ	095-864-1918	総合制御所	095-864-1937
(社)長崎県医師会	(社)長崎県医師会代表	095-844-1111		
(社)長崎県歯科医師会	事務局	095-848-5311		
(社)長崎県看護協会	事務局	0957-49-8050		
西部ガス(株)長崎支社導管保安センター	供給保安グループ	095-824-0919	保安司令部	095-824-0919
(社)長崎県LPGガス協会	事務局	095-824-3770		
(社)長崎県バス協会	代表	095-822-9018		
(社)長崎県トラック協会	代表	095-838-2281		
島原鉄道(株)	営業部鉄道課	0957-62-2232	鉄道課運行指令所	0957-62-6623
松浦鉄道(株)	運輸部施設課	0956-62-3194	運輸部運輸指令	0956-63-2546
九州商船(株)	総務部庶務課	095-822-9151	当直室	095-822-4748
長崎放送(株)	報道部	095-823-1533	報道部	095-823-1533
(株)テレビ長崎	報道部	095-827-2000	報道部(守衛)	095-827-2000
長崎文化放送(株)	報道制作局	095-843-7004	報道制作局	095-843-7004
(株)長崎国際テレビ	N I B 報道部	095-820-3001	N I B 報道部	095-820-3001
(株)エフエム長崎	放送部	095-828-2020	マスター	095-828-2023
(株)長崎新聞社	代表	095-844-2111	代表	095-844-2111

3 各種協定等

ア 災害時における放送要請

(1) 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

(県危機管理課：NHK長崎)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条に規定する放送に関して、長崎県知事と日本放送協会長崎放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 長崎県知事(以下「甲」という。)が法第57条の規定に基づき、日本放送協会長崎放送局長(以下「乙」という。)に、放送を要請するときの手續は、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時および放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第4条 要請手續の円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長及び長崎放送局放送部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

甲 長 崎 県 知 事
久 保 勘 一

乙 日本放送協会長崎放送局長
鈴 木 正 和

(2) 緊急警報放送に関する確認事項

(県危機管理課：NHK長崎)

本年9月1日から日本放送協会が実施する緊急警報放送の効率的運用を図るため、長崎県知事(以下「甲」という。)及び日本放送協会長崎放送局長(以下「乙」という。)は、次の事項について確認する。

記

1 運用の基本

運用の基本は災害対策基本法第57条に規定する放送に関し、昭和54年9月6日付で甲、乙間で、締結した「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」によるものとする。

2 運用上の留意事項

(1) 要請手続

緊急警報放送の要請は、原則として甲が乙に対して行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、市町村長も直接要請することができる。

(2) 要請事由

緊急警報放送の要請事由は、次のとおりとする。

ア 長崎県地方に大規模な地震警戒宣言が発令されたとき

イ 長崎県地方に津波警報が発令されたとき

ウ 災害対策基本法第57条に規定する放送を行う必要があるとき

(3) 要請事務

ア 緊急警報放送の要請書は、所定の様式により原則としてファックスにより送付する。

イ 甲は、市町村長が直接乙に対して要請を行ったとき及び電話による要請を行ったときは、事後すみやかに要請書を提出するものとする。

3 附 則

(1) この確認事項は、昭和60年9月1日から効力を生ずる。

(2) この確認事項の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和60年8月31日

甲 長 崎 県 知 事
高 田 勇

乙 日本放送協会長崎放送局長
吉 田 稔

(3) 災害時における放送要請に関する協定

(県危機管理課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎放送株式会社(以下「NBC」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNBCに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NBCに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NBCは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎放送株式会社報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎放送株式会社社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

長崎放送株式会社
社 長 鈴 木 従 道

(3) 災害時における放送要請に関する協定

(県危機管理課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社テレビ長崎(以下「KTN」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときKTNに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、KTNに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 KTNは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社テレビ長崎報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社テレビ長崎社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

株式会社テレビ長崎
社 長 塩 飽 茂

(3) 災害時における放送要請に関する協定

(県危機管理課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社エフエム長崎(以下「FM長崎」という。)に放送を行うことを求める時の手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときFM長崎に対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、FM長崎に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 FM長崎は、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社エフエム長崎放送部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社エフエム長崎代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和57年11月22日

長崎県知事 高 田 勇

株式会社エフエム長崎
代表取締役 中 澤 忠 雄

(3) 災害時における放送要請に関する協定

(県危機管理課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎文化放送株式会社(以下「NCC」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNCCに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NCCに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NCCは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎文化放送株式会社報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎文化放送株式会社代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのれの1通を保有する。

平成2年6月14日

長崎県知事 高 田 勇

長崎文化放送株式会社
代表取締役 鹿 垣 勲 義

(3) 災害時における放送要請に関する協定

(県危機管理課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社長崎国際テレビ(以下「NIB」という。)に放送を行うことを求める時の手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNIBに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NIBに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NIBは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社長崎国際テレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社長崎国際テレビ代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

平成3年5月13日

長崎県知事 高 田 勇

株式会社長崎国際テレビ
代表取締役社長 米 濱 和 英

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	(災害による通知・連絡・指示・勧告)
放送事項	(放送広報文 No. を主旨とした)
放送日時	(月 日 随時・即時)
系 統	(県 下 一 円) (地 区 を 主 体) (テ レ ビ ・ ラ ジ オ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(時 ・ 時 回 数)
系 統	
放 送 事 項	(放送広報文 No. を主体とした)
そ の 他	

上 記 の と お り 報 告 し ま す 。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

イ 災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書

(県福祉保健課：日本赤十字社長崎県支部)

災害救助法（以下「法」という。）第 32 条の規定に基づき災害救助又は、その応援の実施に関し、長崎県（以下「甲」という。）と日本赤十字社長崎県支部（以下「乙」という。）との間に下記のとおり委託契約を締結する。

第 1 条 甲は乙に対し、法に基づく甲の行う災害救助業務のうち次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理

第 2 条 乙が行う医療、助産、死体の処理（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第 3 条 第 1 条の委託業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術、その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前及び分娩後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガ - ゼ、その他の衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - ロ 検 案

2 医療の期間は、災害発生の日から 14 日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は後 7 日以内に分娩したものであって、分娩の日から 7 日以内、死体の処理を実施する期間は、災害の日から 10 日以内とする。

ただし、災害の状況により、甲は乙と協議のうえ期限の延長を行うことができる。

第 4 条 甲は乙が第 1 条の委託業務を実施したときは、法第 34 条の規定によりその費用を補償するものとする。

2 補償の額は、乙が委託業務を実施するための支弁した費用の額からその費用のための寄付金、その他の収入を控除した額とする。

3 補償の請求は、別紙様式により行うものとする。

第 5 条 乙が第 1 条による委託業務を実施するため支弁できる費用は次の範囲内とする。

(1) 人件費

委託業務の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）時間外手当、深夜手当及び旅費とし、その額は日本赤十字社

救護規則第 26 条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社時間外手当、深夜手当支給規程、旅費規則により算出した額の範囲内とする。

(2) 救護所設置費

救護所設置のために使用した必要最少限度の消耗器材及び建物等の借上料又は損料の実費とする。

(3) 救護諸費

イ 医療及び助産のため使用した薬剤、治療材料、衛生材料および医療器具の破損修理等の実費とする。

ロ 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処理として 1 体当たりの費用は法による国庫負担限度額の範囲内とする。

ハ 輸送及び人夫賃

委託業務の実施又は救護所設置のための輸送費及び人夫賃とし、当該地域における通常の実費とする。

ニ 扶助金

委託業務の実施に従事した救護員(日本赤十字社の現職の有給職員を除く。)が業務上の理由により負傷、疾病又は死亡したときは、その者又は、その者の遺族に対し、日本赤十字社法第 32 条の規定により支給した扶助金の額とする。

ホ 事務費

委託業務実施のための事務処理に使用した消耗品、電話、電報料等の必要最少限の実費とする。

ヘ その他の費用

前記以外のもので委託業務実施のために支弁した費用で甲において必要と認められたものの実費とする。

第 6 条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第 7 条 乙は、救護活動実施に際しては、長崎県福祉保健部及び市町村と連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第 8 条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

第 9 条 本委託契約の有効期間は、契約の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲乙何れからも意思表示がなされないときは、更に 1 カ年間引き続き効力を有するものとする。また、その後の満了期においても同様とする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各 1 通を所持する。

平成 17 年 4 月 1 日

甲 長崎江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子原二郎

乙 長崎魚の町 3 番 28 号
日本赤十字社長崎県支部長
支部長 金子原二郎

ウ 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定

(県福祉保健課：長崎県生活協同組合連合会)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、長崎県内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合に、被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)に対して円滑な救援、支援活動を行い、県民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と輸送)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対し必要な指導・要請を行うものとする。

(ボランティア活動の推進)

第3条 乙は、会員生協組合員のボランティアの養成に努めるとともに、災害時において会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進するものとし、甲は乙の会員生協組合員のボランティア養成に対して必要な協力・助言を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第4条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して県民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第5条 乙は、会員生協組合員の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第6条 乙は、長崎県以外を事業区域とする他の生活協同組合や連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(他都道府県への応援)

第8条 乙は、甲が災害等により被災した他都道府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、この協定の精神にのっとり、甲に対してできる限り協力するものとする。

(担当者の設定と連絡会議)

第 9 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者の連絡会議を設置する。
2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

(確認書の作成)

第 10 条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 長崎県
長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会
長崎市銭座 3 番 3 号
会長理事 岩本 省三

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合（以下「会員生協」という。）及び会員生協が加盟する連合会（以下「連合会」という。）が保有する応急生活物資の供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表1のとおりとする。

2 乙は、会員生協及び連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員生協との連絡体制及び連絡方法等について、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、県民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努めるものとする。

2 乙は、会員生協及び連合会をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸 送)

第 6 条 甲と乙は、災害発生時に応急生活物資の調達及び供給のために必要となる乙の会員生協の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力するものとする。

2 応急生活物資の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している会員生協が使用する車両等を用いて行うものとする。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第 7 条 甲は、甲が指定した場所において乙、会員生協又は連合会が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ受領するものとする。

(業務報告)

第 8 条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 9 条 協定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、応急生活物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、運搬等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 10 条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担等)

第 11 条 協定に基づく乙の輸送業務により生じた損害の賠償、または乙、会員生協又は連合会の職員のうち第 2 条に定める業務に従事した者がその業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

(協 議)

第 12 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 長崎県

長崎市江戸町 2 番 13 号

長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会

長崎市銭座 3 番 3 号

会長理事 岩本 省三

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)とマックスバリュ九州株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(協力の内容)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。

3 乙は、その店舗において、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東3-13-21
マックスバリュ九州株式会社
取締役社長 坂野 邦雄

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)とイオン九州株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(協力の内容)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
(2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。

3 乙は、その店舗において、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担す

るものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東2-9-11
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)と株式会社イズミ(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1)長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2)長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の費用(第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその

費用を含む)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 広島市南区京橋町2-22
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)と(株)セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における店頭価格(災害発生前の取引については取引時の店頭価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都千代田区二番町8-8
(株)セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 山口 俊郎

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ)

長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ファミリー・マート(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1)長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2)長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

- 2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給とする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、

乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2 - 13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都豊島区東池袋4 - 26 - 10
株式会社ファミリ - マ - ト
代表取締役社長 上田 準二

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ロソン(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の費用(第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（協議）

第10条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第12条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都品川区大崎1-11-2
株式会社口-ソン
代表取締役 新浪 剛史

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ)

長崎県(以下「甲」という。)とNPO法人 コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給等を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮

するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(連絡責任者の報告)

第13条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年1月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

エ 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン
：ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ)

長崎県(以下「甲」という。)とサントリ・フーズ株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、長崎県内の災害時に、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。なお、本協定で「災害時」とは災害救助法施行令第一条で規定される程度の災害が発生し、水道または電気等のライフラインが絶たれたときを指す。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月29日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都港区台場2丁目3番3号
サントリー・フーズ株式会社
代表取締役社長 引田 耕治

オ 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫の地域
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 物資の保管を行う事業者名(必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨)
- (2) 保管倉庫の所在地、名称、面積
- (3) 保管期間
- (4) 保管品目及び数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 派遣するものの所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第 5 条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 第 2 条第 2 項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は前 2 項の協議を行うにあたり、第 4 条第 1 項第 1 号の事業者及び第 4 条第 2 項第 1 号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後 30 日以内に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 事故の発生等により第 4 条第 1 項第 1 号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第 9 条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 1 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 7月 9日

甲 長崎市江戸町2 - 13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市元船町14 - 38
長崎県倉庫協会
会 長 辻 宏成

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

第1連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第2連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第3連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

オ 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県冷蔵倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫の地域
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- (1) 物資の保管を行う事業者名(必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨)
- (2) 保管倉庫の所在地、名称、面積
- (3) 保管期間
- (4) 保管品目及び数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 派遣するものの所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第 5 条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 第 2 条第 2 項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は前 2 項の協議を行うにあたり、第 4 条第 1 項第 1 号の事業者及び第 4 条第 2 項第 1 号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後 30 日以内に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 事故の発生等により第 4 条第 1 項第 1 号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第 9 条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 1 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 7月 9日

甲 長崎市江戸町2 - 1 3
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市京泊3丁目3 - 1 - B - 1
長崎県冷蔵倉庫協会
会 長 阿部 浩明

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

第1連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第2連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第3連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

カ 災害時における仮設トイレの供給に関する協定書

(県福祉保健課：ニッケン長崎営業所)

長崎県(以下「甲」という。)と(株)レンタルのニッケン長崎営業所(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における仮設トイレの調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、仮設トイレの供給を要請することができる。

- (1)長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2)長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、仮設トイレの調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、「災害時における仮設トイレの供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(運搬、引渡し)

第4条 仮設トイレの引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、引渡しが終了した後、速やかに「仮設トイレ供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第5条 乙が供給した仮設トイレの費用(運搬及び据付費用を含む。)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(管 理)

第6条 甲は、乙から借り受けた仮設トイレを適切に管理するものとし、借受期間中に紛失、

破損等した場合は、乙と別途協議のうえ、補修費等を負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第 7 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 3 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第 8 条 甲は、乙が仮設トイレを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 19 年 9 月 21 日

甲 長崎市江戸町 2 - 13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 西彼杵郡時津町野田郷 999 - 1
株式会社レンタルのニッケン長崎営業所
所 長 前 田 幸 治

キ 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県廃棄物対策課：長崎県産業廃棄物協会：長崎県環境整備事業協同組合
：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに処分に関して、長崎県(以下「甲」という。)が社団法人長崎県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合(以下「被災市町等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第 4 条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第 6 条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人長崎県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市魚の町1番地23号
社団法人長崎県産業廃棄物協会
会長 海野 博

キ 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県廃棄物対策課：長崎県産業廃棄物協会：長崎県環境整備事業協同組合
：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県(以下「甲」という。)が長崎県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合(以下「被災市町等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第 4 条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第 6 条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 大村市今津町206番地
長崎県環境整備事業協同組合
理事長 岩藤 守

キ 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県廃棄物対策課：長崎県産業廃棄物協会：長崎県環境整備事業協同組合
：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合（以下「被災市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第 4 条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第 6 条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市住吉町15番17号
長崎県環境保全協会
会長 城島 壽一

ク 災害時における L P ガス供給に関する協定

(県消防保安室：長崎県 L P ガス協会)

長崎県(以下「甲」という。)と社団法人長崎県プロパンガス協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が長崎県内で発生した場合(以下「災害時」という。)に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した県民等に対して行う L P ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この協定において「L P ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所等に、L P ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「L P ガス設備」という。)を運搬、設置及び点検して L P ガスを供給することをいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害時において避難場所等への L P ガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書(別紙 1)によるものとする。ただし緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、別表 1 のとおりとする。

(協力事項の発動)

第 4 条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が長崎県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協力実施)

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切な L P ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

(L P ガス設備の運搬、設置及び点検)

第 6 条 L P ガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。

また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第 7 条 乙は、甲が指定した場所において、L P ガス設備の設置・点検が終了したときは、速やかに文書(別紙 2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は設置場所に職員を派遣し、L P ガス設備の設置及び点検結果を確認するものとする。

ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるLPガス供給に要する費用の負担区分は、原則として別表2のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年2月22日

甲 長崎県

長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 金子 原二郎

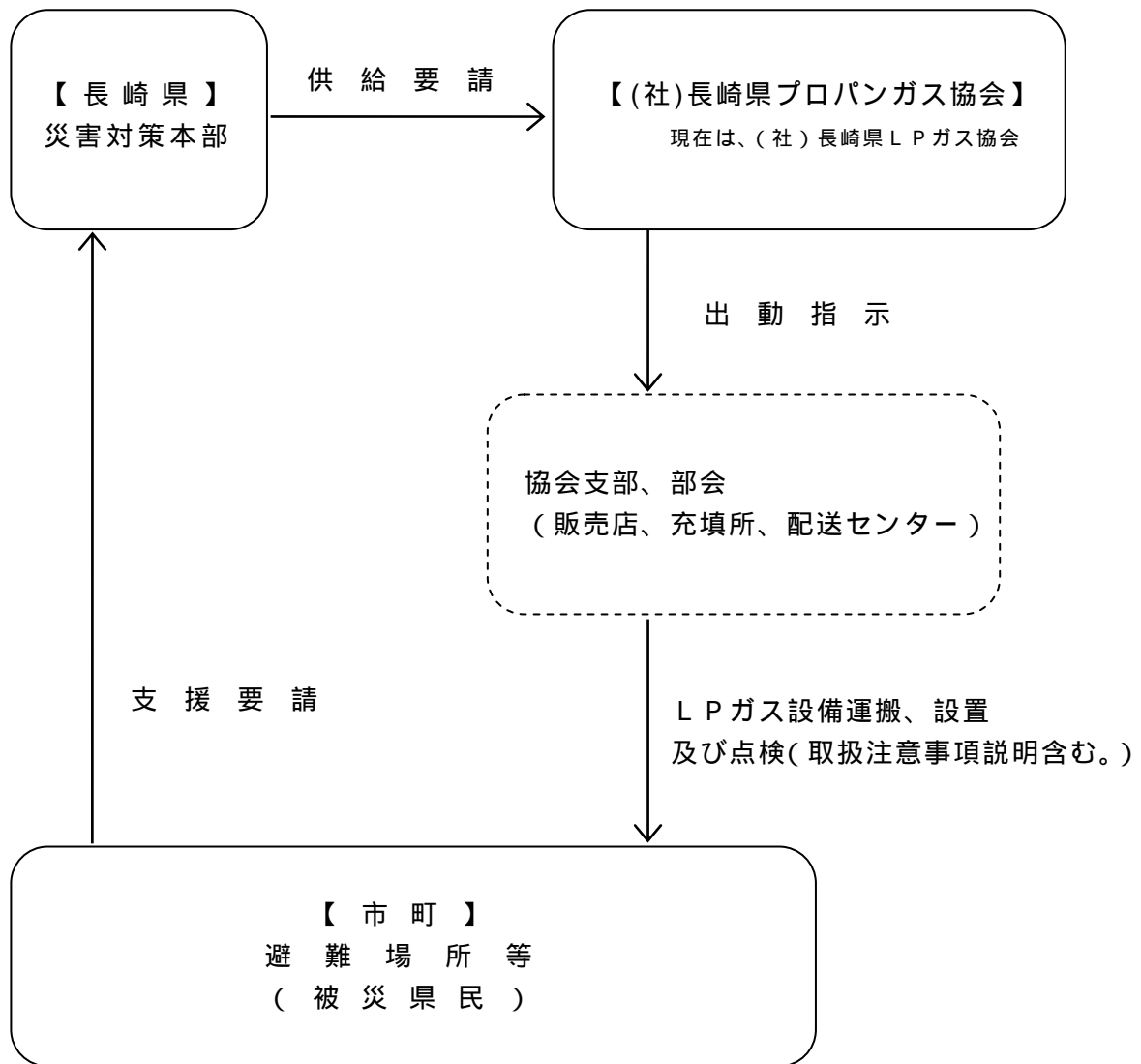
乙 社団法人 長崎県プロパンガス協会

長崎市伊勢町4番1号佐藤ビル4F

会 長 田 中 善一郎

現在は、社団法人長崎県LPガス協会

別表 1



別表 2

甲が負担するもの	(1) LPガス設備の運搬及び設置・点検に係る燃料費 (2) LPガス費
乙が負担するもの	(1) LPガス設備費 (2) LPガス設備の設置工具、点検器具費 (3) LPガス設備の設置・撤去に係る人件費

ケ 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会）

長崎県長崎土木事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長崎県建設業協会長崎支部長（以下「乙」という。）は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設が被災し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- （1）震度5以上の地震が発生した場合
- （2）大津波が発生した場合
- （3）前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次の要請を行う。

- （1）甲が管理する公共土木施設の被災状況について、乙に情報提供を要請し、乙は被災状況報告書（別紙様式1）を提出する。
- （2）被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式2）により、乙に出動要請を行う。ただし緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- （3）前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- （1）ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- （2）緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(乙の支援内容)

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- (1) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書(別紙様式1)により情報提供する。
- (2) 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届(別紙様式2)により甲に報告する。

(費用の負担)

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

- 2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、清算するものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

平成 17 年 11 月 28 日

甲 長崎県長崎土木事務所
所 長

乙 社団法人長崎県建設業協会長崎支部
支部長

同内容の協定を県地方機関と長崎県建設業協会各支部間で締結

ケ 大規模災害並びに事故発生時における支援活動 (社会貢献)に関する協定書

(県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会)

長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所長(以下「甲」という。)と社団法人長崎県港湾漁港建設業協会長(以下「乙」という。)は、地震・津波・台風等による大規模な災害並びに油類流出等の大規模な事故が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害並びに事故対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、作業船、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害並びに事故対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害並びに事故により、甲が管理する港湾漁港施設等が被災し、甲が緊急に災害並びに事故対応を図る上で乙に支援を要請した場合に適用する。

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波が発生した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合
- (4) 油類流出等の事故により広範囲に及ぶ海洋汚染が発生した場合

(支援業務)

第3条 この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。なお、支援業務の実施にあたっては、従事者の安全確保を優先するものとする。

- (1) 港湾漁港施設等の被災情報の収集及び報告並びに危険箇所の表示
- (2) 障害物・漂流物・ゴミ等の除去並びに緊急災害対策
- (3) 油類流出等による海洋汚染の拡大を防止する緊急事故対策
- (4) その他甲から要請のあった支援業務

(甲の支援要請)

第4条 甲は、大規模災害並びに事故発生時の支援を得るため、乙から報告のあった幹事会社に対し、次の要請を行う。

- (1) 甲が管理する港湾漁港施設等の被災状況について、被災情報提供要請書(別紙様式1)により幹事会社に情報提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (2) 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認められた時は、緊急作業出動要請書(別紙様式3)により、幹事会社に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (3) 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙から報告のあった副幹事会社並びに会員会社等へ直接要請することができるものとする。

(乙の支援体制)

第5条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に報告しておくものとする。

(1) 甲の管内に幹事会社及び副幹事会社を置き、会員を含めた組織的な支援体制を整備する。

(2) 緊急出動等が可能な資材、作業船、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(幹事会社の支援内容)

第6条 幹事会社は、甲の災害並びに事故対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

(1) 甲からの被災情報の提供要請を受け、被災情報提供要請通知書(別紙様式1)により会員等へ被災状況の提供を要請する。

(2) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第4条第1号の要請に基づき、被災状況報告書(別紙様式2)により甲に情報提供する。

(3) 第4条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届(別紙様式3)により甲に報告する。

(費用の負担)

第7条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、精算するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙からの特段の意志表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月11日

甲 長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所
所 長

乙 社団法人長崎県港湾漁港建設業協会
会 長

同内容の協定を県地方機関と長崎県港湾漁港建設業協会間で締結

コ 災害時の医療救護に関する協定

(県医療政策課：長崎県医師会)

長崎県（以下「甲」という。）と社団法人長崎県医師会（以下「乙」という。）は長崎県下において、大規模災害が発生した場合に迅速な医療救護を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、本県において災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 1 日法律 223 号）第 70 条及び長崎県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護について指定地方公共機関である乙に協力を求めることに関し必要な事項を定める。

(医療救護計画)

第 2 条 乙は、前条に定める医療救護を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の確保
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第 3 条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) トリア - ジ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班の派遣)

第 4 条 甲は、長崎県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、第 2 条に定める医療救護計画に基づき直ちに医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判

断により医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(医療救護班の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療救護活動の総合調整)

第6条 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう当該医療救護活動の総合調整を行う。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか甲が供給するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 11 年 8 月 25 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原 二 郎

乙 長崎市茂里町 3 番 27 号
社団法人長崎県医師会
会 長 井 石 哲 哉

サ 災害時における医薬品の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医薬品卸業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県医薬品卸業組合（以下「乙」という。）との間に大規模災害発生に際し医薬品の確保を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

(県の要請)

第1条 甲は、災害時における医薬品の確保を図るため、必要があると認めるとき、又は市町村より供給の要請があったときは、乙に対し保有する医薬品の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事情について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(供給要請の方法)

第3条 供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(緊急措置)

第4条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入組合員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

(医薬品の引き取り)

第5条 医薬品の引き取りの場所及び配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は、供給要請した医薬品の代価については、病院等医療機関が支払うべき代価を除き、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙の上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保有する。

平成9年8月4日

甲 長崎県長崎市江戸町2 - 13
長崎県知事 高田 勇

乙 長崎県佐世保市瀬戸越町4 - 1318 - 1
長崎県医薬品卸業組合
理事長 東 陽三郎

シ 災害時における医療材料等の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医科器械協会（現：長崎県医療機器協会）)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県医科器械協会（以下「乙」という。）との間に、大規模災害発生に際し医療材料等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(県の要請)

第1条 甲は、災害時における医療材料等の確保を図るため、必要があると認めるとき、又は市町村から供給の要請があったときは、乙に対し保有する医療材料等の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(供給要請の方法)

第3条 供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(緊急措置)

第4条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入協会員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事故後速やかに乙に連絡するものとする。

(医薬品の引き取り)

第5条 医療材料等の引き取りの場所及び配送の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は、供給要請した医療材料等の代価については、病院等の医療機関が支払うべき代価をの除き、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議に上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成9年8月4日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 高田 勇

乙 長崎県長崎市浜口町12-19
長崎県医科器械協会
理事長 山下 勝巳

ス 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：プレハブ建築協会)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)に建設に関して、長崎県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査し、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するもとし、部員及び会員に移動があった場合は、甲に報告する。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協議は平成8年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成8年2月29日

甲 長崎市江戸町2番13号
長 崎 県
長崎県知事 高 田 勇

乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会
会 長 石 橋 毅

セ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課：長崎県宅地建物取引業協会：全日本不動産協会長崎県本部)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県(以下「甲」という)が、社団法人 長崎県宅地建物取引業協会(以下「乙」という)に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」という)に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人長崎県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施 行)

第8条 この協定は平成21年 2月 2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月2日

甲 長崎市江戸町2番13号
長 崎 県
長崎県知事 金 子 原 二 郎

乙 長崎市目覚町3番19号
社団法人 長崎県宅地建物取引業協会
会 長 山 口 管 律

セ 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課：長崎県宅地建物取引業協会：全日本不動産協会長崎県本部)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県（以下「甲」という）が、社団法人全日本不動産協会長崎県本部（以下「乙」という）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という）に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会長崎県本部事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施 行)

第8条 この協定は平成21年2月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月2日

甲 長崎市江戸町2番13号
長 崎 県
長崎県知事 金 子 原 二 郎

乙 長崎市樺島町7番1号
社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
本部長 宮 原 清 明

ソ 災害時における支援に関する協定書

(県危機管理課：長崎県石油商業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と、長崎県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害時における燃料の優先供給や被災者及び帰宅困難者（以下「被災者等」という。）の支援に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができる。

- (1) 乙の組合員の給油所において、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両(消防車、救急車等)に対し、優先的に燃料を供給すること
 - (2) 乙の組合員の給油所において、市町等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料を優先的に供給すること
 - (3) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し一時休憩所として、トイレ及び水道水を提供すること
 - (4) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し、乙がテレビ、ラジオ、インターネット等により得た情報及び現地情報(通行可能な道路や避難所の所在地等)を可能な限りで提供すること。
- 2 前項の支援要請は、文書で行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（乙の支援）

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けた時は、可能な範囲内において支援するものとする。

ただし、通信の途絶等により甲が乙へ支援要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する燃料の代金は、乙から供給を受けた者が負担するものとする。

2 第2条第1項第3号から第4号に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 甲乙両者は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（「以下連絡責任者等」という）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第 6 条 甲乙両者は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(実施細目)

第 7 条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(協 議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意ある協議を行うものとする。

(効 力)

第 9 条 この協定の効力は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 5 月 8 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原 二 郎

乙 長崎県長崎市元船町 2 番 8 号
長崎県石油商業組合
理 事 長 松 本 博

災害時における被災者等の支援に関する協定にかかる実施細目

災害時における被災者等の支援に関する協定（以下「協定」という）第7条に基づく実施細目について、下記のとおり定める。

第1条 乙の組合員は、協定第2条第1項第4号に規定する情報提供の一環として、長崎県ホムペ・ジ内の総合防災ポータルページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/index.php>又は携帯電話用 <http://www.pref.nagasaki.jp/k/>)からパソコンまたは携帯電話を利用して随時情報を取得し、被災者に可能な限りで情報提供を行うものとする。

第2条 協定第2条第1項第1号に規定する緊急通行車両のうち代表的なものは、次の各号に掲げる自動車である。

- (1) 消防車
- (2) 救急車
- (3) 警察用自動車
- (4) 知事の災害派遣要請を受けた自衛隊の車両
- (5) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための自動車（通常、都道府県知事又は公安委員会に交付された標章を前面に掲示しているもの）

第3条 協定第2条第2項に規定する支援要請は、別紙様式1により行う。

第4条 協定第5条に規定する連絡責任者の報告は、別紙様式2で行い、協定初年度においては協定締結の日以降30日以内に行うものとする。

別紙様式1（実施細目第3条）

災害時における支援要請書

年 月 日

様

長崎県知事

1 災害及び支援を必要とする状況（理由）

2 要請する支援の内容

連 絡 責 任 者 届

【長崎県】

1 連絡責任者等

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 . 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間: 9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5
- ・休 日: 土・日曜日、祝祭日、年末年始 (1 2 / 2 9 ~ 1 / 3)

【長崎県石油商業組合】

1 連絡責任者等

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間:
- ・休 日:

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：ココストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ココストア(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番地 34 号
株式会社ココストア
代表取締役社長 盛 田 宏

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：ココストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原二郎

(乙) 住 所 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役 井 戸 隆 一

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：コストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社デイリ-ヤマザキ(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原二郎

(乙) 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社デイリ - ヤマザキ
代表取締役社長 田 嶋 誠

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：コストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ファミリー-マ-ト(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原二郎

(乙) 住 所 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
株式会社ファミリ - マ - ト
代表取締役 上 田 準 二

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：ココストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ロ-ソン(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
株式会社ロ - ソン
代表取締役社長 新 浪 剛

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：ココストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社壱番屋(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原二郎

(乙) 住 所 愛知県一宮市三ッ井六丁目 12 番 23 号
株式会社壱番屋
代表取締役 浜 島 俊 哉

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：コストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社モスフ-ドサ-ビス(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都品川区大崎 2 - 1 - 1
株式会社モスフ - ドサ - ビス
代表取締役社長 櫻 田 厚

夕 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県危機管理課：ココストア：セブンイレブン：デイリ-ヤマザキ：ファミリー-マ-ト：ロ-ソン
：壱番屋：モスフ-ド：吉野家)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社吉野家(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を持たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるも

のとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 - 17
ダヴィンチ新宿ビル
株式会社吉野家
代表取締役社長 出 射 孝次郎

チ 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

(県危機管理課：西日本高速道路(株)九州支社)

長崎県(以下「甲」という。)と西日本高速道路株式会社九州支社(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力を要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において要請に応じるものとする。

(1) 乙が管理する長崎県内に所在するパーキングエリア等の施設(以下「休憩施設等」という。)の防災拠点としての活用

(2) 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行

(3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(4) 災害情報等の共有

(5) 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援

(6) 相互の道路機能の活用

(7) その他必要と認められる事項

2 上記に掲げる内容のうち、乙が保有する設備・資機材等について乙は甲に報告するものとし、変更があればその都度、報告するものとする。

(協力要請)

第3条 協力を要請する場合、甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにして口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(費用負担)

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

(情報連絡体制)

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力を円滑に実施するために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

(防災訓練等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時より本協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施

するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月16日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番地2号
西日本高速道路株式会社 九州支社
支社長 本間 清輔

ツ 災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定

(県新幹線・総合交通対策課：(社)長崎県トラック協会)

長崎県（以下「甲」という。）と社団法人長崎県トラック協会（以下「乙」という。）は、長崎県地域防災計画の一環としての災害応急対策活動及び都道府県等相互の応援処置のために必要な一般貨物自動車（以下「緊急輸送車両」という。）による緊急輸送の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（緊急輸送の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 県外において災害が発生し、災害救助をする場合。
- (3) その他前2号に付随する業務を行う場合。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、拒否することはできない。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により、甲が乙に要請する業務（以下「緊急輸送業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める物資等の緊急輸送に関すること。
- (2) その他物資等の緊急輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第3条 甲は第1条の要請を緊急物資等輸送要請書（様式1号）に必要事項を記載のうえ行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請することができる。

2 甲は前項ただし書きにより要請したときは、遅滞なく緊急物資等輸送要請書に必要事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第1条の要請により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して必要事項を記載のうえ、緊急物資等輸送実績報告書（様式2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が使用した緊急輸送車両に係る運賃及び料金並びに実質的負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における当該地域の事業者が定める運賃及び料金を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙は、緊急輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、緊急輸送車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該緊

急輸送車両を交換して緊急輸送業務を継続しなければならない。

(損害賠償責任)

第 7 条 乙は、その緊急輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用(同伴者を含む。) 又は、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第 8 条 甲は、緊急輸送業務に従事した者が、その業務で負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例(昭和 3 8 年長崎県条例第 8 号)」等に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 緊急輸送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者等)

第 9 条 この協定に基づく業務が円滑に行われるようにするため、連絡責任者をおく。
2 前項の連絡責任者は、甲については連絡責任者及び事務分担表(別紙 1)のとおりとし、乙は社団法人 長崎県トラック協会専務理事とする。

(担当者名簿の作成)

第 1 0 条 甲及び、乙は、この協定締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害応急対策に必要な緊急輸送の応援要請に関する協定事務担当者名簿(様式 3 号) を作成し、相互に交換して保有するものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定は、締結の日より効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 3 年 8 月 2 5 日

甲 長崎県
長崎県知事 中 村 法 道

乙 社団法人長崎県トラック協会
会 長 松 藤 悟

緊急物資等輸送要請書

社団法人 長崎県トラック協会会長 様

長崎県知事

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由

2 要請する車両及び輸送内容

車種(形状)	最大積載量(トン)	必要な台数	乗務員数	備考

輸送日時	輸送場所(区間)	輸送物資等の種類(数量)

3 車両の差出しの日時及び場所

4 その他参考となる事項

担当課名	
担当者名	
電話番号	

緊急物資等輸送実績報告書

長崎県知事 様

社団法人 長崎県トラック協会会長

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり物資を輸送しましたので報告します。

記

輸送日時 (期間)	輸送場所 (区間)	距離 (km)	事業者名 車種 (最大積載量)	台数	乗務 員数	輸送物資等の種類 (数量)

様式 3 号

災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定事務担当者名簿

所属名 () 平成 年 月 日現在

役職名 担当区分	ふりがな 氏 名	卓上電話番号 FAX 番号	自宅電話 携帯電話	備考

連絡責任者及び事務分担表

1. 本協定全般及びトラック協会との連絡調整に関すること。

新幹線・総合交通対策課長

2. 本協定の第1条（緊急輸送の要請）、第3条（要請の方法）、第4条（実績報告）、第5条（費用の負担）第1項、第6条（事故等）、及び第7条（損害賠償責任）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

3. 本協定の第5条（費用の負担）第2項に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

新幹線・総合交通対策課長

4. 本協定の第8条（災害補償）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

危機管理課長

福祉保健課長

5. 本協定の第10条（担当者名簿の作成）に関すること。

新幹線・総合交通対策課長

6. 本協定の第11条（協議）に関すること。

新幹線・総合交通対策課長

テ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と長崎県土木部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年4月24日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、長崎県土木部長の要請があった場合、または長崎県において「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を長崎県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、長崎県土木部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、長崎県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 長崎県土木部長は、長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合
九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合
原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の
～の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

大規模な災害である場合。

国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。

被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない。)

広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と長崎県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と長崎県土木部長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、長崎県においては土木部建設企画課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年 月 日から適用するものとする。

平成23年3月3日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局 企画部長

長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県 土木部長

国土交通省九州地方整備局企画部長殿

長崎県土木部長

大規模な災害時の応援について（要請）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

年 月 日付け 第 号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

< 大規模災害支援協定の締結状況 >

		住所	電話	FAX
陸上部	(社)長崎県建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-826-2285	095-826-2289
	県北防災建設業協同組合		0956-25-2277	0956-25-3356
	長崎県型粋工事業協同組合	長崎市田中町 1922-1	095-839-3009	095-839-3009
	長崎県中小建設業協会	長崎市桜町 9-6	095-824-4028	
	長崎県工務店連合会	大村市黒丸町 600-7	0957-55-6565	0957-55-6565
	(社)長崎県とび・土木工事業協同組合		095-865-5571	
	佐世保市北部地域防災協議会	佐世保市世知原町槍巻 49-2	0956-76-2112	0956-78-2049
測量 (陸上)	(社)長崎県測量設計業協会	長崎市川口町 6-17	095-845-5257	095-845-0048
海上部	(社)長崎県港湾漁港建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-818-5466	095-826-9233
地質	(社)長崎県地質調査業協会	佐世保市日宇町 2690	0956-46-5085	0956-46-5010
造園	(社)長崎県造園建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-827-0590	095-824-4473
電気	長崎県電気工事業工業組合	長崎市宝栄町 23-23	095-862-1975	095-862-1337
内線	長崎電気設備協同組合	長崎市浜平町 1-7-2	095-825-5542	095-825-5626
水道	長崎県管工事業協同組合連合会	長崎市古町 54	095-824-1011	095-828-1963
建屋外壁	長崎県板金工業組合	諫早市貝津町 2071-7	0957-26-7225	0957-26-6606

ト 九州・山口 9 県災害時応援協定

県人事課：危機管理課：新幹線・総合交通対策課：水環境対策課：福祉保健課：医療政策課：漁港漁場課：農産加工・流通室：住宅課：道路維持課：港湾課：九州・山口 9 県）

（趣 旨）

第 1 条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

（支援対策本部の設置）

第 2 条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口 9 県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

（支援対策本部の組織）

第 3 条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口 9 県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口 9 県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第 5 条第 1 号から第 5 号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

（本部長の職務の代行）

第 4 条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前条第 1 項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

（応援の種類）

第 5 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手續)

第 6 条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする
応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる
ときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による応援要請に係る手續等の細目は、前条第 1 号から第 5 号
までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第 7 条 本部長は、前条第 1 項により応援要請があった場合又は前条第 2 項の規定により必
要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は
応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県(以下「応援担当県」という。)は、当該地域において応援
すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報
告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第 1 項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものでは
ない。

5 前条第 3 項の規定による個別の応援を実施する各県は、第 5 条各号の応援の種類ごとに
応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第 8 条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、
支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第 9 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県か
ら要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第 10 条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行
う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまと
めて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年 1 回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関
係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第 11 条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事

宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事
山口県知事

九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監(総務、防災担当)をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県(被災県以外の県とする。)から派遣される職員をもって充てる。

2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項(第2項を除く。)の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等(以下「その他の物的応援」という。)を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当てたる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域

を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。

4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難しいと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福	岡	県	総務部防災危機管理局	消	防	防	災	課
佐	賀	県	統 括 本 部	消	防	防	災	課
長	崎	県	危 機 管 理 監	危	機	管	理	課
熊	本	県	知 事 公 室	危	機	管	理	防
大	分	県	生 活 環 境 部	防	災	危	機	管
宮	崎	県	総務部危機管理局	危	機	管	理	課
鹿	児	島	危 機 管 理 局	危	機	管	理	防
冲	縄	県	知 事 公 室	防	災	危	機	管
山	口	県	総 務 部	防	災	危	機	管

九州・山口災害時応援の職員派遣に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」(以下「協定」という。)第6条第4項の規定に基づき、第5条第一号の「職員の派遣」に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当部局)

第2条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第1のとおりとする。

(派遣の形態)

第3条 派遣の形態は、公務出張とし、その期間は最長1月程度とする。

(応援要請)

第4条 被災県は、協定第6条第1項に基づき応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 業務内容
- 二 職員の種類及び人数
- 三 派遣場所
- 四 派遣期間

(資料交換)

第5条 各県は、災害対策基本法第33条により内閣総理大臣に提出する資料を相互に交換するものとする。

なお、その内容は、昭和38年4月20日総審第75条総理府総務副長官通達によるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

別表第1 担当部局

福岡県	総務部	人事課
佐賀県	経営支援本部	職員課
長崎県	総務部	人事課
熊本県	総務部	人事課
大分県	総務部	人事課
宮崎県	総務部	人事課
鹿児島県	総務部	人事課
沖縄県	総務部	人事課
山口県	総務部	人事課

九州・山口9県災害時応援協定（食料の提供）に基づく実施細則

（目 的）

第1条 この実施細則は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第二号のうち「食料の提供」について、応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（種 類）

第2条 協定第5条第二号に定める食料は、次のとおりとする。

- (1) 米穀、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
- (2) 特別要請に基づく、生鮮食品（野菜、肉、魚など）
- (3) 関係県における特に応援に適した食料（牛乳など）

（担当部局）

第3条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続き）

第4条 協定第6条第1項若しくは第3項に基づく応援要請は、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 必要とする食料名及びその数量
- (2) 輸送ルート及び輸送手段
- (3) 集積場所
- (4) 受入希望日時
- (5) その他必要な事項

2 協定第6条第1項に基づく応援要請に対し、協定第2条に基づく九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）は応援担当県を調整し、要請を受けた応援担当県は、次の事項を通知するものとする。

- (1) 応援する食料名及びその数量
- (2) 輸送ルート及び輸送手段
- (3) 搬入場所
- (4) 到着予定日時
- (5) 輸送責任者及び連絡先

（応援期間）

第5条 各県の応援期間については、被災県の状況に応じて、会長県が被災県と協議の上、定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、定期的に情報収集を行うものとする。

- (1) 食料関係機関、事業者のリストアップ
- (2) 食料調達可能数量
- (3) 食料の集積拠点場所
- (4) その他必要と認められる情報

2 会長県は、前項において収集された情報の確認及び意見交換のため、年1回をめぐりに9

県会議を開催するものとする。

(協 議)

第7条 この実施要領に定めていない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

九州・山口9県災害時応接協定（食料の提供）における各県の担当部局

福岡県	福祉労働部	福祉総務課
佐賀県	農林水産商工本部	企画・経営グループ
長崎県	農林部	農産加工・流通室
熊本県	農林水産部	農林水産政策課
大分県	農林水産部	農林水産企画課
宮崎県	農政水産部	農産園芸課
鹿児島県	農政部	農産園芸課
沖縄県	農林水産部	流通政策課
山口県	健康福祉部	厚政課

米穀は農林部、その他は福祉保健部取り扱い

九州・山口9県災害時応援協定に基づく飲料水の提供に係る 応援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)第5条第二号に規定する「飲料水の提供」に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 応援給水のための連絡調整
- (4) 応急復旧のための連絡調整
- (5) 厚生労働省、日本水道協会等の関係機関との連絡調整
- (6) 給水に係る衛生措置等の指導
- (7) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条に基づく担当部局(以下「連絡担当部局」という。)は、別表1のとおりとする。

(応援要請手続等)

第4条 協定第6条第1項の規定による要請を受けた九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県(以下「会長県」という。)の連絡担当部局は、その旨を各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

2 会長県は、この実施細目の実施について、必要に応じ、各県に対し応援の要請ができるものとする。

(応援対策本部の設置)

第5条 会長県は、必要に応じて、被災県に隣接する県等の協力を得て、被災地又は被災地に隣接する市町村等に応援対策本部を設置するものとする。

2 会長県は、前項の規定により応援対策本部を設置した場合には、速やかに各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

3 応援対策本部は、第2条に定める応援の総合調整を業務とし、その遂行に当たっては被災県との連携の下に行うものとする。

4 応援対策本部の業務の指揮は、会長県が行い、当該業務の役割分担については、会長県の定めるところによる。

(応援職員等)

第6条 会長県は、応援に必要な職員について、あらかじめ各県と協議するものとする。

2 各県は、速やかに応援を行うために、あらかじめ応援体制を検討しておくとともに、別表第2に掲げる応援資機材等について、必要に応じ、応援職員に携行させるものとする。

(応援期間)

第7条 会長県は、各県が行う応援の期間について、被災県と協議の上、定めるものとする。

(応援能力の報告)

第8条 各県は、応援可能資機材等について、年度末現在の保有状況等を別記様式により調査し、翌年度の5月末までに会長県に報告するものとする。

(水道事業者等への協力依頼)

第9条 各県は、災害発生時において、速やかに応援できるよう水道事業者等と事前に応援

体制について協議しておくものとする。

2 各県は、必要に応じて、水道業者等に応援を依頼するものとする。

(情報の収集)

第10条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、情報を収集するものとする。

- (1) 連絡担当部局の連絡体制
- (2) 災害時における応援可能な資機材の整備
- (3) 水道事業者等に対する緊急時連絡体制
- (4) 応援対策本部設置時における携帯機器等の整備
- (5) 給水拠点(水道地図等)の情報
- (6) その他必要と認められる情報

2 各県は、前項第5号に規定する事項を把握したときは、当該事項を記載した図面等を会長県及び副会長県に提出するものとする。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

(会議の開催)

第11条 会長県は、この実施細目における内容確認及び意見交換のため、必要があるときは、各県の連絡担当部局の会議を開催するものとする。

(協議)

第12条 この実施細目に定める事項について疑義が生じた場合又はこの実施細目に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1 連絡担当部局一覧表

作成時点 平成24年4月1日	
県名	部局課名
福岡県	県土整備部 水資源対策課水道整備室
佐賀県	健康福祉本部 生活衛生課
長崎県	環境部 水環境対策課
熊本県	環境生活部 環境保全課
大分県	生活環境部 環境保全課
宮崎県	福祉保健部 衛生管理課
鹿児島県	保健福祉部 生活衛生課
沖縄県	環境生活部 生活衛生課
山口県	環境生活部 生活衛生課

生活必需品の提供についての細部要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)第5条第二号に規定する応援項目のうち「生活必需品の提供」の実施について必要な事項を定める。

(対象品目)

第2条 提供の対象とする物資は次に掲げるものとする。

- (1) 毛布
- (2) タオル
- (3) 下着
- (4) トレ - ニングウェア
- (5) ゴザ・敷物

2 前項に定めのない物資であっても、提供の可能な場合は提供の対象とする。

(応援の範囲)

第3条 応援の範囲は次に掲げる業務とする。

- (1) 生活必需品物資の収集
- (2) 被災県の受入拠点又は受入指定場所までの輸送

(連絡窓口)

第4条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は別表1のとおりとする。

(要請手続き等)

第5条 協定第6条第1項の規定により応援を受けようとする被災県は、次の事項を示して、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県に応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする物資の品目及び数量
- (3) 受入拠点又は受入指定場所及び当該受入場所までの経路
- (4) 他の応援項目の要請状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 第1項の規定により応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容について、次の事項を被災県に通知するものとする。

- (1) 応援物資の品目及び数量
- (2) 応援部隊の人数、出発時刻及び到着予定時刻
- (3) 輸送責任者

(応援部隊の誘導)

第6条 応援を受ける被災県は、受入拠点又は受入指定場所に誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 協定第9条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、物資の購入費及び輸送費とする。

(各種資料の準備)

第8条 生活必需品の提供に関する各種資料のうち次に掲げるものについては、毎年継続的に見直し整備するものとする。

- (1) 担当課及び責任者等名簿(別表1)
- (2) 備蓄物資の品目及び数量(別表2)

- (3) 調達可能物資の品目及び数量(別表3)
- (4) 受入拠点一覧(別表4)
- (5) 受入拠点位置図(別表5)
- (その他)

第9条 この細部要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの細部要領に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

担 当 課

県 名	部 局 名	課 名	電 話 番 号
福 岡 県	福 祉 労 働 部	福 祉 総 務 課	代 092 - 651 - 1111 直 092 - 643 - 3244 FAX 092 - 643 - 3245
佐 賀 県	健 康 福 祉 本 部	地 域 福 祉 課	代 0952 - 24 - 2111 直 0952 - 25 - 7053 FAX 0952 - 25 - 7264
長 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	代 095 - 824 - 1111 直 095 - 895 - 2410 FAX 095 - 895 - 2570
熊 本 県	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 政 策 課	代 096 - 383 - 1111 直 096 - 333 - 2192 FAX 096 - 384 - 9870
大 分 県	福 祉 保 健 部	地 域 福 祉 推 進 室	代 097 - 536 - 1111 直 097 - 506 - 2622 FAX 097 - 506 - 1732
宮 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	直 0985 - 26 - 7075 FAX 0985 - 26 - 7326
鹿 児 島 県	保 健 福 祉 部	社 会 福 祉 課	代 099 - 286 - 2111 直 099 - 286 - 2824 FAX 099 - 286 - 5568
沖 縄 県	環 境 生 活 部	県 民 生 活 課	代 098 - 866 - 2333 直 098 - 866 - 2187 FAX 098 - 866 - 2789
山 口 県	健 康 福 祉 部	厚 政 課	代 083 - 922 - 3111 直 083 - 933 - 2710 FAX 083 - 933 - 2739

九州・山口9県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」(以下「協定」という。)第5条第三号の「避難施設及び住宅の提供」の事項について応援が円滑に実施されるよう、実施細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象避難・収容施設及び住宅の提供)

第2条 応援の対象となる避難・収容施設及び住宅は、それぞれ、県及び市町村指定避難・収容施設(以下「指定避難・収容施設」という。)、県営及び市町村営住宅(以下「県営住宅等」という。)及び応急仮設住宅とする。

(担当部局)

第3条 本細目に係る応援のうち、住宅を除く避難・収容施設の提供については協定の総合担当部局において施設所管部局との連絡調整に当たるものとし、住宅の提供については別表第1に掲げる各部局が担当するものとする。

(県営住宅等の空室数の把握)

第4条 各県は被災時に提供できる県営住宅等の市町村別、種類別空家の状況について把握しておくものとする。

(応援要請)

第5条 被災県は、応援担当県に対し、次の事項を電話等により明らかにし、後日速やかに応援要請書(様式1号)を送付するものとする。

(1) 提供希望戸数

(2) 入居世帯別人員数

(3) その他必要事項

2 前項各号の応援要請を受けたときは、直ちに必要な受入体制を整備するとともに、応援内容を被災県に電話等により連絡し、後日応援通知書(様式2号)を送付するものとする。

3 応援担当県は、被災者を受け入れた場合は、当該被災者の入居先県営住宅等の名称、住所等について、被災県に対し通知するものとする。

(入居条件等)

第6条 入居の条件については、原則として次のとおりとする。

(1) 入居期間は、原則として1年以内とし、具体的には、応援担当県と被災県で入居者の事情等を考慮し決定するものとする。

(2) 入居期間中の家賃、敷金については免除するものとする。

(応急仮設住宅の提供)

第7条 各県は、被災者に対し応急仮設住宅として提供できる建物があれば提供可能戸数等について把握しておくものとする。

(応急仮設住宅の建設場所)

第8条 応急仮設住宅は、原則として被災県内において建設するものとする。

(応急仮設住宅の建設要員の派遣)

第9条 応急仮設住宅の建設要員の派遣等については、被災県及び応援担当県が協議して決めるものとする。

(指定避難・収容施設)

第10条 指定避難・収容施設については、避難が緊急性を伴うことから、隣接県が必要に応じ、お互いに応援可能と思われる指定避難・収容施設について資料交換するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めのない事項については、9県が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表第1 各県担当部局 (住宅の提供に係る事項)

県名	部(局)	課	電話	FAX
福岡県	建築都市部	県営住宅課	092 - 643 - 3739	092 - 643 - 3753
佐賀県	県土づくり本部	建築住宅課	0952 - 25 - 7368	0952 - 25 - 7316
長崎県	土木部	住宅課	095 - 894 - 3102	095 - 894 - 3464
熊本県	土木部	住宅課	096 - 333 - 2550	096 - 384 - 5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	097 - 506 - 4684	097 - 506 - 1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	0985 - 26 - 7196	0985 - 20 - 5922
鹿児島県	土木部	住宅課住宅政策室	099 - 286 - 3735	099 - 286 - 5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	098 - 866 - 2418	098 - 866 - 2800
山口県	土木建築部	住宅課	083 - 933 - 3880	083 - 933 - 3899

* 避難・収容施設に係る事項は九州・山口各県の消防防災主管課(協定別表2)が担当する。

緊急輸送路（道路）の確保についての実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「九州・山口9県災害時応援協定」（以下「協定」という。）第5条第四号の「緊急輸送路及び輸送手段の確保」のうち道路に関し必要な事項を定め、被災時における救援活動のための緊急輸送路を確保するものとする。

（幹線路線の指定）

第2条 各県は、あらかじめ緊急輸送路となる道路（以下「幹線道路」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（代替路線の指定）

第3条 各県は、幹線路線が被災し通行不能となる場合を想定して、あらかじめこれに代わる道路（以下「代替路線」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（道路管理者への要請）

第4条 各県は、幹線路線及び代替路線の道路管理者が県以外であるときは、確保に必要な区間を管理する道路管理者に対し、確保の要請を行うとともに、必要な協力を行うものとする。

（一覧表及び図面の作成）

第5条 幹線路線及び代替路線について一覧表及び図面を作成し、各県相互に保有するものとする。

（緊急輸送路を補完する路線）

第6条 各県は、必要に応じて、第2条及び第3条の路線の外、緊急輸送路を補完する各県内にある道路を指定し、その確保に努めるものとする。この場合において、当該道路の道路管理者が県以外であるときは、第4条の規定を準用する。

（連絡担当課）

第7条 各県の連絡担当課は、別表1のとおりとする。ただし、次条第2項に定める応援のうち輸送手段の確保に係るものについては、協定の総合連絡担当部局において各輸送手段の所管部局との連絡調整を担当するものとする。

（輸送手段、道路啓開等の措置）

第8条 輸送手段及び道路啓開に係る応援については、各県が地域防災計画で定めている対応のなかで必要に応じ関係者等への要請が行えるように配慮しておく。

2 被災県は、輸送手段の確保及び道路啓開に関し必要な場合には、必要とする応援の具体的内容を示して、他県に対し人員、車両及び資機材等の提供又はあっせんを求めることができる。

（その他）

第9条 この実施要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表 1

各県担当課一覧表

平成 23 年 4 月 1 日現在

県名	部(局)	課	電話	F A X
福岡県	県土整備部	道路維持課	092 - 643 - 3656	092 - 643 - 3658
佐賀県	交通政策部	道路課	0952 - 25 - 7156	0952 - 25 - 7276
長崎県	土木部	道路維持課	095 - 894 - 3144	095 - 820 - 0683
熊本県	土木部	道路保全課	096 - 333 - 2504	096 - 384 - 6121
大分県	土木建築部	道路保全整備室	097 - 506 - 4584	097 - 506 - 1746
宮崎県	県土整備部	道路保全課	0985 - 26 - 7182	0985 - 26 - 7316
鹿児島県	土木部	道路維持課	099 - 286 - 3568	099 - 286 - 5623
沖縄県	土木建築部	道路管理課	098 - 866 - 2665	098 - 866 - 2790
山口県	土木建築部	道路整備課	083 - 933 - 3686	083 - 933 - 3689

緊急輸送路線一覧

幹線道路

記号	路線名	管理者	起 終 点
A	中国自動車道	西日本高速道路(株)	山口県岩国市～山口県下関市
B	山陽自動車道	〃	山口県和木町～山口県山口市
C	関門自動車道	〃	山口県下関市～ 福岡県北九州市門司
D	九州自動車道	〃	福岡県北九州市門司～ 鹿児島県鹿児島市
E	長崎自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～長崎県長崎市
F	大分自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～大分県佐伯市
G	宮崎自動車道	〃	宮崎県えびの市～宮崎県宮崎市
H	国道 34 号 (長崎バイパス)	〃	長崎県諫早市～長崎県長崎市
I	西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	〃	佐賀県武雄市～長崎県佐世保市
J	国道 10 号	国土交通省 西日本高速道路(株)	福岡県内椎田道路 (西日本高速道路(株)) 大分県内 宇佐別府道路 大分県内 大分自動車道 日出～ 大分 宮崎県内 延岡南道路(西日本高速 道路(株))を含む 上記を除く福岡県北九州小倉～ 宮崎県宮崎市(国土交通省)
K	国道 57 号～ 国道 251 号～ 国道 57 号～	国土交通省 長崎県 国土交通省	大分県犬飼町～長崎県島原市 (海上含む) 長崎県島原市～長崎県雲仙市 長崎県雲仙市～長崎県諫早市
L	国道 218 号	熊本県・宮崎県	熊本県宇城市～宮崎県延岡市
M	国道 219 号	熊本県・宮崎県	熊本県人吉市～宮崎県宮崎市
N	一般県道那覇空港線 国道 331 号～ 那覇空港自動車道～ (国道 506 号) 沖縄自動車道～ 国道 58 号～ 国道 449 号～	沖縄県 国土交通省 国土交通省 西日本高速道路(株) 国土交通省 沖縄県	沖縄県那覇市 沖縄県那覇市～沖縄県豊見城市 沖縄県豊見城市～沖縄県西原町 沖縄県西原町～沖縄県名護市 沖縄県名護市 沖縄県名護市～沖縄県本部町
O	南九州西回り自動車道 隼人道路・東九州自動車道	西日本高速道路(株)	鹿児島県鹿児島市～ 鹿児島県薩摩川内市 鹿児島県始良市～鹿児島県曾於市

海上緊急輸送路等の確保に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下『協定』という。)第5条第四号に掲げる緊急輸送路及び輸送手段の確保のうち、「海上緊急輸送路等の確保」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援の基本的方針)

第2条 海上緊急輸送路等の確保に関する相互応援については、被災県の要請に基づき各県で調達可能な船舶の斡旋を協力することをその第一義的な目的とする。

2 被災県が、輸送手段として必要とする船舶については、被災県で調達可能な船舶を第一的に使用し、必要船舶数に不足が生じる等被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、各県に応援を要請するものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第3条 各県は、大量の人流・物流が可能な輸送拠点となる港湾及び漁港施設(以下『輸送基地』という。)として、大型船舶の接岸が可能な岸壁・棧橋・水深等の設備条件と陸上アクセスとも整合する立地条件を満たすものを指定するものとする。この場合、各県は、当該施設管理者の了解を事前に受けておくものとする。

2 各県が輸送手段として予定する船舶は、旅客定期航路の予備船等を活用するものとする。この場合、各県は、旅客船事業者の了解を事前に受けておくものとする。

3 各県は、第二項の輸送体制の確保を図るため、別表第1の輸送基地一覧及び別表第2の船舶一覧を作成し、補完しておくものとする。

(連絡窓口)

第4条 応援協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第3のとおりとする。

(応援要請)

第5条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして電話・ファクシミリ等により九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県(以下「会長県」という。)に対して要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 一 被害状況
- 二 使用する輸送基地の概要
- 三 輸送内容の概要
- 四 必要とする船舶の種類等
- 五 応援の期間
- 六 その他必要な事項

2 「会長県」から応援を割当てられた応援担当県は、実施しようとする応援内容について次の事項を被災県に通知するものとする。

- 一 就航しようとする船舶の種類等
- 二 船舶の出発時刻及び到着予定時刻
- 三 その他必要事項

(船舶の確保)

第6条 被災県は、船舶の確保について管轄の地方運輸局と協議のうえ会長県に応援を要請するものとする。

2 応援担当県は、前項の要請に基づき管轄の地方運輸局と協議のうえ、県内の旅客船事業者に対する船舶調達の斡旋に関し、協力するものとする。

3 被災県は、前項の斡旋に基づき前項の旅客船事業者に対し、船舶就航の要請を行うもの

とする。

(輸送基地の確保)

第 7 条 第 3 条第 1 項に定める輸送基地の確保については、被災県において事前に当該輸送基地の施設管理者と使用に関する協議を行うとともに、当該施設の利害関係者の協力を経たうえで管轄の地方運輸局に対し協力要請を行うものとする。

2 前条第 2 項に定める旅客船事業者は、管轄の地方運輸局に対し航路の届出又は申請を行い、当該地方運輸局の受理又は、許可を受けるものとする。

(応援船舶等の誘導)

第 8 条 被災県は、第 3 条第 1 項に定める輸送基地に誘導員及び要員を待機させ、応援船舶等の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第 9 条 協定第 9 条第 1 項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、輸送に要した経費とするものとする。

(その他)

第 10 条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

広域海上緊急輸送基地一覽

別表第1

福岡県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	浅野1号岸壁	北九州	北九州市小倉北区	北九州市	北九州市	200.0	3.1	-7.5	50	6,000	1.6m
	箱崎ふ頭5号岸壁	博多	福岡市東区	国	福岡市	240.0	3.15	-12.0		30,000	2.0m
	中央ふ頭6号岸壁	"	福岡市博多区	"	"	269.0	3.4	-10.0	70	70,000	2.0m
	中央ふ頭9号岸壁	"	福岡市博多区	"	"	119.0	3.4	-7.5	70	5,000	2.0m
	本港10号岸壁	苅田	京都郡苅田町	福岡県	福岡県	370.0	5.5	-10.0	25	10,000	
	本港7号岸壁	"	"	"	"	130.0	5.5	-7.5	25	5,000	
	南港7号A岸壁	"	"	"	"	130.0	5.5	-7.5		5,000	
	南港7号B岸壁	"	"	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	
	南港7号D岸壁	"	"	"	"	200.0	5.5	-7.5		5,000	
	本港6号岸壁	"	"	"	"	110.0	5.5	-6.5		3,000	
	本港5号岸壁	"	"	"	"	150.0	5.5	-5.5		2,000	
	宇島5号岸壁	宇島	豊前市宇島	"	"	90.0	5.0	-5.5		2,000	
	宇島7号岸壁	"	"	"	"	130.0	5.0	-7.5		5,000	
	芦屋5号岸壁	芦屋	遠賀郡芦屋町	"	"	90.0	2.7	-5.5		2,000	
	三池港公共岸壁	三池	大牟田市新港町	"	"	340.0	7.0	-10.0		10,000	

佐賀県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	妙見4号岸壁	唐津	唐津市妙見地区	国土交通省	佐賀県	240.0	4.0	-12.0		30,000	
	久原南3号岸壁	伊万里	伊万里市久原地区	佐賀県	"	370.0	3.5	-10.0	35	12,000	+2.79
	久原北3号岸壁	伊万里	伊万里市久原北地区	国土交通省	"	185.0	3.5	-10.0		10,000	

長崎県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	元船地区岸壁(-6.0m)	長崎	長崎市元船町	国	長崎県	130.0	4.0	-6.0	35	3,000	+3.3
	鯨瀬フェリ-棧橋	佐世保	佐世保市万津町	佐世保市	佐世保市	115.0	4.5	-5.5	15	2,000	+3.3
	外港岸壁(A)	島原	島原市下川尻町	長崎県	長崎県	100.0	5.9	-5.0	25	1,000G/T	+5.0
	新港-7.5m岸壁	"	島原市大手原町	"	"	130.0	6.0	-7.5	25	5,000DWT	+5.0
	外港岸壁(B)	"	島原市下川尻町	"	"	100.0	5.9	-5.0	25	1,000	+5.0
	大波止岸壁(-7.5m)(1)	福江	五島市東浜町	国	"	200.0	4.0	-7.5	35	6,000	+2.83
	大波止岸壁(-7.5m)(2)	"	五島市大波止	"	"	240.0	4.0	-7.5	35/100	20,000G/T	+2.83
	-6.0m岸壁	有川	新上五島町有川町	長崎県	"	135.0	4.0	-6.0	25	2,000	+3.0
	相河フェリ-岸壁	青方	新上五島町相河郷	"	"	170.0	4.0	-7.5	35	6,000G/T	+2.83
	フェリ-岸壁(-7.0m)	相の浦	五島市奈留町	"	"	170.0	4.0	-7.0	35	6,000G/T	+2.81
	郷ノ浦港岸壁(-6.0m)	郷ノ浦	壱岐市郷ノ浦町	"	"	153.0	3.2	-6.0	20	3,000	+2.31
	郷ノ浦港岸壁(-7.5m)	"	"	国	"	220.0	3.6	-7.5	70	15,000G/T	+2.31
	厳原1号岸壁	厳原	対馬市厳原町	長崎県	"	105.0	3.0	-5.0	15	1,000	+1.93
	比田勝岸壁	比田勝	対馬市上対馬町	"	"	146.0	2.4	-5.5	15	1,500	+1.20
	畝刈地区岸壁(D)	長崎漁港	長崎市畝刈	"	"	170.0	4.3	-6.0	15	500G/T	+3.3
	畝刈地区岸壁(E)	"	"	"	"	180.0	4.3	-6.0	15	500G/T	+3.3

熊 本 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	長州地区岸壁(-5.5m)	長州	玉名郡長州町	熊本県	熊本県	180.0	6.3	-5.5		2,000	+4.3
	本港地区岸壁(-4.5m)	熊本	熊本市新港	"	"	120.0	5.7	-4.5		700	+4.5
	際崎地区岸壁(-5.5m)	三角	宇城市三角町	"	"	90.0	5.0	-5.5		2,000	+4.09
	際崎地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	60.0	5.0	-4.5		700	+4.09
	内港地区岸壁(-4.5m)	八代	八代市港町	"	"	120.0	5.0	-4.5		700	+4.3
	内港地区岸壁(-5.5m)	"	"	"	"	720.0	5.0	-5.5		2,000	+4.3
	内港地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
	外港地区岸壁(-7.5m)	"	八代市新港町	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
	百間地区岸壁(-6.5m)	水俣	水俣市月浦	"	"	210.0	4.3	-6.5		3,000	+3.65
	百間地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	120.0	4.3	-4.5		700	+3.65
	百間地区岸壁(-7.5m)	"	水俣市汐見町	"	"	130.0	4.3	-7.5		5,000	+3.65
	本渡地区岸壁(-4.5m)	本渡	天草市港町	"	"	420.0	5.0	-4.5		700	+3.7
	崎町地区岸壁(-5.0m)	富岡	天草郡苓北町	"	"	210.0	4.5	-5.0		1,000	+3.3

大 分 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	田尻地区岸壁(-11m)	中津	中津市田尻	大分県	大分県	(1B) 200.0	4.8	-11.0	100	25,000	貨物バース 3.45m
	第四埠頭地区岸壁(-10m)	別府	別府市石垣	"	"	(1B) 280.0	3.5	-10.0	100	70,000	貨物バース 2.10m
	住吉地区1号岸壁	大分	大分市住吉	"	"	(1B) 370.0	3.7	-10.0	50	10,000	貨物バース 2.20m
	乙津地区1号岸壁	"	大分市乙津	"	"	(3B) 390.0	3.4	-7.5	25	5,000	貨物バース 2.20m
	大在地区岸壁(-12m)	"	大分市大在	"	"	(1B) 240.0	3.8	-12.0	50	30,000	貨物バース 2.20m
	坂ノ市地区岸壁(-7.5m)	"	大分市坂の市	"	"	(2B) 260.0	3.8	-7.5	25	5,000	貨物バース 2.20m耐震
	青江地区岸壁(-5.5m)	津久見	津久見市青江	"	"	(1B) 90.0	3.3	-5.5	15	2,000	貨物バース 1.90m耐震
	女島地区岸壁(-10.0m)	佐伯	佐伯市女島	"	"	(2B) 370.0	4.0	-10.0	50	10,000	貨物バース 1.80m

宮 崎 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	工業港15号岸壁	細島	日向市	宮崎県	宮崎県	130.0	3.5	-7.5	35	5,000	2.2
	第7岸壁	宮崎	宮崎市	"	"	194.0	3.5	-7.5	25	6,000	2.1
	第10岸壁	"	"	"	"	198.0	3.5	-9.0	100.35	10,000	2.1
	東地区第9岸壁	油津	日南市	"	"	185.0	3.5	-10.0	70.25	12,000	2.3

鹿 児 島 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	本港区北心頭1号岸壁(-9m)	鹿 児 島	鹿児島市本港新町	鹿児島県	鹿児島県	360.0	4.0	-9.0	35	10,000	2.8
	谷山二区6号7号岸壁(-7.5m)	"	鹿児島市七ツ島1丁目	"	"	650.0	4.0	-7.5	25	5,000	2.8
	京泊地区岸壁(-12m)	川 内	薩摩川内市港町京泊	"	"	240.0	4.0	-12.0	35	30,000	3.1
	京泊地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	4.0	-7.5	25	5,000	3.1
	若浜中央心頭2号岸壁(-9m)	志 布 志	志布志市志布志町若浜	"	"	165.0	3.7	-9.0	35	10,000	2.4
	若浜南心頭1号岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	3.7	-7.5	25	5,000	2.4
	旅客船心頭(-7.5m)	"	"	"	"	220.0	3.7	-7.5	70	15,000	2.4
	中央地区岸壁(-7.5m)	西 之 表	西之表市西之表	"	"	130.0	3.8	-7.5	15	5,000	2.7
	新港1号岸壁(-9m)	名 瀬	奄美市名瀬塩浜町	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0
	新港2号岸壁(-9m)	"	"	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0

沖 縄 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	新港埠頭1号岸壁	那 覇	那覇市港町	那覇港湾 管理組合	那覇港湾 管理組合	390.0	3.7	-7.5	35	5,000	+2.00
	新港地区西埠頭(-13m)	中城湾	沖縄市、うるま市	沖縄県	沖縄県	260.0	3.8	-13.0	曲柱 50 直柱 150	4,000	+1.9
	本港地区岸壁(-7.5m)	本部	本部町	"	"	280.0	3.5	-7.5	曲柱 25 直柱 70	5,000	+1.96
	平良港第2埠頭第2バース (7.5m)(施設番号C-1-11)	平良	平良市宇西里	国	宮古島 市	130.0	3.2	-7.5	25	5,000	+4.00
	本港地区E岸壁(-9.0m)	石垣	石垣市浜崎町	(市は国から管理受託)		185.0	3.4	-9.0	35	10,000	+1.80
	本港地区F岸壁(-9.0m)	"	"	(市は国から管理受託)		280.0	3.4	-9.0	70	15,000	+1.80 耐震

山 口 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	新港北1号岸壁	岩 国	岩国市新港町	山口県	山口県	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	航路
	晴海埠頭岸壁(-10m)	徳山下松	周南市晴海町	"	"	180.0	5.0	-10.0	曲柱 50 直柱 100	12,000	-11m
	下松第2埠頭岸壁(-10m)	"	下松市末武下	"	"	370.0	5.0	-10.0	曲柱 50 直柱 100	12,000	
	築地4号岸壁	三田尻中関	防府市新築地町	"	"	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	
	芝中西岸壁(-13m)	宇 部	宇部市大字沖宇部沖の山	国土交通省	"	270.0	5.2	-13.0	70	40,000	
	本港岸壁(-7.5m)	小 野 田	小野田市小野田	山口県	"	130.0	4.8	-7.5	35	5,000	
	県営岸壁(-5.5m)	柳 井	柳井市大字柳井字岸ノ下	"	"	90.0	4.2	-5.5	15	2,000	
	瀧港岸壁(-7.3m)	萩	萩市大字橋東字後小畑	"	"	110.0	1.9	-7.3	35	5,000	
	あるかぼ-と-12m岸壁	下 関	下関市あるかぼ-と	国土交通省	下関市	300.0	3.6	-12.0	100	50,000	
	伊崎耐震岸壁	下関漁港	下関市伊崎町	山口県	山口県	130.0	2.8	-7.5	35	5,000	

災 害 救 助 対 象 船 舶 一 覧

別表第 2

福 岡 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
オ・シャン トランス(株)	北九州市門司区 新門司北1丁目12 TEL 093 - 481 - 7711	お - しゃん い - すと	11,523	166.0	25	8.4	21.5	沿海	401	530	新門司	定期 就航船 であり、 実際の 応援要 請にあ たって は、あ らため てその 時点で 協力が 可能か 確認が 必要で ある。
		お - しゃん うえすと	11,522	166.0	25	8.4	21.5	沿海	401	530	新門司	
		お - しゃん の - す	11,114	166.0	25	8.4	21.5	沿海	148	530	新門司	
		お - しゃん さうす	11,114	166.0	25	8.4	21.5	沿海	148	530	新門司	
阪 九 フェリ - (株)	北九州市門司区 新門司北1丁目1 TEL 093 - 481 - 6081	フェリ - せつつ	15,188	189.0	27	9.7	23.0	沿海	810		新門司	
		フェリ - すおう	15,188	189.0	27	9.7	23.0	沿海	810		新門司	
		や ま と	13,353	195.0	26.4	9.9	23.5	沿海	667		新門司	
		つ く し	13,353	195.0	26.4	9.9	23.5	沿海	667		新門司	
(株)名門大洋 フェリ -	大阪市西区江戸堀 1丁目9-6 TEL 06 - 6449 - 7155 北九州市門司区 新門司1丁目6 TEL 093 - 481 - 1780	フェリ - おおさか	9,479	160.0	25	6.07	22.9	沿海	713	310	大阪南 新門司	
		フェリ - またきゅうしゅう	9,476	160.0	25	6.07	22.9	沿海	713	310	大阪南 新門司	
		フェリ - きょうと2	9,788	167.0	25.6	6.0	23.2	限沿	877	340	大阪南 新門司	
		フェリ - ふくおか2	9,788	167.0	25.6	6.0	23.2	限沿	877	340	大阪南 新門司	
関 門 海 峡 フェリ - (株)	山口県下関市彦島迫 町1丁目20-20 TEL 0832 - 66 - 6371	フェリ - ふく彦	680	47.50	14.0	3.7	8.0	平水	250	40	下関荒田 小倉日明	
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1-27 TEL 092 - 281 - 0897	フェリ - ちくし	1,926	97.37	14.6	5.2	20.0	沿海	753	69	博 多	
		フェリ - きづな	1,809	94.10	14.8	5.2	19.4	限沿	678	67	博 多	
		フェリ - あずさ	683	65.66	12.8	4.4	14.8	沿海	350	42	博 多	
		フェリ - げんかい	675	65.66	12.8	4.4	14.8	沿海	202	43	博 多	
		ヴィ - ナス	163	30.33	8.53	2.59	43.0	限定 沿海	263		博 多	
		ヴィ - ナス2	163	30.78	8.53	2.59	43.0	限定 沿海	257		博 多	
安 田 産 業 汽 船 (株)	長崎県長崎市松ヶ枝 町5-35 TEL 095 - 826 - 0188	マリン ライナ - 2	19	16.00	4.27	1.50	18.0	平水	84	-	姪 浜	
島 原 鉄 道 (株)	長崎県島原市弁天町 2丁目7385-1 TEL 0957 - 62 - 2447	島 鉄 2 号	19	17.80	4.5	1.78	23.0	平水	66		島 三 原 池 予備 船	

長 崎 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
島原鉄道(株)	島原市弁天町2丁目 7385-1 TEL 0957-62-2447	島鉄2号	19	17.80	4.50	1.78	23.0	平水	66	-	島原	
安田産業 汽船(株)	長崎市松ヶ枝町5-35 TEL 095-826-0188	たいう	106	32.00	6.60	2.80	20.0	沿海	215	-	時津	
瀬川汽船(株)	西海市西海町横瀬郷 4107-7 TEL 0959-32-1770	さんせがわ	19	16.55	4.18	0.79	20.70	平水	100	-	横瀬	
竹山運輸(有)	平戸市度島町1652 TEL 0950-25-2011	第二フェリ- 度島	199	34.36	8.5	3.00	11.0	限沿	沿海 95 平水 150	11	度島	
西海沿岸 商船(株)	佐世保市万津町7-3 TEL 0956-24-1004	フェリ-あおしま れび-ど	235	36.85	8.60	3.10	12.7	限沿	沿海 75	10	佐世保	
			94	24.98	6.93	2.60	25.0	限沿	平水 148 202	-		
(有)木口汽船	五島市平蔵町2746-2 TEL 0959-73-0003	フェリ-ひさか	155	34.50	8.20	2.90	12.4	限沿	65	6	奥浦	

熊 本 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
(株)湯島商船	上天草市大矢野町湯 島 TEL 0964-56-4063	菊盛丸	19.04	11.95	3.40	1.50	20.0	平水	71	-	大矢野	

鹿 児 島 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
奄美海運(株)	鹿児島市本港新町3 TEL 099-224-2126	フェリ-あまみ	2,942	112.00	17.80	11.80	20.50	近海	243	60	鹿児島	
		フェリ-きかい	2,878	112.54	17.80	11.89	20.00	近海	365	69	鹿児島	
マルエ- フェリ- (株)	鹿児島市泉町16番4 号 TEL 099-224-2111	フェリ-なみのうえ	6,586	137.05	22.00	14.00	21.50	近海	804	240	鹿児島	
		フェリ-あけぼの	8,083	145.00	24.00	14.50	21.00	近海	682	201	鹿児島	
		フェリ-飛竜21	6,266	137.93	22.00	14.25	21.50	近海	240	276	鹿児島	
		琉球エキスプレス	9,225	167.00	22.00	17.25	22.50	近海	92	421	鹿児島	
マリックス ライン(株)	鹿児島市錦江町1番7 号 TEL 099-226-2121	クインコ-ラルプラス	5,910	143.30	21.60	14.00	21.40	近海	800	153	鹿児島	
		クインコ-ラル8	4,945	140.81	20.50	14.00	22.00	近海	798	140	鹿児島	
折田汽船(株)	鹿児島市錦江町7番37 号 TEL 099-226-0479	フェリ-屋久島2	3,392	122.43	17.80	12.17	21.80	沿海	450	70	鹿児島	
コスモス ライン(株)	鹿児島市錦江町23番4 号 TEL 099-224-4011	プリンセスわかさ	1,864	88.93	15.00	9.10	19.50	沿海	236	43	鹿児島	

九州各県予備船一覽

県名	事業者名	船名
福岡	島原鉄道(株)	島鉄2号(平水、19t)
佐賀	(有)平成	平成(限沿、14t)
長崎	島原鉄道(株)	島鉄2号(平水、19t)
	安田産業汽船(株)	たいよう(沿海、106t)
	瀬川汽船(株)	さんせがわ(平水、19t)
	竹山運輸(有)	第二フェリ-度島(限沿、199t、フェリ-)
	西海沿岸商船(株)	フェリ-おおしま(限沿、235t、フェリ-) れび-ど(限沿、94t)
	(有)木口汽船	フェリ-ひさか(限沿、155t)
熊本	(有)湯島商船	菊盛丸(平水、19.04t)
大分	該当なし	
宮崎	該当なし	
鹿児島	該当なし	
沖縄	該当なし	
山口	該当なし(下関海運支局管内)	

別表第3 九州・山口9県の災害時応援（海上緊急輸送路等の確保）
各県担当部局

県名	部局名	課名	電話番号
福岡県	県土整備部	企画交通課	代 092 - 651 - 1111 直 092 - 643 - 3696 F A X 092 - 643 - 3646
佐賀県	県土づくり本部	企画・経営グループ	代 0952 - 24 - 1111 直 0952 - 25 - 7258 F A X 0952 - 25 - 7275
長崎県	企画振興部	新幹線・総合交通対策課	代 095 - 824 - 1111 直 095 - 895 - 2061 F A X 095 - 895 - 2560
熊本県	企画振興部	交通対策課	代 096 - 383 - 1111 直 096 - 333 - 2164 F A X 096 - 385 - 4815
大分県	企画振興部	交通政策課	代 097 - 536 - 1111 直 097 - 506 - 2155 F A X 097 - 506 - 1731
宮崎県	県民政策部	総合交通課	直 0985 - 26 - 7037 F A X 0985 - 24 - 1383
鹿児島県	企画部	交通政策課	代 099 - 286 - 2111 直 099 - 286 - 3302 F A X 099 - 286 - 5533
沖縄県	企画部	交通政策室	代 098 - 866 - 2111 直 098 - 866 - 2045 F A X 098 - 866 - 2448
山口県	総務部	防災危機管理課	代 083 - 922 - 3111 直 083 - 933 - 2367 F A X 083 - 933 - 2408

海上緊急輸送路等の確保に関する手続き

1. 応援要請の手続き

応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話・ファクシミリにより九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 使用する輸送基地の概要
- (3) 輸送内容の概要
- (4) 必要とする船舶の種類等
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

2. 船舶及び輸送拠点の確保

(1) 船舶の確保

被災県は管轄の運輸局と協議のうえ「会長県」に応援を要請し、「会長県」は、被災県の要請に基づき、応援県を調整し、管轄の運輸局と協議のうえ船舶調達の斡旋に関して協力する。被災県は、斡旋に基づき旅客船事業者に対し船舶使用の要請を行なう。

(2) 輸送拠点の確保

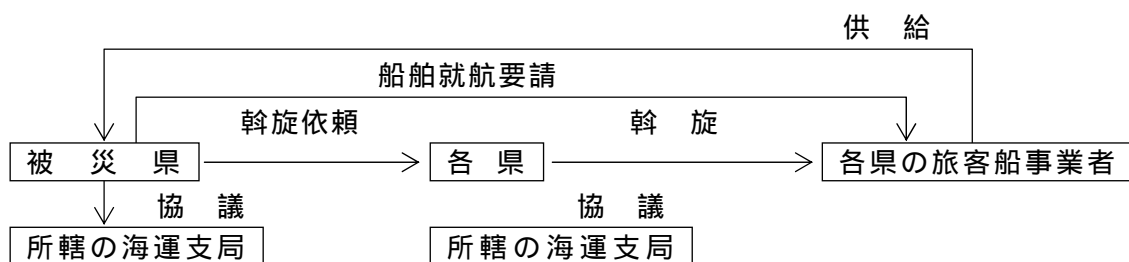
使用する輸送拠点（輸送基地）については、被災県において事前に関係者と調整を行い、円滑な連行が確保できる体制を整えることとする。

3. 応援経費の負担

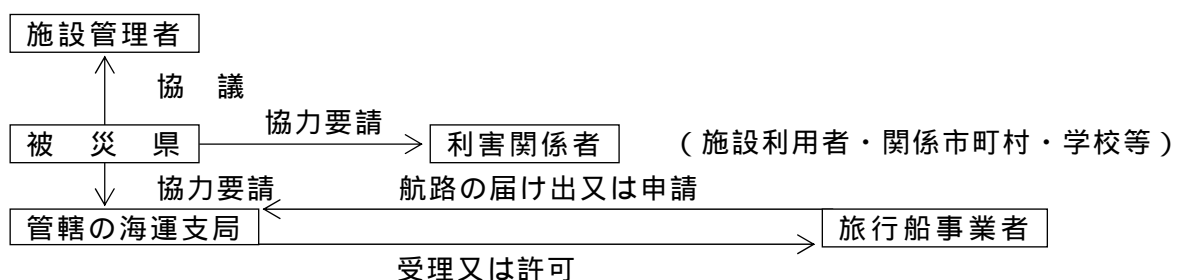
応援に要した経費は、応援を要請した県の負担とする。

4. 船舶及び輸送基地の確保等の流れ

【船舶】



【施設】



九州・山口9県災害時応援協定に係る医療支援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「応援協定」という。)第5条第五号に規定する医療支援(以下「支援」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 医療救護活動に係る要員の派遣
- (2) 被災患者の受入れ
- (3) 医薬品等の提供

(派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1項に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班とする。

2 前項に定める班の一般当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別に編成を行うことができる。

- (1) 医療救護班 医師1名、看護婦2名、その他2名
- (2) 保健指導班 保健婦2名、その他1名
- (3) 薬剤管理班 薬剤師2名

(派遣の班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班、薬剤管理班の派遣数の基準は、各県の実情により、それぞれ1～3班とする。ただし各県は災害の規模その他の事情により本文基準に拠らず派遣することができるものとする。

(応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

(派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 各県は、初動期(被災後48時間以内をいう。以下同じ。)の医療救護等のために医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を、被災県が予め定める集積所まで、各県(被災県をのぞく。)が行うものとする。

(マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

(支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2ヶ月以内の期間とするが、引き続いて被災県の要請があるときは、各県(被災県を除く。)は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合において、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

(各県の担当部局)

第10条 協定第3条第6項に基づき定める各県の医療支援の担当部局は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し、別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

(1) 一般病床 100床以上の病院

(2) ICU、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その他団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するように努めるものとする。

(協議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は平成23年10月31日から施行する。

別表第1(10条関係)

各県の担当部局

区 分	医務に関するもの	薬務に関するもの
福岡県 保健医療介護部	医療指導課	薬務課
佐賀県 健康福祉本部	医務課	薬務課
長崎県 福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊本県 健康福祉部	医療政策課	薬務衛生課
大分県 福祉保健部	医療政策課	薬務室
宮崎県 福祉保健部	医療薬務課	医療薬務対策課
鹿児島県 保健福祉部	地域医療整備課	薬務課
沖縄県 福祉保健部	医務課	薬務疾病対策課
山口県 健康福祉部	医務保険課 地域医療推進室	薬務課

ナ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の 相互応援に関する協定書

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「災害等」 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (2)「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。
- (3)「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。
- (4)「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受

けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長

九州地方知事会
会長

4 防災ヘリコプター

(県危機管理課)

ア 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条 ~ 第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条 ~ 第 17 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 18 条 ~ 第 19 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 20 条 ~ 第 21 条)
第 5 章	事 故 防 止 対 策	(第 22 条 ~ 第 25 条)
第 6 章	雑 則	(第 26 条 ~ 第 27 条)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、危機管理課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、危機管理課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は防災危機管理監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航責任者)

第 7 条 運航責任者は危機管理課長をもって充てる。

2 運航責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航管理者)

第 8 条 運航責任者は運航管理者としてセンター所長を指名する。

(運航指揮者)

第 9 条 運航管理者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法第 7 3 条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

(運航計画)

第 10 条 運航責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、年間運航計画 (様式第 1 号) 及び月間運航計画 (様式第 2 号) とする。

(運航範囲)

第 11 条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

(2) 救急活動

(3) 救助活動

(4) 火災防衛活動

(5) 広域航空消防防災活動

(6) 災害予防活動

(7) 消防防災訓練活動

(8) 一般行政活動

(9) その他統括管理者 (危機管理監) が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として 9 時 00 分から 17 時 45 分までとする。

ただし、第 12 条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第 12 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に係わる運航 (以下「緊急運航」という。) は、第 10 条に規定する運航計画に基づく運航 (以下「通常運航」という。) に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航管理者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第 13 条 航空機の使用 (緊急運航に係わるものを除く。以下次条において同じ。) を予定する者 (以下「使用予定者」という。) は、翌年度の予定にあっては航空機使用年間予定表 (様式第 3 号) により毎年 2 月末日まで、毎月の使用にあっては航空機使用月間予定表 (様式第 4 号) により使用予定の月の前々月の末日までに統括管理

者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第 14 条 使用予定者は、航空機使用申請書(様式第 5 号)により使用する 15 日前までに、統括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第 15 条 統括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適当と認められるときは、承認する。

2 統括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書(様式第 6 号)を交付する。

(航空機の使用報告)

第 16 条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書(様式第 7 号)により、使用した日から 7 日以内に統括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第 17 条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第 3 章 安全管理

(安全管理)

第 18 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づき、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第 19 条 総括管理者は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第 4 章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第 20 条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、運航計画に基づき自隊訓練を実施しなければならない。

(他機関との連携)

第 21 条 運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

第5章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第22条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第23条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがあるときは、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航管理者に報告しなければならない。

第24条 運航管理者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、捜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第25条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(記録及び保存)

第26条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(そ の 他)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(様式第5号)

第 平成 年 月 号
日

航空機使用申請書

長崎県危機管理監 様

機関長名
(担当者)

防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

使用日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
飛行経路	(使用ヘリポート:)				
活動内容					
搭乗員所属	職名	氏名	性別	年齢	備考

(様式第 6 号)

承認番号	
------	--

平成 年 月 日

様

長崎県危機管理監

航 空 機 使 用 承 認 書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった航空機使用について、
下記のとおり承認します。

記

1 . 使用日時 平成 年 月 日
時 分 ~ 時 分

2 . 飛行経路

3 . 使用目的

(様式第 7 号)

平成 年 月 日

航 空 機 使 用 報 告 書

長崎県危機管理監 様

機関長名
(担当者)

使用日時	平成 年 月 日 (曜日)(天候)
飛行時間	大村発 _____ 現地着 _____ 活動飛行時間 _____ 現地発 _____ 大村着 _____
搭乗人員	
飛行経路	
活動内容	

イ 長崎県防災ヘリコプター運航管理業務実施細則

Ⅰ. 総 則

1. 目 的

この細則は、長崎県防災ヘリコプター運航管理者業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

防災ヘリコプターの運航管理については、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱、長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領、防災ヘリコプター運航管理業務仕様書、及びオリエンタルエアブリッジ株式会社の運航基準等に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

. 運航管理

3. 運航範囲

防災ヘリコプターの運航については、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、救急活動については、市町村長からの災害派遣要請とする。

(1) 緊急運航

緊急運航とは、運航責任者（危機管理課長）が指示する次に掲げる活動に係る運航で、通常運航に優先する。

ア. 災害応急対策活動

- ・被災状況等の偵察、情報収集活動
- ・救援物資、人員、資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

イ. 救急活動

- ・交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

ウ. 救助活動

- ・高層ビル等火災における救助
- ・水難事故及び山岳遭難等における搜索、救助
- ・高速自動車及び自動車専用道路上の事故救助
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

エ. 火災防御活動

- ・偵察、情報収集活動
- ・林野火災における空中消火
- ・資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

オ. 広域航空消防防災活動

(2) 通常運航

原則として、運航計画に基づき実施する次の運航活動をいう。

ア．災害予防活動

イ．消防防災訓練活動

ウ．緊急運航訓練活動

エ．一般行政活動

オ．その他統括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4．運航計画

防災ヘリコプターの運航は、緊急運航を除き、原則として運航責任者が定める年間運航計画、月間運航計画によるものとする。

5．運航管理

(1) 運航責任者

運航責任者は、防災ヘリコプターの運航、装備品の維持管理等に関する事務を掌理する。

(2) 運航管理者

運航管理者は、防災ヘリコプター運航の実施にあたり、運航管理担当者を指名し、この細則及び運航基準等に定めるところに従って、運航の安全を確保しなければならない。

(3) 運航指揮者

運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、隊員及び搭乗者を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

6．運航管理系統図

別紙のとおり

7．飛行命令

飛行命令は、運航責任者の指示に基づき、運航管理者が飛行命令書により発令する。

ただし、緊急運航、その他月間運航計画以外（計画変更を含む）の運航の場合で、飛行命令書の発行に時間的余裕がない場合にあっては口頭により発令し、事後速やかに飛行命令書を発行しなければならない。

8．飛行計画の承認

(1) 機長は、当日の飛行計画について、運航管理者の承認を得なければならない。

(2) 運航管理者は、当日の飛行計画について運航責任者に報告しなければならない。

9. 緊急運航における航空法第 81 条の 2 の適用

航空法第 81 条の 2 の規定は、運航責任者の指示する緊急運航の場合にのみ適用するものとする。

10. 機体及び装備品の管理

- (1) 運航管理者は、防災ヘリコプターの耐空性維持のため、航空局、メーカー等の技術資料に基づく機体及び装備品の点検・整備を実施し、常に最良の管理に努めなければならない。
- (2) 運航管理者は、管理者以外の者について、施設への立入制限を行うなどして防災ヘリコプターの損傷防止に努めなければならない。

11. 操縦士の資格

防災ヘリコプターの運航に携わる操縦士は、次の条件を満たした者でなければならない。

- (1) 500 時間以上の飛行経験（回転翼）を有すること。
- (2) 当該型式機について、30 時間以上の飛行経験を有すること。
- (3) 5 時間以上の夜間飛行の飛行経験を有すること。

12. 操縦士及び整備士の乗務割と勤務時間は次のとおりとする。

(1) 乗務割の決定

操縦士及び整備士の乗務割は、運航責任者が作成する月間運航計画に基づき、運航管理者が決定する。

(2) 乗務割及び休養の基準

ア. 操縦士及び整備士の乗務割と休養の基準については、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める業務実施基準等によるものとする。

イ. 最少乗組員数は 1 名とし、夜間飛行、その他運航管理者が必要と認める場合は 2 名とする。

ウ. 操縦士の 1 日の飛行時間は、原則として 5 時間以内とする。

ただし、これを超えて飛行させる場合は、運航管理者は、操縦士の疲労度、その他についてその意見を聴取して決定しなければならない。

(3) 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、この時間外において緊急を要する事態が発生した場合については、この限りではない。

13. 操縦士及び整備士の訓練

運航管理者は、操縦士及び整備士に対して、少なくとも月 1 回かつ 1 時間以上、運航責任者が指示する緊急運航訓練に参加させるなどして、防災ヘリコプターの運航上必要な技量の維持・向上に努めなければならない。

14. 整備士の業務

整備士は、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災ヘリコプターの整備点検
- (2) 運航に伴う装備品の脱着
- (3) 整備点検上必要な飛行
- (4) 訓練上必要な機上作業
- (5) 運航上必要な地上支援
- (6) 運航支援上必要な搭乗
- (7) 整備関係書類の管理

． 飛 行

15. 最低気象条件

運航時の気象は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 航空法施行規則第5条の2に定める「有視界気象状態」であること。
ただし、管制圏又は情報圏内では、航空法第94条ただし書きに定める「特別有視界気象状態」以上であること。
- (2) 瞬間風速 13m / 秒以下であること。
ただし、緊急運航の場合は、17m / 秒以下であり、著しい気流の乱れがないこと。

16. 夜間飛行

緊急運航の場合の夜間飛行は、可能な限り活動場所と基地間の空輸にとどめるものとする。

17. 飛行準備

運航管理者は、防災ヘリコプターの運航にあたっては、運航管理担当者、機長、整備士及び防災活動従事者に対し、次の事項について指示するとともに、支援体制の確保を図らなければならない。

- (1) ヘリポート等の選定（あらかじめ設営されたヘリポートを使用できない緊急運航の場合を除く。）
- (2) 飛行場外離着陸許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (3) 最低安全高度以下での飛行許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (4) 物資投下届出
- (5) 運航形態に応じた装備及び資材の準備
- (6) 航空燃料の手配及び保管
- (7) 気象情報の収集と分析
- (8) 通信手段の確保
- (9) 飛行計画の作成

18. 航空局への申請及び届出

航空局への申請及び届出は、運航責任者が行うものとする。

19. 飛行前の打合せ

機長は、出発前に、整備士及び防災活動従事者と次の事項について十分な打合わせを行い、相互に確認のうえ飛行を行わなければならない。

- (1) 運航目的
- (2) 機体及び装備の整備状況
- (3) 資機材
- (4) 飛行計画
- (5) 機長、整備士及び防災活動従事者相互間の連絡並びに連携方法
- (6) 気象状況
- (7) その他飛行についての必要事項

20. 緊急運航における確認事項

機長は、飛行する際には、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 気象状況
- (2) 作業方法
- (3) 運航上影響を及ぼす恐れのある地上の人、物件等
- (4) 着陸地点周辺の状況
- (5) 他機の有無

・ 整 備

21. 整 備

機体及び装備品の点検・整備は、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める整備要領等に従って行わなければならない。

V. 緊急方式

22. 緊急時の措置

防災ヘリコプターに緊急事態が発生するおそれ及び発生した場合は、県の指示を仰ぐとともに、次の措置をとらなければならない。

(1) 捜索及び救難体制の確立

運航管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合は、速やかに運航責任者に通報し指示を仰ぐとともに、捜索救難の初動体制をとらなければならない。

(2) 航空事故発生時の措置

機長は、飛行中、飛行機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況等を運航管理者に報告しなければならない。

(3) 事故報告

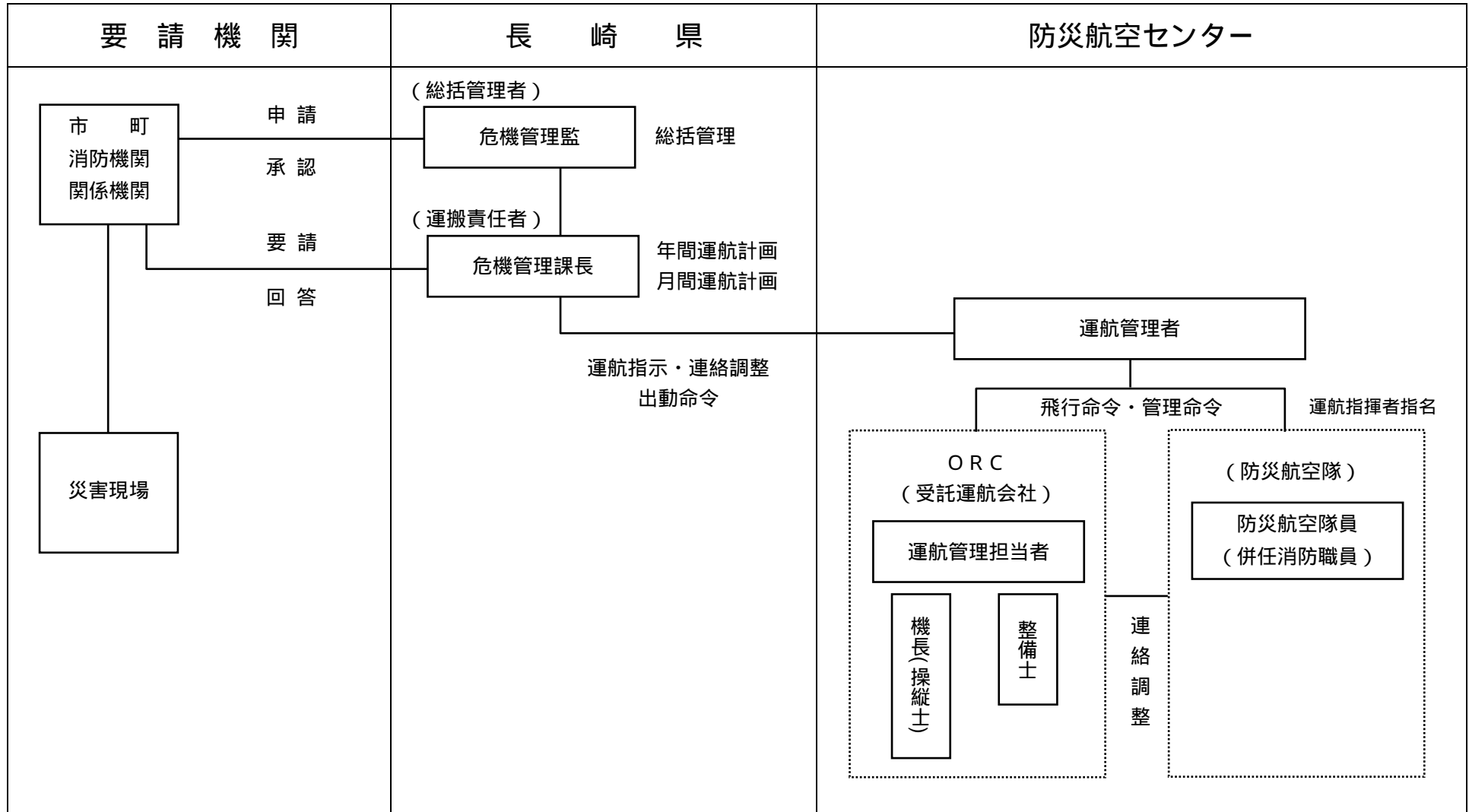
運航責任者は、航空事故が発生した場合は、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を統括管理者に報告しなければならない。

VI. 記 録

23. 報告及び記録

機長は、当日の飛行作業が終了したときは、速やかに運航管理者に報告するとともに、運航日誌に所要事項を記録しなければならない。

運航管理系統図



ウ 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第10条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。(但し、救急活動については市町村長からの災害派遣要請とする。)

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(2) その他

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、危機管理課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号の模写電送及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航管理者に運航命令の指示をし、運航管理者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報告)

第8 運航管理者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

(様式第1号)

年	件目
月	件目

災 害 発 生 等 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

覚 知	月 日 時 分	機 関 名		担 当 者 名		電 話 () () - () 内 線 ()		
災 害 の 状 況	災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分						
	災 害 発 生 場 所							
	災 害 名							
	処 置 状 況 並 び に							
	災 害 発 生 状 況 並 び に							
派 遣 を 必 要 と す る 区 域								
現 地 着 陸 場 所								
希 望 す る 活 動 内 容								
現 場 指 揮 者	職		氏 名					
現 場 と の 連 絡 手 段								
必 要 と す る 資 機 材								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 令	所 属	職	氏 名	年 令
	リガナ				リガナ			
	リガナ				リガナ			
	リガナ				リガナ			

(様式第2号)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月	日	市 町 名		担 当 者 名		電 話 () () - () 内 線 ()	
患 者	住 所			氏 名		年 令	性 別	職 業
	ﾌﾞｶﾞﾀ			ﾌﾞｶﾞﾀ			男 女	
患 者 が 子 供 の 場 合	父			年 令		職 業	続 柄	
	母							
患 者 の 状 況	病 気 発 生 日 時		平 成 年 月 日 時 分					
	病 気 発 生 場 所							
	ﾌﾞﾘｶﾞﾀ							
	病 気 (事 故) 名							
	処 病 置 気 状 発 況 生 並 状 び 況 に							
現 地 病 院 名						医 師 名		
収 容 病 院 名			() 国 立 病 院 機 構 長 崎 医 療 セ ン タ ー			医 師 名		
搬 送 要 請 区 間			空 港 () ヘリポート 長崎空港(旧大村)					
搭 乗 者	氏 名		年 令	搭 乗	付	続 柄	氏 名	年 令
	ﾌﾞｶﾞﾀ			大村 現地	添 者		ﾌﾞｶﾞﾀ	
	医 師			大村 現地				
	ﾌﾞｶﾞﾀ			大村 現地			ﾌﾞｶﾞﾀ	
	看 護 師							

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

機 関 長 名

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚 知	平成 年 月 日 時 分						
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分						
	災害発生場所	市 ・ 郡 町 番 地						
	災 害 名							
	処 置 状 況	災害発生状況並びに						
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年令	所 属	職	氏 名	年令

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請書

平成 年 月 日

長崎県知事

様

市町長名

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		平成		年	月	日	時	分	
患者	住	所		氏名		年令	性別	職業	
						男女			
患者が子供の場	父			年令		職業		続柄	
	母								
患者の状況	病気発生日時		平成		年	月	日	時 分	
	病気発生場所								
	病気(事故)名								
	処置状況	病気発生状況並びに							
現地病院名				医師名					
収容病院名				医師名					
搬送要請区間		空 港 () ~ ヘリポート 長崎空港(旧大村)							
搭乗者		氏	名	年令	付	続柄	氏	名 年令	
	医師				添				
	看護婦				者				

(様式第5号)

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へり 搭 乗 人 員	
現 場 出 動 人 員	
現 地 飛 行 時 間	
参 考 事 項	

5 ヘリコプター離着陸場等

(県危機管理課)

ア 離着陸場一覧表

地区		着 陸 地	所 在 地	大村からの 概略所要時間 (ヘリコプター)	備 考
対馬	1	殿崎ヘリポート	対馬市上対馬町殿崎	65分	
	2	豊玉ヘリポート	対馬市豊玉町仁位	55分	
	3	対馬空港	対馬市美津島町 知乙 440	50分	
五島	4	有川ヘリポート	新上五島町有川郷字川尻/上 18番1外	30分	
	5	若松ヘリポート	新上五島町若松郷 462番地 52	35分	
	6	奈留ヘリポート	五島市奈留町浦 952 - 1	35分	
	7	三井楽ヘリポート	五島市三井楽町嵯峨島郷字京塚	50分	
	8	新魚目ヘリポート	新上五島町小串郷字宮尾 1400番地 1	30分	
	9	奈良尾ヘリポート	新上五島町奈良尾郷 931番地 153	30分	
	10	上五島ヘリポート	新上五島町青方郷 1919番地外	30分	
	11	福江空港	五島市上大津町	35分	
	12	上五島空港	新上五島町友住郷	30分	
	13	大島村ヘリポート	平戸市大島村前平 1921	30分	
その他の地区	14	鷹島ヘリポート	松浦市鷹島町三里免	30分	
	15	生月ヘリポート	平戸市生月町里免	25分	
	16	宇久ヘリポート	佐世保市宇久町平	35分	
	17	平戸(度島)ヘリポート	平戸市度島町度島浦	25分	
	18	平戸(津吉)ヘリポート	平戸市辻町下鮎川	20分	
	19	平島ヘリポート	西海市崎戸町平島	20分	
	20	江ノ島ヘリポート	西海市崎戸町江ノ島	18分	
	21	黒島ヘリポート	佐世保市黒島町字雨池	15分	
	22	船泊ヘリポート	島原市船泊町丁 3203 - 5	20分	
	23	小値賀空港	北松浦郡小値賀町	35分	
	24	壱岐空港	壱岐市石田町	30分	
	25	長崎空港 A 地区	大村市今津町 201	-	

イ 離着陸適地一覧表

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物
長 崎 市	1	N B C、十八銀行グラウンド	長崎市戸石町	N 十 八 銀 行	112×100	12,100 m ²	バックネット、電線、電柱
"	2	松 山 陸 上 競 技 場	" 松山町	長 崎 市 長	97×195	18,915 m ²	JR 高架スタンド、照明灯
"	3	旧 長 崎 式 見 高 等 学 校	" 四杖町 363	長 崎 県 知 事	100×110	11,000 m ²	ラグビーボール、フェンス、校舎、体育館
"	4	神 ノ 島	" 神の島3丁目 525 - 1	"	50×50	2,500 m ²	
"	5	唐 八 景	" 田上町 278 - 1	長 崎 市 長			
"	6	南部地区公園(ソフトボール)	" ダイヤランド4丁目4	"	174×96	16,704 m ²	校舎、フェンス
"	7	稲 佐 山 公 園 駐 車 場	" 稲佐町 364	"	240×120	28,800 m ²	照明灯
"	8	長崎市総合運動競技場(補助競技場)	" 柿泊町 2210	"	160×82	13,600 m ²	立ち木、スタンド、照明灯
"	9	長 崎 鶴 洋 高 等 学 校	" 末石町 157 - 1	長 崎 県 知 事	100×100	10,000 m ²	校舎
"	10	外 海 総 合 公 園	" 下黒崎町 252 - 1	長 崎 市 長	108×70	7,185 m ²	ナイター照明設備(6本)
"	11	西 海 岸 公 園	" 高島町 2707 番地	"	170×77	10,780 m ²	アパート、ナイター照明設備
"	12	もとみや公園内「衣笠球場」	" 為石町	"	110×130	14,300 m ²	ナイター照明(21m×12本) フェンス
"	13	香 焼 小 学 校	" 香焼町 493	"	100×100	10,000 m ²	校舎、樹木、フェンス
"	14	香 焼 中 学 校	" 香焼町 563	"	70×100	7,000 m ²	ポール、校舎、土手
"	15	総合公園グラウンド	" 香焼町字岩原 2582	"	150×90	13,500 m ²	樹木、フェンス
"	16	伊 王 島 小 学 校	" 伊王島町 1丁目 3273	"	50×106	5,300 m ²	校舎、ナイター設備
"	17	野 母 崎 高 等 学 校	" 野母崎町高浜 1995	長 崎 県 知 事	72×120	9,144 m ²	校舎、樹木
"	18	野 母 崎 中 学 校	" 野母崎町 1	長 崎 市 長	92×120	9,900 m ²	電線、電柱、校舎、役場庁舎
"	19	川 原 小 学 校	" 三和町大字宮崎 271	"	70×75	5,040 m ²	校舎
"	20	松島炭坑株式会社 池島鉱業所所在地池島小学校	" 池島町 1522	松 島 炭 坑 株 式 有 限 公 司 池 島 鉱 業 所	84×123	10,332 m ²	
"	21	北 部 グ ラ ン ド	" 琴海町大平郷 638 - 10	長 崎 市 長	160×130	20,800 m ²	電線、電柱、植木
佐 世 保 市	22	佐 世 保 工 業 高 等 学 校	佐世保市瀬戸越町 188	長 崎 県 知 事	210×210	48,300 m ²	照明灯、校舎
"	23	黒 髪 小 学 校	" 黒髪町 6667	佐 世 保 市 長	65×115	9,073 m ²	校舎、フェンス
"	24	早 岐 中 学 校	" 陣内町 100	"	100×115	12,045 m ²	校舎、樹木
"	25	東 明 中 学 校	" 江上町 814	"	75×120	9,225 m ²	校舎、樹木
"	26	海上自衛隊佐世保教育隊	" 崎辺町	防 衛 省	40×40	1,600 m ²	電線、電柱、植木
"	27	陸上自衛隊相浦駐屯地	" 大潟町 678	"	40×40	1,600 m ²	
"	28	九州電力相浦発電所	" 光町	九 州 電 力 株 式 有 限 公 司	40×40	1,600 m ²	鉄塔、高圧線、電柱
"	29	吉 井 町 民 グ ラ ン ド	" 吉井町吉元 480	佐 世 保 市 長	100×140	15,083 m ²	バックネット、フェンス
"	30	栗 迎 農 村 公 園 運 動 広 場	" 世知原町栗迎 710 - 1	"	80×80	6,400 m ²	
"	31	世 知 原 町 民 運 動 広 場	" 世知原町栗迎 128	"	80×100	8,360 m ²	電柱、照明塔
"	32	小 佐 々 中 学 校	" 小佐々町西川内 132	"	100×100	10,500 m ²	校舎、電柱

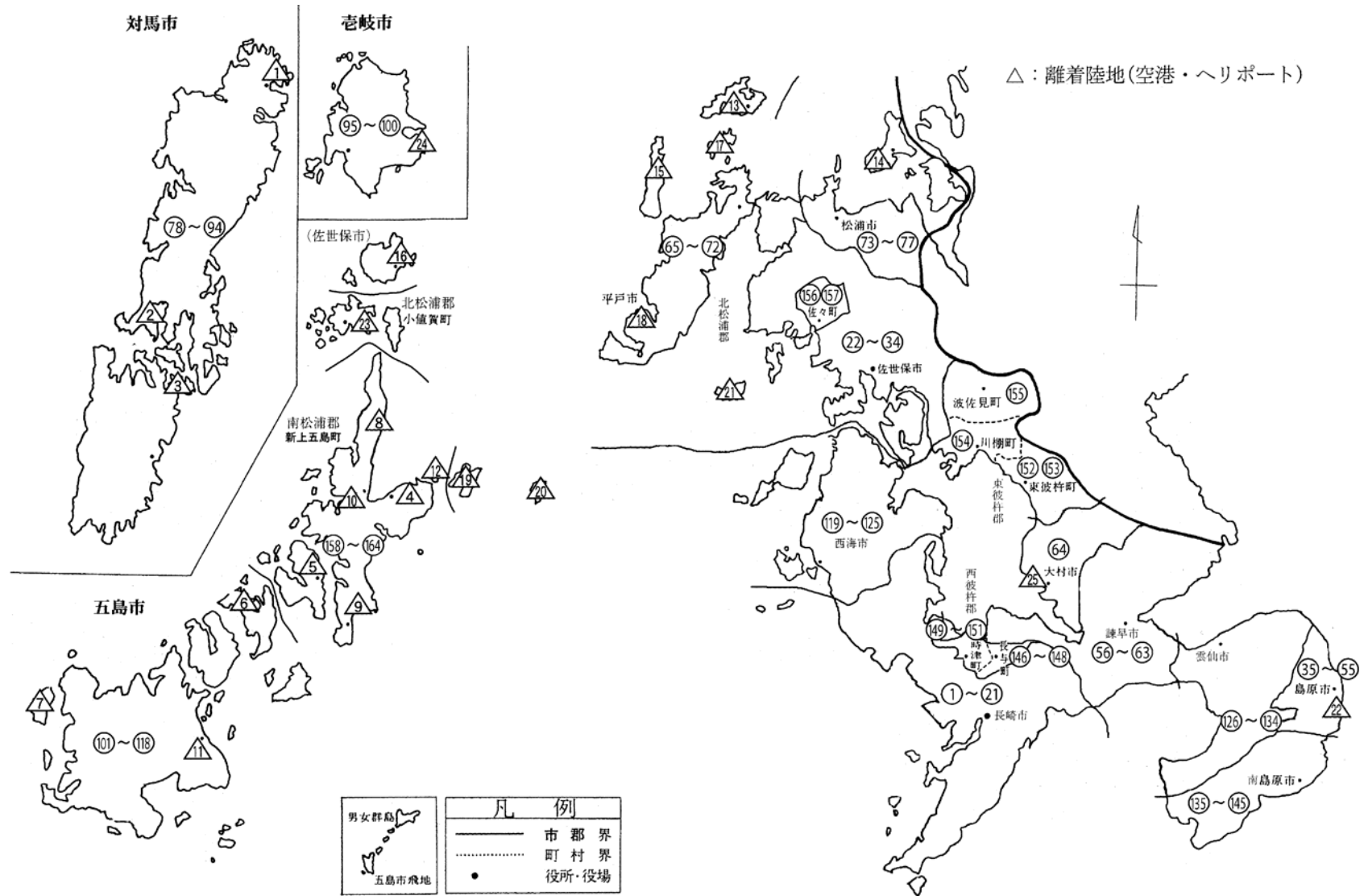
市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物
佐世保市	33	江 迎 中 学 校	佐世保市江迎町乱橋 584	佐 世 保 市 長	100×150	18,560 m ²	校舎
"	34	鹿 町 運 動 場	" 鹿町町下歌ヶ浦 8 - 37	"	100×100	10,000 m ²	文化会館、体育センター、照明塔、バックネット
島原市	35	三 会 小 学 校	島原市中原町乙 1462 番地	島 原 市 長	90×50	4,500 m ²	フェンス、体育館
"	36	三 会 中 学 校	" 下宮町甲 2511 番地 2	"	90×60	5,400 m ²	フェンス、校舎
"	37	島原市営三会ふれあい運動広場	" 広高野町	"	110×110	12,100 m ²	フェンス、樹木
"	38	第 四 小 学 校	" 宇土町乙 670 番地 1	"	90×70	6,300 m ²	擁壁、校舎
"	39	島原市営杉谷運動広場	" 宇土町	"	140×60	8,400 m ²	フェンス、樹木
"	40	前 浜 町 公 園	" 前浜町乙 1 番地 7	"	50×50	2,500 m ²	樹木
"	41	島原工業高等学校	" 本光寺町 4353 番地	長 崎 県 知 事	150×120	18,000 m ²	樹木、ボール、フェンス、校舎
"	42	島原商業高等学校	" 城内一丁目 1213 番地	"	110×70	7,700 m ²	フェンス、体育館
"	43	島原高等学校	" 城内二丁目 1130 番地	"	120×80	9,600 m ²	フェンス、体育館、校舎
"	44	第 一 中 学 校	" 城内一丁目 1222 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ²	フェンス、校舎
"	45	第 一 小 学 校	" 城内一丁目 1129 番地	"	90×50	4,500 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	46	第 二 小 学 校	" 萩が丘二丁目 5688 番地	"	110×60	6,600 m ²	フェンス、体育館
"	47	霊 丘 公 園	" 弁天町二丁目 7330 番地 1	"	100×60	6,000 m ²	樹木
"	48	市 営 陸 上 競 技 場	" 上の原三丁目	"	180×100	18,000 m ²	フェンス
"	49	第 三 小 学 校	" 広馬場町 7758 番地	"	90×50	4,500 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	50	第 二 中 学 校	" 新山三丁目 8916 番地	"	180×110	19,800 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	51	ひょうたん池公園	" 南下川尻町	"	70×70	4,900 m ²	樹木
"	52	島原中央高等学校	" 船泊町丁 3415 番地	学校法人有明学園	90×40	3,600 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	53	第 三 中 学 校	" 梅園町丁 2898 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	54	島原復興アリーナ	" 平成町 2 番地 1	"	250×120	30,000 m ²	フェンス、ステージ施設
"	55	有明の森運動公園	" 有明町湯江乙 2524-30	"	142×138	19,596 m ²	樹木、照明、ボール、バックネット
諫早市	56	市 営 野 球 場	諫早市宇都町 9 - 1	諫 早 市 長	100×100	193,400 m ²	バックネット、土手、高圧線
"	57	喜々津中学校	" 多良見町中里 30	"	65×100	15,126 m ²	丘陵、電線、校舎
"	58	森山グラウンド	" 森山町本村 1300	"	200×75	15,000 m ²	庁舎、フェンス
"	59	飯盛東小学校	" 飯盛町中山 653	"	60×100	12,903 m ²	校舎、体育館、ボール、土手、樹木
"	60	高来中学校	" 高来町小峰 274	"	150×80	12,000 m ²	校舎、バックネット、フェンス、樹木
"	61	小長井グラウンド	" 小長井町小川原浦 958-8	"	185×90	16,650 m ²	校舎、バックネット、樹木、鉄道架線
"	62	緊急ヘリポート(半造川)	" 鷲崎町半造川右岸 2k000 付近	国土交通省長崎河川国道事務所	20×20	400 m ²	
"	63	緊急ヘリポート(本明川河川敷)	" 仲沖町本明川右岸 3k600 付近	"	20×20	400 m ²	
大村市	64	口ザ・モタ広場	大村市東野岳町 1113	大 村 市 長	D = 7.5	4,416 m ²	
平戸市	65	平 戸 中 学 校	平戸市鏡川町 42	平 戸 市 長	120×80	13,190 m ²	校舎、電線

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物
平 戸 市	66	中 野 中 学 校	平戸市中野大久保町 1096	平 戸 市 長	110×80	13,350 m ²	校舎
"	67	中 部 住 民 セ ン タ ー	" 紐差町 1108	"	125×62	9,720 m ²	照明灯 6 基、フェンス
"	68	平 戸 高 等 学 校	" 草積町 261	長 崎 県 知 事	120×80	14,000 m ²	校舎
"	69	南 部 中 学 校	" 津吉町 241	平 戸 市 長	90×100	9,000 m ²	校舎
"	70	野 子 小 中 学 校	" 野子町 1955	"	70×80	5,600 m ²	ポール
"	71	上 場 グ ラ ン ド	" 生月町里免 2174 の第 1	"	80×90	7,200 m ²	電線
"	72	田 平 東 小 学 校	" 田平町下亀免 583	"	80×110	14,352 m ²	校舎、電柱、ポール、体育館
松 浦 市	73	志 佐 小 学 校	松浦市志佐町浦免 1680	松 浦 市 長	100×120	20,641 m ²	校舎
"	74	今 福 中 学 校	" 今福町浦免 431 - 5	"	80×100	9,195 m ²	校舎、屋内運動場、バックネット
"	75	御 厨 中 学 校	" 御厨町里免 157	"	100×100	10,377 m ²	校舎、バックネット
"	76	福 島 中 学 校	" 福島町塩浜免 2944 - 51	"	100×80	8,000 m ²	校舎、バックネット、照明灯、樹木、電線
"	77	養 源 小 学 校	" 福島町原免 1051	"	110×41	4,510 m ²	校舎、樹木、電線
対 馬 市	78	陸 上 自 衛 隊 訓 練 場	対馬市厳原町厳原東里	陸 上 自 衛 隊	140×80	11,200 m ²	
"	79	知 中 学 校	" 美津島町 知甲 555	対 馬 市 長	130×80	10,400 m ²	校舎、電線
"	80	美 津 島 北 部 小 学 校	" 美津島町芦浦 60	"	107×107	11,449 m ²	校舎、フェンス
"	81	豊 玉 小 学 校	" 豊玉町仁位 1903	"	113×78	8,814 m ²	校舎、バックネット
"	82	陸 上 競 技 場	" 峰町三根	"	180×160	28,800 m ²	高圧線
"	83	東 部 中 学 校	" 峰町佐賀	"	120×100	12,000 m ²	校舎
"	84	旧 舟 志 中 学 校 グ ラ ン ド	" 上対馬町舟志乙 1675	"	100×50	5,000 m ²	校舎、電線
"	85	南 陽 中 学 校	" 上対馬町琴 158	"	86×65	5,590 m ²	校舎、電線
"	86	佐 須 奈 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町佐須奈乙 321	"	120×83	9,960 m ²	校舎
"	87	佐 護 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町佐護北里 993	"	85×88	7,480 m ²	校舎
"	88	仁 田 小 学 校 運 動 場	" 上県町櫻滝 326	"	120×80	9,600 m ²	校舎
"	89	仁 田 中 学 校 運 動 場	" 上県町櫻滝 702	"	120×83	9,960 m ²	校舎
"	90	久 原 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町久原 212	"	80×80	6,400 m ²	校舎
"	91	旧 伊 奈 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町伊奈 1427	"	80×50	4,000 m ²	校舎
"	92	上 県 町 総 合 運 動 公 園 野 球 場	" 上県町櫻滝 685	"	120×110	13,200 m ²	夜間照明電柱
"	93	上 県 町 総 合 運 動 公 園 多 目 的 広 場	" 上県町櫻滝 685	"	200×100	20,000 m ²	夜間照明電柱
"	94	上 県 町 ふ れ あ い 広 場	" 上県町佐須奈甲 562 - 1	"	110×100	11,000 m ²	夜間照明電柱
壱 岐 市	95	大 谷 公 園	壱岐市郷ノ浦町田中触	壱 岐 市 長	170×97	40,000 m ²	体育館、電柱、照明塔、バックネット、高圧線
"	96	勝 本 中 学 校	" 勝本町仲触 1846	"	100×74	8,921 m ²	校舎、体育館、ポール、バックネット、樹木、電線
"	97	天 ヶ 原 町 民 グ ラ ン ド	" 勝本町仲触 90 - 1	"	100×80	9,174 m ²	山林、さく、バックネット、樹木、土手、ポール
"	98	田 河 中 学 校	" 芦辺町諸吉二亦触 1882	"	120×80	9,730 m ²	校舎、体育館、樹木、さく

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物
壱 岐 市	99	箱 崎 中 学 校	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 2323	壱 岐 市 長	130×80	12,236 m ²	校舎、体育館、電線、樹木、さく、バスケット
"	100	石 田 中 学 校	" 石田町石田西触 1252	"	100×60	6,000 m ²	校舎、バックネット、電線、樹木、照明塔、体育館
五 島 市	101	福 江 中 学 校	五島市松山町 75 - 4	五 島 市 長	100×90	21,877 m ²	校舎、電線、樹木
"	102	崎 山 中 学 校	" 下崎山町 381-1	"	80×120	18,793 m ²	校舎、電線
"	103	翁 頭 中 学 校	" 堤町 1765	"	90×140	18,166 m ²	校舎、電線
"	104	椛 島 小 学 校	" 伊福貴町 930	"	80×50	5,966 m ²	校舎、ポール、フェンス
"	105	久 賀 小 学 校	" 久賀町 205 - 2	"	60×80	7,189 m ²	校舎、電線
"	106	奥 浦 小 学 校	" 奥浦町 1316	"		7,774 m ²	校舎、体育館
"	107	戸 岐 小 学 校	" 戸岐町 270	"		2,347 m ²	校舎
"	108	富 江 中 学 校	" 富江町狩立 464	"	130×67	16,536 m ²	校舎、電線、ネット
"	109	富江小繁敷分校跡地	" 富江町繁敷 750	太 宰 府 神 社	40×70	2,807 m ²	公民館、神社
"	110	玉 之 浦 小 学 校	" 玉之浦町玉之浦 797- 4	五 島 市 長	50×40	6,566 m ²	校舎、体育館、夜間照明施設
"	111	玉之浦カントリーパーク	" 玉之浦町玉之浦 1237	"	150×100	15,950 m ²	バックネット、樹木、土手
"	112	玉 之 浦 中 学 校	" 玉之浦町小川 1130	"	100×100	10,180 m ²	校舎、バックネット、電線
"	113	三 井 楽 中 学 校	" 三井楽町浜の畔 1258	"	70×93	5,468 m ²	校舎、ポール、体育館
"	114	旧 山 内 中 学 校	" 岐宿町中岳 1258	"	40×80	6,023 m ²	旧校舎、樹木
"	115	岐 宿 小 学 校	" 岐宿町岐宿 2404	"		3,000 m ²	
"	116	岐 宿 運 動 場	" 岐宿町楠原 1204	"		19,166 m ²	
"	117	川 原 小 学 校	" 岐宿町川原 2370	"		2,400 m ²	
"	118	奈 留 中 学 校	" 奈留町浦 1225	"	130×70	19,001 m ²	校舎、体育館、バスケット
西 海 市	119	西 彼 中 学 校	西海市西彼町喰場郷 1173	西 海 市 長		12,000 m ²	校舎、電柱
"	120	西 海 北 運 動 場	" 西海町黒口郷	"	170×200	40,800 m ²	送電線、照明灯
"	121	大 崎 高 等 学 校	" 大島町 3520	長 崎 県 知 事	100×110	19,265 m ²	照明塔、校舎
"	122	大 瀬 戸 中 学 校	" 大瀬戸町瀬戸榎浦郷 1624	西 海 市 長	130×90	11,700 m ²	電線、電柱、校舎
"	123	西海スポーツグラウンド	" 西海町木場郷	"	120×80	9,600 m ²	照明灯
"	124	大 島 総 合 公 園	" 大島町 2620	"	150×100	15,000 m ²	照明灯
"	125	大 島 東 小 学 校	" 大島町 1922 - 2	"	100×100	10,000 m ²	校舎、フェンス
雲 仙 市	126	国 見 中 学 校	雲仙市国見町土黒川原田	雲 仙 市 長	126×96	12,096 m ²	樹木、ポール、校舎
"	127	瑞 穂 中 学 校	" 瑞穂町西郷辛 1135	"	135×90	12,150 m ²	校舎、体育館、ポール
"	128	みずほすこやかランド (多目的グラウンド)	" 瑞穂町西郷辛 621 - 6	"	150×125	18,750 m ²	照明灯 10 基、防球ネット (H = 8 ~ 10m)
"	129	農 村 広 場	" 吾妻町田平名 200 - 3	"	120×112	13,440 m ²	照明柱、フェンス、倉庫、相撲場
"	130	愛 野 運 動 公 園	" 愛野町乙 1375	"	130×130	16,900 m ²	フェンス、バックネット、ナイター施設
"	131	橘 公 園 城 山 グ ラ ウ ン ド	" 千々石町橘公園内	"	120×58	6,960 m ²	校舎、照明柱、樹木

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物
雲 仙 市 長	132	小 浜 中 学 校	雲仙市小浜町南本町 290	雲 仙 市	106×120	12,720 m ²	校舎、フェンス、樹木、バックネット
"	133	南 串 中 学 校	" 南串山町丙 9735	"	122×83	10,126 m ²	校舎、フェンス、照明灯
"	134	第 二 小 学 校	" 南串山町丙 1622	"	120×70	9,000 m ²	校舎、フェンス、照明灯
南 島 原 市 長	135	加 津 佐 東 小 学 校	南島原市加津佐町己 3325	南 島 原 市	70×108	7,560 m ²	電柱、照明灯、樹木、校舎、バックネット、ポール
"	136	口 之 津 中 学 校	" 口之津町丙 3476	"	87×100	10,970 m ²	樹木、校舎、バックネット
"	137	北 有 馬 中 学 校	" 北有馬町丁 248	"	118×72	8,496 m ²	樹木、校舎、フェンス、ポール
"	138	北有馬ふれあい交流広場(駐車場)	" 北有馬町丙 3701	"	95×27	2,565 m ²	フェンス、ポール、樹木
長 崎 県 知 事	139	島 原 翔 南 高 等 学 校	" 西有家町須川 810	"	115×69	7,935 m ²	樹木、ポール、体育館、校舎
南 島 原 市 長	140	みそ五郎の森総合公園(多目的広場)	" 西有家町長野 2670 - 1	"		15,000 m ²	
"	141	有 家 中 学 校	" 有家町山川 344	"	100×137	13,700 m ²	ポール、バックネット、樹木、校舎、体育館、照明灯
"	142	有 家 総 合 運 動 公 園	" 有家町小川 957	"	170×110	18,700 m ²	照明灯
"	143	布 津 グ ラ ン ド	" 布津町丙 4620 - 1	"	150×150	22,500 m ²	樹木、高圧線、ポール、バックネット
"	144	深 江 中 学 校	" 深江町丁 3179	"	171×67	11,457 m ²	樹木、校舎、体育館、ポール
"	145	深 江 運 動 場	" 深江町戊 3987 - 76	"	105×130	13,650 m ²	照明灯、バックネット、樹木
長 与 町 長	146	長 与 北 小 学 校	長与町齊藤郷 370	長 与 町	150×80	12,000 m ²	校舎、フェンス
"	147	長与総合公園ふれあい広場	" 岡郷 1474 - 8	"	120×85	10,200 m ²	
"	148	長与総合公園運動広場	" 岡郷 658 - 13	"	150×92	13,800 m ²	
時 津 町 長	149	とぎつ海と緑の運動公園	時津町日並郷	時 津 町		25,364 m ²	ナイター柱
"	150	南 公 園	" 元村郷、野田郷	"		13,564 m ²	ナイター柱
"	151	時津ウォーターフロント公園	" 浦郷	"		20,000 m ²	モニュメント時計
東 彼 杵 町 長	152	町 営 屋 外 運 動 場	東彼杵郡彼杵宿郷	東 彼 杵 町	100×130	13,400 m ²	照明灯
"	153	彼 杵 中 学 校	" 町蔵本郷 1663	"	110×80	8,800 m ²	校舎、体育館、樹木
長 崎 県 知 事	154	川 棚 高 等 学 校	川棚町白石郷 5 - 4	川 棚 町	92×147	42,516 m ²	電柱、ラグビーボール、フェンス
波 佐 見 町 長	155	波 佐 見 中 学 校	波佐見町折敷瀬郷 1999	波 佐 見 町	150×200	38,477 m ²	校舎、樹木
佐 々 町 長	156	佐 々 町 北 部 グ ラ ン ド	佐々町市瀬免 350 - 9	佐 々 町	90×100	9,370 m ²	バックネット、ポール、土手、樹木
"	157	佐 々 町 民 グ ラ ン ド	" 羽須和免 88 - 2	"	100×120	12,000 m ²	バックネット、ポール、照明塔、土手、樹木
新 上 五 島 町	158	若 松 中 学 校	新上五島町若松郷 462 - 13	新 上 五 島 町	115×73	8,251 m ²	校舎、ポール
"	159	北 魚 目 中 学 校	" 小串郷 770	"	100×90	11,033 m ²	ナイター設備
"	160	魚 目 中 学 校	" 丸尾郷 412	"	133×81	10,822 m ²	ナイター設備
"	161	運 動 公 園 陸 上 競 技 場	" 有川郷 2555 - 3	"	110×105	16,130 m ²	鉄塔、フェンス
"	162	岩 瀬 浦 小 学 校	" 岩瀬浦郷 551 - 1	"	90×80	7,930 m ²	電線、校舎、バックネット、樹木
"	163	町 民 総 合 グ ラ ン ド	" 奈良尾郷字金山	"	130×70	12,200 m ²	ナイター設備、鉄塔
"	164	若松総合運動公園(多目的広場)	" 若松郷無番地	"	100×150	18,000 m ²	

ヘリコプター離着陸適地配置図



平成22年4月1日現在

ウ 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当を要する負傷者が発生している)。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。)
了 解 不 可	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mの を図示し風向の吹流し又はT字型(風向)で明確に示すものとする。

6 自主防災組織

(県危機管理課)

長崎県内の自主防災組織の状況

市町名	平成24年3月31日現在				平成23年3月31日現在				増減		
	全世帯数	自主防災組織数		組織	全世帯数	自主防災組織数		組織	組織数	世帯数	組織率
		組織数	世帯数	加率		組織数	世帯数	加入率	増税	増減	増減
長崎市	202,854	417	81,264	35.4	201,928	405	71,577	35.4	12	9,687	4.7
佐世保市	119,058	254	43,334	30.5	118,336	196	36,068	30.5	58	7,266	5.9
島原市	18,883	227	14,326	76.5	18,831	227	14,403	76.5	0	-77	-0.6
諫早市	56,756	128	27,906	49.4	56,234	128	27,793	49.4	0	113	-0.2
大村市	38,806	65	15,960	39.0	38,349	58	14,968	39.0	7	992	2.1
平戸市	14,343	23	3,567	25.1	14,379	23	3,603	25.1	0	-36	-0.2
松浦市	10,295	14	1,700	16.5	10,249	14	1,694	16.5	0	6	0.0
対馬市	15,314	4	1,023	6.7	15,322	4	1,033	6.7	0	-10	0.0
壱岐市	11,590	24	2,450	21.1	11,607	24	2,418	20.8	0	32	0.3
五島市	20,457	157	12,424	60.7	20,588	155	12,425	60.4	2	-1	0.3
西海市	12,572	27	4,984	39.6	12,520	27	4,979	39.8	0	5	-0.2
雲仙市	16,952	239	14,387	84.9	16,732	239	14,705	87.9	0	-318	-3.0
南島原市	18,715	399	17,782	95.0	18,665	399	16,291	87.3	0	1,491	7.7
長与町	16,283	40	14,884	91.4	16,100	38	13,871	86.2	2	1,013	5.2
時津町	12,241	16	10,506	85.8	12,173	16	10,469	86.0	0	37	-0.2
東彼杵町	3,072	34	3,072	100.0	3,113	34	2,461	79.1	0	611	20.9
川棚町	5,489	19	3,445	62.8	5,447	19	3,469	63.7	0	-24	-0.9
波佐見町	5,028	22	4,444	88.4	5,014	22	4,449	88.7	0	-5	-0.3
小値賀町	1,328	21	1,196	90.1	1,337	20	1,218	91.1	1	-22	-1.0
佐々町	5,444	12	2,527	46.4	5,357	10	1,895	35.4	2	632	11.0
新上五島町	10,475	20	2,086	19.9	10,642	23	2,843	26.7	-3	-757	-6.8

市計	556,595	1,978	241,107	43.3	553,740	1,899	221,957	40.1	79	19,150	3.2
西彼杵郡	28,524	56	25,390	89.0	28,273	54	24,340	86.1	2	1,050	2.9
東彼杵郡	13,589	75	10,961	80.7	13,574	75	10,379	76.5	0	582	4.2
北松浦郡	6,772	33	3,723	55.0	6,694	30	3,113	46.5	3	610	8.5
南松浦郡	10,475	20	2,086	19.9	10,642	23	2,843	26.7	-3	-757	-6.8
合計	615,955	2,162	283,267	46.0	612,923	2,081	262,632	42.8	81	20,635	3.2

7 総合防災訓練

(県危機管理課)

長崎県総合防災訓練実施要綱

第1 目 的

この要綱は、長崎県及び市町が災害対策基本法及び長崎県地域防災計画に基づき主催する、長崎県総合防災訓練（以下「訓練」という。）の効率的な運用を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 訓練参加機関等

1 主 催

訓練は、長崎県及び訓練区内市町が共同で主催する。

2 参加機関

訓練は、長崎県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、長崎県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の参加を求めて実施する。

第3 指揮序列

訓練は、次表に定める指揮序列に基づき統轄する。

統 監	長崎県知事又はその命を受けたもの。
副 統 監	訓練区内の市町長又はその命を受けたもの。
参 与	訓練参加機関の長又はその命を受けたもの。
本 部 員	訓練参加機関の訓練担当責任者

第4 訓練区の指定

訓練区を別表1のとおり指定する。

第5 訓練順位の指定

訓練順位を別表2のとおりに指定する。

第6 運用事項

訓練実施に伴う運用事項を、次のとおり定める。

訓練時期	訓練は毎年1回実施する。 その時期については、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。	
訓練場所	訓練区内市町から適地を選定し、県及び関係市町が協議の上決定する。	
訓練種目	地域の特性を生かした内容とするため、県、関係行政機関及び関係市町が協議の上決定する。	
経費の支弁	長崎県	準備経費及び訓練種目の特殊な事項についてその一部を負担する。
	市町	訓練区内市町は、訓練に要した費用について協議の上分轄負担る。
	関係行政機関等	原則として、それぞれの機関で自己負担する。
会議	招集	県は、訓練の計画及び諸準備を円滑にするために、会議を招集し主催する。
	招集要請	市町及び関係機関は、必要により会議の招集を求めることが出来る。

第7 庶務

訓練に伴う必要な事務は、長崎県危機管理課において行う。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

訓練区指定表

別表1

番号	訓練区	地方本部	消 防 本 部	市 町	計
1	長 崎	長崎振興局	長 崎 市 消 防 局	長崎市、長与町、時津町	1市 2町
2	県 央	県央振興局	県 央 消 防 本 部	諫早市、大村市	2市
3	島 原	島原振興局	県 央 消 防 本 部 島 原 消 防 本 部	島原市、雲仙市、南島原市	3市
4	県 北	県北振興局	佐世保市消防局 平戸市消防本部 松浦市消防本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、 東彼杵町、川棚町、波佐見町、 小値賀町、佐々町	4市 5町
5	五 島	五島振興局	五島市消防本部 新上五島町消防本部	五島市、新上五島町	1市 1町
6	壱 岐	壱岐振興局	壱岐市消防本部	壱岐市	1市
7	対 馬	対馬振興局	対馬市消防本部	対馬市	1市

訓練順位指定表(平成21年度から適用)

別表2

地区別	訓練順位		1	2	3	4	5	6	7
	訓練区								
本土地区	1	長崎							
	2	県央							
	3	島原							
	4	県北							
離島地区	1	五島							
	2	壱岐							
	3	対馬							
摘要			訓練順位は、本土地区「4」、離島地区「3」の両地区の均衡を保ち、順転させる。						

8 道路災害予防計画

(県道路維持課)

ア 異常気象時における道路通行規制要領

(1) 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

(2) 異常気象時通行規制区間の指定

知事は、指定区間外の一般国道（国土交通大臣が新設、改築等を行う指定区間外の一般国道を除く。）及び県道及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。）から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい個所を含む相当の区を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定するものとする。

(3) 道路通行規制基準の作成

ア 知事は、県警察本部及び所轄警察署並びに各振興局、（以下「地方機関」という。）の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成するものとする。

イ 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ）を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるように定めるものとする。

ウ 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）及び通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とする。

(4) 道路通行規制の実施及び解除

ア 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する地方機関長が行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては道路標識をもって表示することにより行うものとし、通行規制の対象、区間、期間及び理由を明示するものとする。

ウ 道路通行規制の解除は、地方機関長が通行の安全を確認した後、すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

(5) 報告等

地方機関長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

(6) 規制区間以外の区間における道路通行規制

地方機関長はその管理する道路のうち規制区間についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、通路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

イ 道路監視員による道路パトロール実施要領

1. 目的及び主旨

この要領は、長崎県知事及び長崎県が管理する道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、「道路監視員業務要領」に基づき道路監視員によるパトロール業務を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

2. パトロールの実施

パトロールは、次に定めるところにより実施するものとする。

ただし所属長は道路状況等により変更することが出来るものとする。

(1) 通常パトロール

(ア) パトロールの頻度

原則として、交通量 5,000 台 / 日以上 of 路線については、1 週間に 3 回程度

原則として、交通量 1,000 ~ 5,000 台 / 日の路線については、1 週間に 2 回程度

原則として、交通量 1,000 台 / 日未満の路線については、1 週間に 1 回程度

但し、地域の実態に応じて実施する。

(イ) パトロール事項

- a 一般交通及び住民に危害を与える恐れのある道路及び沿道区域の異常欠陥の発見
- b 路面、路肩、道路構造物、交通安全施設等の損傷状況、及び原因の発見
- c 路面ポットホールの発見及び必要に応じての応急措置
- d 路面落下物の除去
- e 降雨時の排水、路側、法面の崩壊、法面浮石の状況の把握
- f 道路法 24 条、32 条工事に係わる実施状況の把握
- g 不法占用、不法投棄等の把握
- h 防災点検・橋梁点検等に基づく法面、構造物等の点検
- i 歩道を主とした徒歩によるパトロール

(ウ) 道路監視員証

道路監視員は、パトロール中には常に「道路監視員証」を携行するものとする。

(2) 夜間パトロール

所属長は、道路照明施設及び交通安全施設等の夜間における状況の把握のため必要な場合には、パトロール担当に「夜間パトロール」を指示することができる。

(3) 異常時のパトロール

ア 大雨、大雪、台風、地震等の異常気象が発生した場合、または発生が予想される場合には、所属長は道路監視員に必要な指示をすることができる。

イ 道路監視員は、アの指示に従い道路パトロール等を行い、その状況を直ちに報告するとともに、措置可能なものについては応急措置を行い、正常な交通を確保するよう努めなければならない。

3. パトロール実施計画書の作成

道路監視員は、年度当初に年間の計画表、毎月には実施計画書を作成の上、所属長に提出しなければならない。

4. パトロール中及び事後の措置

道路監視員は、「パトロールの各事項」について必要と認められる適切な指導監督及

び措置を行うものとし、道路監査員において措置できないと判断されるもの及び緊急を要するものについては、パトロール調査結果箇所表等により速やかに所属長に報告するものとする。なお、パトロールカーには、応急措置をするに必要な次の器材及び道具を常備しなければならない。

ハンドタンパー、レミファルト、スコップ、注意灯、危険杭、カケ矢、カマ、標識ロープ、ポール（鉄棒）、バリケード、セフティーコーン、オイルドライ、ポール、テープ等

5．パトロール日誌等の作成

道路監視員は、パトロール後速やかにパトロール日誌を作成の上、所属長に提出しなければならない。

6．緊急時における措置

(1) 緊急連絡

道路監視員は、異常の発見と同時に、緊急事態の状況をただちに所属長に連絡しなければならない。

(2) 応急防護措置

所属長は、道路監視員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、ただちに、危険防止又は交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

7．情報の連絡

(1) 情報の周知

各所属長は、气象台、警察署、本庁、消防機関等と密接な連絡を取るとともに、テレビ、ラジオ放送による気象情報を充分活用するものとする。

(2) 道路情報の提供

各所属長は、適確な気象情報、災害情報を通行者へ情報提供を行うものとする。

(3) 情報施設の整備

各所属長は、道路標識等を常備しておき、災害緊急等の場合の交通規制がただちに行えるようにするものとする。

8．報 告

各所属長は、道路監視員からの報告に基づき、特に重要と認められるものについては、速やかに本庁道路維持課に報告しなければならない。

なお、各路線の交通規制及び解除については、必ず本庁道路維持課に連絡するものとする。

9．実 施

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

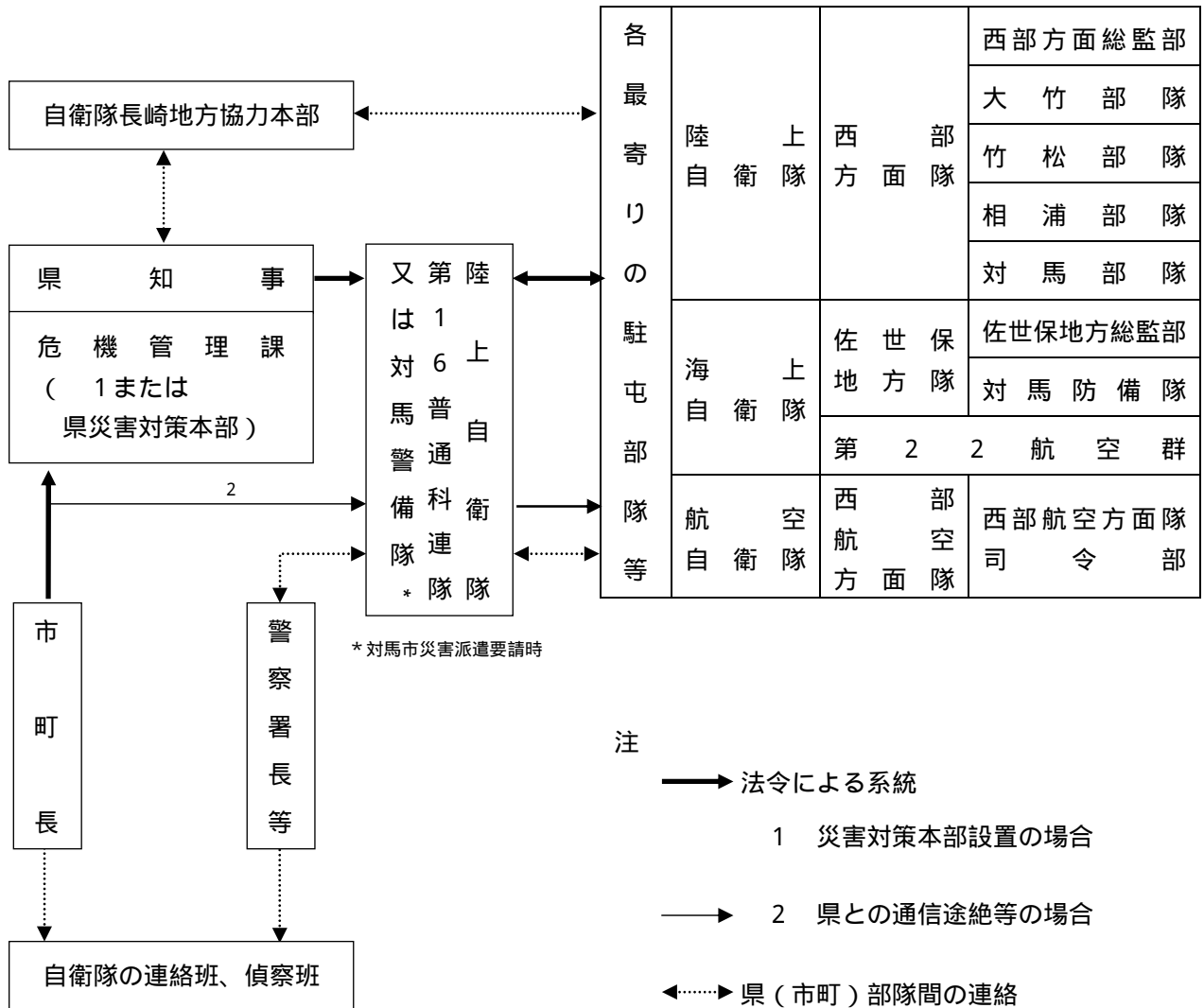
9 自衛隊派遣要請計画

(自衛隊)

ア 県内自衛隊の配置及び管轄区域

	駐とん地	所在地(電話)	指定部隊等の長	備考
陸 上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県(対馬除く) 全般を直轄
	竹松 "	大村市富ノ原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦 "	佐世保市大瀧町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対馬 "	対馬市厳原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海 上	佐世保地方総監部 (警備隊を含む)	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 2 2 航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 2 2 航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下対馬警備所	対馬市厳原町竜崎 (0920-52-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (09204-2-0167)		
航 空	西部航空方面隊司令部 (春日基地)	福岡県春日市原町 3-1-1 (092-581-4031)	西部航空方面隊 司令官	
	第 1 5 警戒隊 (福江島分屯基地)	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)		
	第 1 9 警戒隊 (海栗島分屯基地)	対馬市上対馬町鱈浦 1217 (0920-86-2202)		
そ の 他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

イ 派遣要請の系統



ウ 市町村側において準備すべき資材及び器材等について

	品 名	摘 要
器 具 類	1 ベルトコンベヤー	掘土、搬土
	2 一 輪 車	小路の運搬作業用
	3 手 釣 類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設 備 類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資 材 類	1 ゴ ム 手 袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚 等	
	4 叭・荒縄等	同 上
	5 木 抗	同 上
	6 標 準 材 料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に 生ずる上記以外の資器材	

工 災害派遣対象器材

1 陸上自衛隊

	品 名	規 格	使 用 目 的
一 般 車 両	ト ラ ッ ク	1/2t	人員輸送
	"	1 1/2t	人員、資材輸送
	"	3 1/2t	"
	高 機 動 車		人員輸送
	自 動 二 輪	250cc	偵 察 用
	ダ ンプ	3 1/2t	土砂、材料等物品輸送
施 設 車 両 等	ク レ ー ン ト ラ ッ ク	20 t	積 込
	小 ・ 中 型 ド ー ザ ー		整地、排土
	グ レ ー ダ ー	3.6 m	"
	バ ケ ッ ト ロ ー ダ ー		積込、排土
	コ ン プ レ ッ サ ー	6 m	さく岩、せん孔
	ト ラ ッ ク 導 板 橋 用		導板橋架設運搬
	ト レ ー ラ ー ボ ー ト 用		ボート輸送
	ト ラ ク タ ー	6 t	牽 引 用
	セ ミ ト レ ー ラ ー	20 t	ドーザー重材料輸送
	工 作 車		機械工作、整備
	資 材 運 搬 車		資材運搬
	掩 体 掘 削 機	23 t	掘削・積込・排土
	油 圧 シ ョ ー ベ ル	20 t	積込・排土
	道 路 障 害 作 業 車		障害物排除

品 名		規 格	使 用 目 的
舟 艇	動 力 ボ ー ト	8.2m	運 航 用
	ボ ー ト 偵 察 用	2 人用	偵察、連絡用
	船 外 機	22H P	ボート用
	渡 河 ボ ー ト	20 人用	人員、資材輸送用
橋 梁 器 材	I ビ ー ム 橋	60m	架 橋 用
	ベ ー リ ー 橋	24m	"
	固 定 橋	20 t 16m	"
	8 1 式 自 走 架 柱 橋	10m × 6 台 (60m)	架 橋 用
	軽 徒 橋	76m	人渡橋用
	軽 門 橋		車両輸送用
衛 生 器 材	救 急 車	1 1 / 2 t	救 急 用
	担 架 、 ア ル ミ		負傷者運搬用
	噴 霧 器	動力式	消 毒 用
	"	背負式 肩かけ式	"
	火 災 放 射 機		高熱消毒用として代用
野 外 炊 具 1 号	200 名分	炊 事 用	
水 タ ン ク 車	1 t	給 水 用	
浄 水 セ ッ ト	120 /分	飲料水供給用	
野 外 移 動 加 熱 器		野外浴槽用湯わかし	
野 外 浴 槽	50 名分	野外入浴用	

2 海上自衛隊

(1) 艦艇(基地 佐世保)

		はつゆき型DD (護衛艦)	あぶくま型DE (護衛艦)	輸送艇1号 (輸送艇)
排水量(トン)		2.950	2.000	420
長さ×幅(m)		130×13.6	109×13.4	52×8.7
速力(kt)最大/通常		30/12	27/12	12/10
航続距離(kt/海里)		20×5.590	18×5.624	10×1.706
とう裁量	人員	540名	400名	200名
	物資	20トン	10トン	25トン
備考				

(2) 航空機(基地 大村)

機種	速力(ノット)	航続距離	とう載量
SH-60	巡航 130	約400海里 (740km)	人員5名(乗員外)

10 救急医療体制

(県医療政策課)

ア 長崎県の救急医療体制

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

地域名	初期救急医療体制				二次救急医療体制			三次救急医療体制	
	休日夜間急患センター	診療日	在宅当番医制	診療日	病院群輪番制病院	救急医療協力病院	その他の医療体制		
長崎	長崎市夜間急患センター	月～土 休日 年末年始	長崎市医師会 西彼杵医師会	休日 休日	長崎南 長崎市立市民病院 長崎記念病院 十善会病院 長崎北 長崎原爆病院 井上病院 済生会長崎病院	掖済会病院 田上病院 (国)長崎病院 聖フランシスコ病院 長崎百合野病院	長崎地区 大久保病院 三菱病院 千綿病院 出島病院 長崎市立病院成人病センター	長崎北徳洲会病院 虹が丘病院 上戸町病院 恵美須町病院 光晴会病院 日浦病院 長崎友愛病院 ながさきハートクリニック	長崎大学病院 救命救急センター (国)長崎医療センター 救命救急センター 佐世保市立総合病院 救命救急センター
佐世保 県北	佐世保市立急病診療所	月～金 休日 年末年始	佐世保市医師会 平戸市医師会 北松浦医師会	休日 休日 休日	佐世保市立総合病院 佐世保中央病院 佐世保共済病院 三川内病院 千住病院 俵町浜野病院	長崎労災病院 福田外科病院 京町内科病院 久保内科病院 杏林病院 北松中央病院	平戸市立生月病院 潜竜徳田循環器科内科整形外科病院 押淵病院 柿添病院	平戸市民病院 靑洲会病院	
県央			諫早医師会 大村市医師会 東彼杵郡医師会	休日 休日 休日	健康保険諫早総合病院 宮崎病院 西諫早病院 長崎原爆諫早病院	市立大村市民病院 (国)長崎川棚医療センター (国)長崎医療センター	貞松病院 諫早記念病院		
県南			島原市医師会 南高医師会	休日 休日	長崎県島原病院 愛野記念病院 哲翁病院	柴田長庚堂病院 泉川病院 公立新小浜病院			
五島 上五島			五島医師会	休日 平日夜間	長崎県五島中央病院		長崎県富江病院 長崎県奈留病院 長崎県上五島病院	小値賀町国民健康保険診療所	
壱岐			壱岐医師会	休日	壱岐市民病院 光武内科循環器科病院				
対馬			対馬市医師会	休日	長崎県対馬いづはら病院 長崎県中対馬病院 長崎県上対馬病院				2 医療機関は再掲
県全体	2 カ所		13 都市医師会		42 病院(39)		14 病院(11)	9 病院、2 診療所(11)	3 病院(3)

* 「 」印は救急告示医療機関、()の数字は救急告示医療機

イ 救急告示医療機関一覧表

平成 24 年 4 月 1 日現在

施設名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
長崎市立市民病院 (095-822-3251)	長崎市	長崎市新地町 6-39	内・小・精・心内・外・整・産婦・眼・耳・皮・泌・リ八・放・麻・呼・消・循・リウ・呼外・小外・肛・神内
十善会病院 (095-821-1214)	社会福祉法人	長崎市籠町 7-18	内・外・整・脳・婦・泌・形・リ八・放・消・循・呼・神内・肛・リウ
長崎記念病院 (095-871-1515)	社会医療法人	長崎市深堀町 1 丁目 11-54	内・消・小・外・整・放・泌・肛・形・呼・循・リ八・麻・脳・胃・心外
出島病院 (095-822-2323)	医療法人	長崎市出島町 12-23	外・消・神内・心内・血内・循・内
田上病院 (095-826-8186)	医療法人	長崎市田上 2-14-15	内・呼・消・外・整・眼・放・小・リ八・循
日本海員掖済会長崎病院 (095-824-0610)	社団法人 日本海員掖済会	長崎市樺島町 5-16	内・外・整・皮・泌・放・消・呼・リ八・肛・リウ・気管・心内・糖内・脂内・漢内・老内・内視・乳外・腫外
済生会長崎病院	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部	長崎市片淵 2-5-1	内・呼・循・消・糖内・代謝・内分・腎内・透析・外・乳腺・肛・整・脳外・大腸・小・泌・婦・リ八・放
上戸町病院 (095-879-0705)	医療法人 財団	長崎市上戸町 4-2-20	内・外・整・リ八・リウ・消・呼・肛・循・放・神内
井上病院 (095-844-1281)	医療法人	長崎市宝町 6-12	内・呼・消・循・外・放・形・リ八・脳・神内・麻・眼
長崎大学病院 (095-819-7200)	国立大学法人 長崎大学	長崎市坂本 1-7-1	内・小・精・神・外・整・脳・産婦・眼・耳・皮・形・泌・放・麻・心外
長崎北徳洲会病院 (095-857-3000)	医療法人	長崎市滑石 1-12-5	内・外・整・脳・放・形・リ八・精・神・呼・胃・麻・心内・皮
虹が丘病院 (095-856-1112)	医療法人	長崎市虹が丘町 1-1	内・外・整・リ八・循・呼・消・皮・神内・肛・放・糖内・脂内・腎内・透析・リウ
恵美須町病院 (095-824-9131)	医療法人	長崎市恵美須町 3-4	内・外・循・脳・消・呼・麻・リ八・放
聖フランシスコ病院 (095-846-1888)	宗教法人	長崎市小峰町 9-20	内・呼・消・循・外・整・呼外・放・泌・リ八・心外
長崎原爆病院 (095-847-1511)	日本赤十字社 長崎県支部	長崎市茂里町 3 番 15 号	内・小・外・整・皮・泌・産婦・眼・耳・放・リ八・麻

施設名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
光晴会病院 (095-857-3533)	医療法人	長崎市葉山1-3-12	循・消・放・泌・心外・神内・ リウ・リハ・呼・外
長崎市立病院成人病センター (095-861-1111)	長崎市	長崎市淵町20-5	内・心外・泌・放・循・呼・ 消
日浦病院 (0959-25-0039)	医療法人	長崎市下黒崎町1402	内・小・外・整・脳・リハ・ 皮
長崎友愛病院 (095-892-0630)	医療法人	長崎市蚊焼町2314-1	内・外・整・形・リハ・眼・ 皮
ながさきハートクリニック (095-818-4199)	医療法人	長崎市恵美須町4-1	循内・心外
佐世保共済病院 (0956-22-5136)	国家公務員 共済組合 連合会	佐世保市島地町10-17	内・循・外・整・小・皮・泌・ 産婦・眼・耳・リハ・放・麻・ 口外
佐世保中央病院 (0956-33-7151)	医療法人	佐世保市大和町15	内・呼・消・循・神内・外・整・ 脳・呼外・心外・眼・耳・皮・ 泌・小・リウ・リハ・放・麻
佐世保市立総合病院 (0956-24-1515)	佐世保市	佐世保市平瀬町9-3	内・呼・消・循・神内・外・整・形・ 脳外・心外・産婦・眼・耳・皮・泌・ 精・小・歯・リハ・放・麻
杏林病院 (0956-38-3373)	個人	佐世保市早苗町491-14	内・呼・消・循・胃・外・整・ 皮・泌・肛・リハ・放
千住病院 (0956-24-1010)	医療法人	佐世保市宮地町5-5	内・呼・消・循・アレ・リハ・ 放
久保内科病院 (0956-49-3377)	医療法人	佐世保市田原町11-9	内・放・循・リハ・神内・消
福田外科病院 (0956-34-0151)	医療法人	佐世保市藤原町38-3	胃・外・整・リハ・麻・放
京町内科病院 (0956-25-2255)	医療法人	佐世保市本島町1-20	内・胃・循・呼
長崎労災病院 (0956-49-2191)	独立行政法人 労働者健康 福祉機構	佐世保市瀬戸越2-12-5	内・循・外・整・形・脳外・ 眼・耳・皮・泌・リハ・麻・ 放
三川内病院 (0956-30-8011)	医療法人	佐世保市三川内本町290	内・胃・外・肛・リハ・麻
俵町浜野病院 (0956-22-6548)	医療法人	佐世保市俵町22-1	内・循・整・リハ・消・外・ 肛・呼
北松中央病院 (0956-65-3101)	地方独立 行政法人	佐世保市江迎町赤坂299	内・呼・循・消・糖・代謝・ 内分泌・泌・腎・神内・外・ 整・脳・リハ・放
潜竜徳田循環器科内科 整形外科病院 (0956-66-9221)	医療法人	佐世保市江迎町田ノ元467	内・小・外・整・皮・循・リ ハ
長崎百合野病院 (095-857-3366)	医療法人	西彼杵郡時津町元村郷1155-2	内・呼・循・消・外・整・脳 外・リハ・放

施設名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
市立大村市民病院 (0957-52-2161)	大村市	大村市古賀島町 133-22	内・循・糖・神内・外・心外・整・脳外・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・口外
長崎医療センター	独立行政法人 国立病院機構	大村市久原 2-1001-1	内・呼・消・循・神内・外・整・形・脳外・心外・産婦・眼・耳・気管・皮・泌・精・小・歯・アレ・リウ・リハ・放・麻
貞松病院 (0957-54-1161)	医療法人	大村市東本町 537	内・整・形・リウ・リハ
長崎川棚医療センター (0956-82-3121)	独立行政法人 国立病院機構	川棚町下組郷 2005-1	内・呼・循・消・代謝・神内・感染・外・整・脳外・皮・リハ・放・歯
宮崎病院 (0957-25-4800)	医療法人	諫早市久山町 1575-1	内・呼・消・循・神内・外・整・形・脳外・泌・美・リハ・麻
諫早記念病院 (0957-22-0370)	医療法人	諫早市天満町 2-21	内・呼・循・消・心・糖・代謝・神内・老年・アレ・外・肛・整・リウ・リハ
西諫早病院 (0957-25-1150)	医療法人	諫早市貝津町 3015	内・呼・消・循・外・整・脳外・皮・リハ・放
健康保険諫早総合病院 (0957-22-1380)	全国社会保険 協会連合会	諫早市永昌東町 24-1	内・呼・消・循・神内・外・整・産婦・眼・耳・皮・泌・小・歯・リウ・放・麻
長崎県島原病院 (0957-63-1145)	長崎県 病院企業団	島原市下川尻町 7895	内・外・整・脳外・麻・放・小・泌・眼・皮・耳
泉川病院 (0957-72-2017)	医療法人	南島原市深江町丁 2405	内・呼・循・消・腎・感染・透析・外・乳腺・整・アレ・リウ・皮・リハ・放
愛野記念病院 (0957-36-0015)	医療法人	雲仙市愛野町甲 3838-1	内・呼・消・循・外・整・形・婦・小・アレ・リウ・リハ・麻
公立新小浜病院 (0957-74-2211)	町村組合	雲仙市小浜町南本町 93	内・呼・消・循・神内・外・整・形・脳外・心外・精・リハ
柴田長庚堂病院 (0957-64-1111)	医療法人	島原市中堀町 68	内・呼・消・循・リハ・放
国民健康保険平戸市民病院 (0950-28-1113)	平戸市	平戸市草積町 1125-12	内・外・整・眼・小・リハ・放
柿添病院 (0950-23-2151)	医療法人	平戸市鏡川町 278	内・循・外・整・耳・皮・泌・小・小外・歯・リハ・放・麻
平戸市立生月病院 (0950-53-2155)	平戸市	平戸市生月町山田免 2965	内・外・整・小・リハ
押漕病院 (0956-75-0311)	医療法人	松浦市御厨町里免 37-1	内・循・外・整・形・リハ・麻
青洲会病院 (0950-57-2155)	医療法人	平戸市田平町山内免 612-4	内・胃・外・整・脳外・泌・リハ・放

施設名	経営主体	所在地	標ぼう診療科目
長崎県五島中央病院 (0959-72-3181)	長崎県病院 企業団	五島市吉久木町 205	内・循・神内・外・整・脳外・ 精・小・皮・泌・産婦・眼・ 耳・リハ・放
長崎県奈留病院 (0959-64-2014)	長崎県病院 企業団	五島市奈留町浦 1644	内・外・整・眼・皮・泌・精・ 小・リハ
長崎県富江病院 (0959-86-2131)	長崎県病院 企業団	五島市富江町狩立 499	内・外・整・眼・小・リハ
長崎県上五島病院 (0959-52-3000)	長崎県病院 企業団	新上五島町青方郷 1549-11	内・神内・外・精・小・皮・ 泌・産婦・眼・耳・リハ・放
小値賀町国民健康保険診療所 (0959-56-4111)	小値賀町	小値賀町笛吹郷 1757-8	内・整・眼・小・精
壱岐市民病院 (0920-47-1131)	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町東触 1626	内・外・整・産婦・眼・耳・ 泌・精・小・リハ・放・麻
光武内科循環器科病院 (0920-47-0023)	医療法人	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	内・呼・消・循・神内・整・ 皮・リハ
長崎県中対馬病院 (0920-54-2024)	長崎県病院 企業団	対馬市美津島町鶏知甲 1304-1	内・呼・循・神内・外・整・ 脳外・リウ・小・皮・泌・眼・ 耳・リハ・放
長崎県対馬いづはら病院 (0920-52-1910)	長崎県病院 企業団	対馬市巖原町東里 303-1	内・循・神内・外・整・脳外・ 精・リウ・小・皮・泌・産婦・ 眼・耳・リハ・放・救・麻
長崎県上対馬病院 (0920-86-4321)	長崎県病院 企業団	対馬市上対馬町比田勝 630	内・神内・外・整・脳外・精・ 小・皮・泌・産婦・眼・耳・ リハ・放

ウ 防疫用薬剤等調達先調

平成 24 年 4 月 1 日現在

	名 称	所 在 地	電話番号
1	東 七 (株) 長 崎 支 店	長崎市昭和 3 - 2 - 15	095 - 848 - 1111
2	東 七 (株) 長 崎 南 営 業 所	長崎市油屋町 2 - 23	095 - 826 - 3123
3	(株) 翔 薬 長 崎 営 業 所	長崎市弥生町 8 - 18	095 - 823 - 2120
4	(株) 翔 薬 長 崎 北 営 業 所	長崎市葉山 2 - 30 - 7	095 - 856 - 1551
5	三 和 化 工 薬 品 (株)	長崎市栄町 4 - 13	095 - 821 - 2563
6	(株)テクノ・スズタ商品センター	長崎市中里町 1384	095 - 839 - 3090
7	藤 村 薬 品 (株)	長崎市田中町 2022	095 - 837 - 8331
8	藤 村 薬 品 (株) 浦 上 営 業 所	長崎市扇町 12 - 23	095 - 844 - 4161
9	富 田 薬 品 (株) 長 崎 支 店	長崎市光町 3 - 1	095 - 862 - 1166
10	(株)宮崎温仙堂商店長崎支店	長崎市大浦町 1 - 2	095 - 822 - 2234
11	九 州 東 邦 (株) 長 崎 営 業 所	長崎市田中町 582 - 3	095 - 813 - 3890
12	(株)アトル長崎支店	長崎市浪の平町 4 - 23	095 - 822 - 0303
13	東 七 (株)	佐世保市瀬戸越 4 丁目 1318 - 1	0956 - 41 - 0777
14	東 七 (株) 早 岐 営 業 所	佐世保市広田 3 丁目 37 - 10	0956 - 38 - 2000
15	(株)翔薬佐世保支店	佐世保市有福町 297 - 2	0956 - 58 - 2100
16	九 州 東 邦 (株) 佐 世 保 営 業 所	佐世保市卸本町 335	0956 - 34 - 3351
17	(株)テクノ・スズタ佐世保営業所	佐世保市日野町 755	0956 - 28 - 4365
18	(株)アトル佐世保支店	佐世保市早苗町 522 - 3	0956 - 38 - 3101
19	富 田 薬 品 (株) 佐 世 保 営 業 所	佐世保市大和町 939	0956 - 31 - 3325
20	藤 村 薬 品 (株) 佐 世 保 支 店	佐世保市卸本町 8 - 1	0956 - 31 - 7106
21	(株)宮崎温仙堂商店佐世保支店	佐世保市上原町 5 - 1	0956 - 38 - 3600
22	東 七 (株) 大 村 営 業 所	大村市東三城町 15 - 2	0957 - 53 - 3165
23	(株)アトル大村支店	大村市原口町 646 - 1	0957 - 55 - 8188

	名 称	所 在 地	電話番号
24	(株)宮崎温仙堂商店大村支店	大村市松山町 265 - 1	0957 - 53 - 2163
25	九州東邦(株)諫早大村営業所	大村市陰平町 48 - 1	0957 - 54 - 4433
26	(株)翔薬 諫早支店	諫早市小船越町 948 - 1	0957 - 22 - 3310
27	東七(株)諫早営業所	諫早市八天町 16 - 2	0957 - 35 - 5755
28	藤村薬品(株)諫早支店	諫早市小船越町 1076	0957 - 22 - 0360
29	(株)宮崎温仙堂商店	諫早市東小路町 2 - 28	0957 - 22 - 3350
30	富田薬品(株)諫早営業所	諫早市小川町 54 - 1	0957 - 23 - 8015
31	(株)翔薬 島原営業所	島原市北門町 1577 - 1	0957 - 62 - 7317
32	富田薬品(株)島原営業所	島原市八幡町 8427 - 1	0957 - 63 - 1458
33	(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市上の町 900	0957 - 62 - 2201
34	藤村薬品(株)島原営業所	島原市西八幡町 8482 - 1	0957 - 63 - 7890
35	東七(株)島原営業所	島原市下折橋町 3802	0957 - 62 - 7766
36	東七(株)五島営業所	五島市末広町 1	0959 - 72 - 4145
37	藤村薬品(株)五島支店	五島市中央町 2 - 10	0959 - 72 - 5155
38	(株)宮崎温仙堂商店五島支店	五島市三尾町 2-3-37	0959 - 72 - 5171
39	(株)翔薬 五島支店	五島市中央町 2 - 9	0959 - 72 - 4365
40	(株)アトル 対馬支店	対馬市厳原町東里字野良 290 - 3	0920 - 52 - 0867
41	九州東邦(株)対馬営業所	対馬市厳原町宮谷 83	0920 - 52 - 0034
42	(株)宮崎温泉堂商店長崎北支店	西彼杵郡時津町本村郷 1107 - 2	095 - 865 - 8877

11 緊急輸送道路ネットワーク計画

(県道路建設課 : 道路維持課)

緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

資料 (平成 6 年度 交通量センサス)

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)				道路整備等状況 (km, %)				D I D 地区内道路整備等状況 (km)			車線数及び D I D 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長		路線の多重化、代替性に関する状況と対応策		
			路線延長 B	車線別延長			5.5m以上改良済み区 A	道路改良 % A / B	の内の改良予定 (5 ヶ年以内) 区間延長 =	- の内の代替路線がある区間延長 =	I D 地区 4 車線以上区間延長	I D 地区 D 内 4 車線未満区間延長 =	の内の 4 車線以上への改良予定 (5 ヶ年以内) 区間延長 =	脆弱区間延長 (km)		代替路線の状況	脆弱路線に対する 5 ヶ年以内の対応策	
				4 以上	4 - 2	4 未満 :								- (+)	-			
第 1 次	国土開発幹線自動車道等	九州横断自動車道長崎大分線	34.9	34.9	0.0	0.0	34.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道 34 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 34 号	75.2 (7.4)	21.3 (7.4)	63.9	0.0	75.2	100.0	0.0	0.0	5.6	13.4	0.0	0.0	13.4	0.0	国道 206 号 ~ 国道 20 号 ~ 九州自動車道といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 35 号	17.5	10.0	7.5	0.0	17.5	100.0	0.0	0.0	8.0	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0	国道 204 号線 ~ 国道 498 号 ~ 柚木吉井線といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 57 号	62.9 (4.6)	5.3	57.6 (4.6)	0.0	62.9	100.0	0.0	0.0	1.8	1.2	0.0	0.0	1.2	0.0	国道 251 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 202 号	95.3 (3.9)	3.2	84.2 (3.9)	7.9	87.4	91.7	5.0	0.0	3.2	6.6	0.0	2.9	6.6	0.0	国道 206 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 204 号	83.3	9.7	62.3	1.3	82.0	97.9	0.0	1.0	9.1	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	佐世保日野松浦線等が代替路線	
	一般国道	一般国道 205 号	23.2	0.5	22.7	0.0	23.2	100.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	九州自動車道等が代替路線	
	一般国道	一般国道 206 号	49.1	8.7	40.4	0.0	49.1	100.0	0.0	0.0	7.0	0.7	0.0	0.0	0.7	0.0	国道 202 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 207 号	23.7	0.0	22.6	1.1	22.8	95.4	0.0	0.0	0.0	4.6	0.0	1.1	4.6	0.0	国道 34 号 ~ 国道 444 号といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 251 号	59.6	2.2	53.7	3.7	55.9	93.8	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	3.7	3.4	0.0	国道 57 号線等が代替路線	
	一般国道	一般国道 382 号	107.7	0.0	61.2	46.5	61.2	58.0	8.3	0.0	0.0	0.4	0.0	38.2	0.4	0.0	勝本石田線等が代替路線	
	一般国道	一般国道 383 号	3.8	0.0	3.6	0.0	3.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道 204 号線と平戸市役所を結ぶ路線が国道 383 号のみ	
	一般国道	一般国道 384 号	78.6	0.0	34.8	43.8	34.8	44.3	9.3	0.0	0.0	2.5	0.0	34.5	2.5	0.0	福江富江線等が代替路線	
	一般国道	一般国道 444 号	14.3 (6.0)	0.0	3.8 (6.0)	10.5	3.8	26.6	4.3	0.0	0.0	2.9	0.0	6.2	2.9	0.0	国道 34 号 ~ 国道 207 号といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 497 号 (西九州自動車道)	17.2 (5.4)	0 (5.4)	17.2	0.0	17.2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道 205 号 ~ 国道 34 号といったルートが代替路線	
一般国道	一般国道 498 号	10.7	0.0	10.3	0.4	10.3	96.3	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.4	3.0	0.0	佐世保日野松浦線 ~ 栗木吉井線といったルートが代替路線		

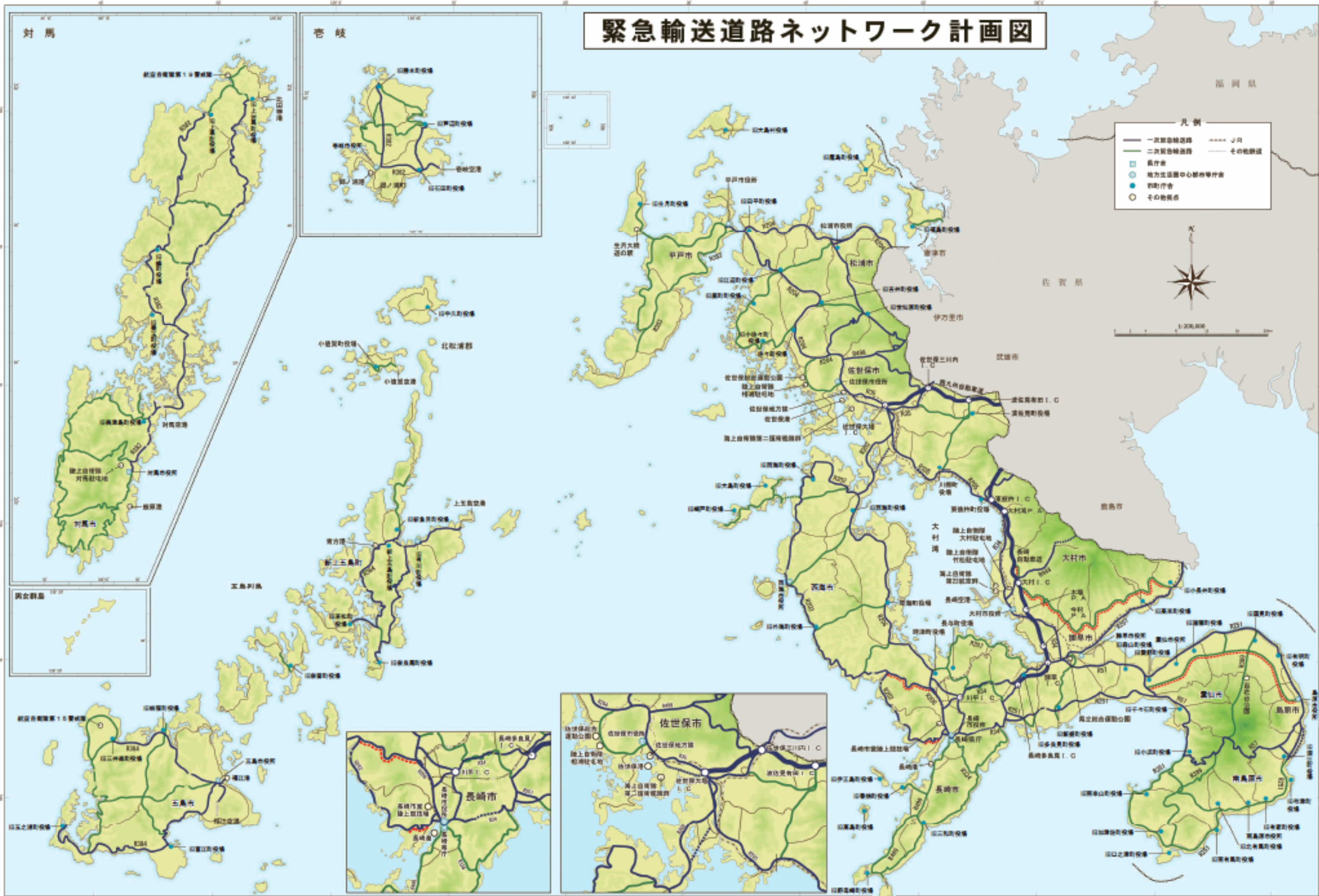
第1次	主要地方道 (都道府県道)	佐世保日野松浦線	25.4	0.0	12.4	13.0	12.4	48.8	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0	12.6	0.7	国道204号等が代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	勝本石田線	11.2	0.0	4.0	7.2	4.0	35.7	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	国道382号等が代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	有川新魚目線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道384号と新魚目町役場を結ぶ 路線は有川新魚目線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	福江富江線	13.9	0.0	10.4	3.5	10.4	74.8	3.5	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	2.5	福江荒川線～富江岐宿線といった ルートが代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	福江空港線	3.2	0.0	0.8	2.4	0.8	25.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	2.4	0.8	国道384号と福江空港を結ぶ路線は 福江空港線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	上対馬豊玉線	50.4	0.0	7.4	43.0	7.4	14.7	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	38.2	0.0	国道382号等が代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	有川奈良尾線	22.7	0.0	3.8	18.9	3.8	16.7	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.8	0.0	国道384号のみが代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	若松白魚線	4.7	0.0	1.8	3.1	1.8	34.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	国道384号日島猿浦線を結ぶ路線は 若松白魚線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	玉之浦大宝線	9.5	0.0	2.2	7.3	2.2	23.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	国道384号と玉之浦役場を結ぶ路線は 玉之浦大宝線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	対馬空港線	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道382号と対馬空港を結ぶ路線は 対馬空港線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	壱岐空港線	2.7	0.0	2.1	0.8	2.1	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	勝本石田線壱岐空港を結ぶ路線は 壱岐空港線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	上五島空港線	11.9	0.0	4.1	7.8	4.1	34.5	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	6.6	0.0	国道384号と上五島空港を結ぶ路線は 上五島空港線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	長崎空港線	2.7	0.0	2.7	0.0	2.7	100.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0		国道34号と長崎空港を結ぶ路線は 長崎空港線のみ
	主要地方道 (都道府県道)	柚木三川内線	13.1	0.0	0.0	13.1	5.4	41.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1	0.0	国道498号～国道204号～国道35号 といったルートが代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	栗木吉井線	10.0 (2.4)	0.0	5.5 (2.4)	4.6	5.5	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	国道498号～佐世保日野松浦線と いったルートが代替路線
	主要地方道 (都道府県道)	昭和馬町線	2.8	0.0	2.8	0.0	2.6	100.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0	2.0	国道34号～国道206号といった ルートが代替路線
	その他道路	臨港道路	6.0													
	小計	927.8 (29.7)	95.8 (12.8)	686.4 (16.9)	239.6	887.6	74.1	41.3	0.0	34.7	50.0	0.0	198.3	50.0		

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)				道路整備等状況 (km, %)				D I D 地区内道路整備等状況 (km)			車線数及び D I D 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長		路線の多重化、代替性に関する状況と対応策	
			路線延長 B	車線別延長			5.5m以上改良済み区 A	道路改良 % A / B	の内の改良予定 (5ヶ年以内) 区間延長 =	- の内の代替路線がある区間延長 =	I D 地区 4 車線以上区間延長	I D 地区 D 内 4 車線未満区間延長 =	の内の 4 車線以上への改良予定 (5ヶ年以内) 区間延長 =	脆弱区間延長 (km)		代替路線の状況	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策
				4 以上	4 ~ 2	4 未満 :								- (+)	-		
第 2 次	一般国道	一般国道 207 号	28.5	0.0	14.4	14.1	14.4	50.5	1.1	0.0	0.0	4.0	0.0	13.0	4.0	国道 34 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 251 号	54.6	1.3	52.4	0.9	63.7	98.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	国道 57 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 324 号	7.6	0.0	7.5	0.1	7.5	98.7	0.0	0.0	0.0	7.8	0.0	0.1	7.6	国道 34 号 - 野母崎宿線といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 382 号	4.1	0.0	3.2	0.9	3.2	78.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	上対馬豊玉線 - 上県子鹿浦線といったルートが代替路線	
	一般国道	一般国道 383 号	29.8	0.0	20.8	8.8	20.8	70.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8	0.0	平戸田平線のみが代替路線	
	一般国道	一般国道 384 号	23.9	0.0	16.2	7.7	16.2	67.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	富江岐宿線等が代替路線	
	一般国道	一般国道 389 号	45.3	0.0	26.5	18.8	26.5	58.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0	国道 251 号等が代替路線	
	一般国道	一般国道 499 号	27.3	4.9	12.5	9.9	17.4	63.7	0.6	0.0	0.0	4.5	0.3	9.3	4.2	国道 324 号 - 野母崎宿線といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	佐世保嬉野線	7.8	0.0	6.8	1.0	6.8	87.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	国道 35 - 国道 205 号 - 川棚有田線といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	佐世保日野松浦線	9.7	7.3	1.7	0.7	9.0	92.8	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.7	2.4	国道 204 号と佐世保総合公園を結ぶ路線は佐世保日野松浦線のみ	
	主要地方道 (都道府県道)	佐々鹿町江迎線	28.8	0.0	22.3	6.5	22.3	77.4	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	国道 204 号と小佐々町役場を結ぶ路線は佐々鹿町江迎線のみ	
	主要地方道 (都道府県道)	川棚有田線	11.5	0.0	6.5	6.0	6.6	56.5	1.3	0.0	0.0	0.8	0.0	3.7	0.8	国道 205 号 - 西九州自動車道といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	東長崎長与線	13.7	0.0	9.2	4.5	9.2	67.2	0.7	0.0	0.0	1.3	0.0	3.8	1.3	国道 207 号 - 国道 206 号 - 国道 34 号といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	大瀬戸西彼線	13.0	0.0	8.0	5.0	8.0	61.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	国道 202 号 - 国道 206 号といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	福江荒川線	14.8	0.0	10.4	4.4	10.4	70.3	2.2	0.0	0.0	0.5	0.0	2.2	0.5	国道 384 号等が代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	勝本石田線	11.1	0.0	7.4	3.7	7.4	66.7	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	国道 382 号等が代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	巖原豆酸美津島線	60.0	0.0	9.4	50.6	9.4	15.7	6.9	0.0	0.0	1.0	0.0	43.7	1.0	国道 382 号 - 棧原小茂田線といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	有川新魚目線	14.4	0.0	3.4	11.0	3.4	23.6	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	0.0	新魚目町役場と小瀬良港を結ぶ路線は有川新魚目線のみ	
	主要地方道 (都道府県道)	富江岐宿線	21.6	0.0	2.8	18.8	2.8	13.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.5	0.0	国道 384 号 - 福江富江線といったルートが代替路線	
	主要地方道 (都道府県道)	野母崎宿線	45.8	0.0	11.2	34.4	11.2	24.6	2.8	0.0	0.0	2.5	4.0	31.6	2.5	国道 34 号 - 国道 499 号といったルートが代替路線	
主要地方道 (都道府県道)	香焼江川線	2.3	2.3		0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	2.3	国道 499 号と香焼町役場を結ぶ路線は香焼江川線のみ		

主要地方道 (都道府県道)	平戸田平線	38.0	0.0	13.2	24.8	13.2	34.7	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	22.1	0.0	国道383号のみが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	平戸生月線	14.1	0.0	11.2	2.9	11.2	79.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	平戸田平線と生月町役場を結ぶ 路線は平戸生月線のみ
主要地方道 (都道府県道)	崎戸大島線	12.2	0.0	7.9	4.3	7.9	64.8	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	黒瀬馬込港線と崎戸町役場を結ぶ 路線は崎戸大島線のみ
主要地方道 (都道府県道)	諫早飯盛線	9.4	0.0	8.4	1.0	8.4	89.4	0.8	0.0	0.0	0.6	0.0	0.2	0.6	国道57号～国道251号といった ルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	西彼大田和港線	7.4	0.1	7.3	0.1	7.3	98.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	国道202号等が代替路線
主要地方道 (都道府県道)	棧原小茂田線	17.9	0.0	3.8	14.1	3.8	21.2	0.7	0.0	0.0	0.1	0.0	13.4	0.1	国道382号～厳原豆敷美津島線と いったルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	木佐佐賀線	5.5	0.0	0.8	4.7	0.8	14.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	国道382号～上対馬豊玉線といった ルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	粟木吉井線	6.5	0.0	5.0	1.5	5.0	76.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	国道204号～佐世保日野松浦線と いったルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	神浦港長浦線	15.3	0.0	4.5	10.8	4.5	29.4	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	国道202号～国道206号といった ルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	御厨田代江迎線	3.2	0.0	2.2	1.0	2.2	68.8	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	国道204号～松浦江迎線といった ルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	上県小鹿港線	2.7	0.0	1.2	1.6	1.2	44.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	国道382号～上対馬豊玉線といった ルートが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	郷ノ浦沼津勝本線	12.4	0.0	6.1	7.3	5.1	41.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	国道382号のみが代替路線
主要地方道 (都道府県道)	小浜北有馬線	14.5	0.0	4.0	10.6	4.0	27.6	0.9	0.0	0.0	0.4	0.0	9.8	4.0	国道251号等が代替路線
主要地方道 (都道府県道)	大島太田和線	(1.1)		(1.1)											国道202号と寺島馬込港線を結ぶ 路線は大島太田和線のみ
一般都道府県道	福島伊万里線	6.9	0.0	4.9	1.0	4.9	83.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	国道204号と福島町役場を結ぶ 路線は福島伊万里線のみ
一般都道府県道	竹敷 知線	6.3	0.0	4.8	0.7	4.6	86.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	厳原豆敷美津島線と竹敷港を結ぶ 路線は竹敷 知線のみ
一般都道府県道	湯ノ本芦辺線	10.3	0.0	4.2	6.1	4.2	40.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	国道382号～勝本石田線といった ルートが代替路線
一般都道府県道	小値賀循環線	10.8	0.0	5.0	5.8	5.0	48.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	0.0	小値賀町役場と小値賀空港を結ぶ 路線は小値賀循環線のみ
一般都道府県道	奈留島線	13.5	0.0	2.8	10.7	2.8	20.7	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	10.2	0.0	奈留町役場と相ノ浦港を結ぶ路線は 奈留島線のみ
一般都道府県道	雲仙神代線	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道251号～国道389号～広域農道 といったルートが代替路線
一般都道府県道	黒瀬馬込港線	2.9	0.0	2.7	0.2	2.7	93.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	崎戸大島線と大島町役場を結ぶ路線 は黒瀬馬込港線のみ
一般都道府県道	寺島馬込港線	1.6	0.0	0.8	0.8	0.8	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	大島太田和線と崎戸大島線を結ぶ 路線は寺島馬込港線のみ
一般都道府県道	松浦江迎線	7.6	0.0	4.6	3.0	4.6	60.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	国道204号～御厨田代江迎といった ルートが代替路線
一般都道府県道	大浦比田勝線	12.9	0.0	4.0	8.9	4.0	31.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	0.0	国道382号と比田勝港を結ぶ路線は 大浦比田勝線のみ
一般都道府県道	長崎漁港村松線	7.0	0.0	1.0	6.0	1.0	14.3	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	6.0	1.0	国道206号～臨海道路～国道202号 といったルートが代替路線

第2次	一般都道府県道	瀬浦飯原港線	11.9	0.0	0.7	11.2	0.7	5.9	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9	0.0	飯原豆飯美津島線のみが代替路線	
	一般都道府県道	貝津岳浜ノ畔線	15.2	0.0	0.9	14.3	0.9	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	三井楽町役場と航空自衛隊第15警戒群を結ぶ路線は貝津岳浜ノ畔線のみ	
	一般都道府県道	比田勝港線	1.8	0.0	1.8	0.0	0.5	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	大浦比田勝線と比田勝港を結ぶ路線は比田勝港線のみ	
	その他の道路	広域農道	(22.4)													国道57号-国道251号といったルートが代替路線	
	その他の道路	広域農道	12.9 (36.0)													国道34号-国道207号といったルートが代替路線	
		小計	765.0 (59.5)	15.8	376.3 (50.0)	60.0	390.8	50.5	38.9	0.0	3.5	32.6	0.3	321.6	32.3		
		合計(第1、2次)	1892.8 (89.2)	107.2 (12.8)	967.1 (66.9)	599.6	1078.4	63.3	80.2	0.0	38.2	82.6	0.3	519.9	82.3		

緊急輸送道路ネットワーク計画図



平成 13 年 5 月 31 日 作成
平成 14 年 5 月 31 日 修正
平成 15 年 8 月 26 日 修正
平成 16 年 5 月 26 日 修正
平成 17 年 5 月 23 日 修正
平成 18 年 5 月 31 日 修正
平成 19 年 5 月 31 日 修正
平成 20 年 5 月 28 日 修正
平成 21 年 6 月 5 日 修正
平成 22 年 6 月 1 日 修正
平成 23 年 11 月 24 日 修正
平成 24 年 6 月 4 日 修正

長 崎 県 地 域 防 災 計 画 (資 料 編)

編集発行 長崎県防災会議
(長崎県危機管理課)